

2020;101751.

- 17) Jones NR, Qureshi ZU, Temple RJ, Larwood JP, Greenhalgh T, Bourouiba L. Two metres or one: what is the evidence for physical distancing in covid-19? *bmj*. 2020;370
- 18) Ministry of Health, Singapore. Guidance for Use of Masks and Face Shields. Accessed 1 November, 2020.
<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/guidance-for-use-of-masks-and-face-shields>
- 19) World Health Organization. Global surveillance for COVID-19 caused by human infection with COVID-19 virus: interim guidance, 20 March 2020. World Health Organization. Accessed 15 october, 2020.
<https://apps.who.int/iris/handle/10665/331506>
- 20) Cowling BJ, Ip DK, Fang VJ, et al. Aerosol transmission is an important mode of influenza A virus spread. *Nature communications*. 2013;4(1):1-6.
- 21) Asadi S, Wexler AS, Cappa CD, Barreda S, Bouvier NM, Ristenpart WD. Aerosol emission and superemission during human speech increase with voice loudness. *Scientific reports*. Feb 20 2019;9(1):2348. doi: 10.1038/s41598-019-38808-z
- 22) Verma S, Dhanak M, Frankenfield J. Visualizing droplet dispersal for face shields and masks with exhalation valves. *Physics of Fluids*. 2020;32(9):091701.
- 23) 坪倉誠. 室内環境におけるウイルス飛沫感染の予測とその対策. 理化学研究所計算科学研究センター. Accessed 1 November, 2020.
<https://www.r-ccs.riken.jp/jp/fugaku/corona/projects/tsubokura.html>
- 24) Lindsley WG, Noti JD, Blachere FM, Szalajda JV, Beezhold DH. Efficacy of face shields against cough aerosol droplets from a cough simulator. *Journal of occupational and environmental hygiene*. 2014;11(8):509-518.
- 25) Fischer EP, Fischer MC, Grass D, Henrion I, Warren WS, Westman E. Low-cost measurement of face mask efficacy for filtering expelled droplets during speech. *Science Advances*. 2020;6(36):eabd3083.
- 26) Chu DK, Akl EA, Duda S, et al. Physical distancing, face masks, and eye protection to prevent person-to-person transmission of SARS-CoV-2 and COVID-19: a systematic review and meta-analysis. *The Lancet*. 2020;
- 27) 白木公康. 緊急寄稿 (1) 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) のウイルス学的特徴と感染様式の考察. Accessed 15 September, 2020.
<https://www.jmedj.co.jp/journal/paper/detail.php?id=14278>
- 28) Bahl P, Doolan C, de Silva C, Chughtai AA, Bourouiba L, MacIntyre CR. Airborne or droplet precautions for health workers treating COVID-19? *The Journal of infectious diseases*. 2020;
- 29) 厚生労働省. 商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について Accessed 19 September, 2020.
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000616069.pdf>
- 30) Morawska L, Tang JW, Bahnfleth W, et al. How can airborne transmission of COVID-19 indoors be minimised? *Environment international*. 2020;142:105832.
- 31) 倉渕隆, 柳宇 尾. 新型コロナウイルス感染対策としての空調設備を中心とした設備の運用について 2020.
http://www.shasej.org/recommendation/Operation_of_air-conditioning_equipment_and_other_facilities20200407.pdf
- 32) 大岡龍三 山. 新型コロナウイルス感染症制御における「換気」に関して「換気」に関するQ & A 日本建築学会, 空気調和・衛生工学会. Accessed 20, November, 2020.
http://www.shasej.org/recommendation/shase_COVID_ventilizationQ&A.pdf
- 33) 公益社団法人空気調和・衛生工学会新型コロナウイルス対策特別委員会. 商業施設, 事務所に関係する皆様へ. 公益社団法人 空気調和・衛生工学会. Accessed 18 December, 2020.
<http://www.shasej.org/oshirase/2012/2020.12.09%20syogyo.pdf>
- 34) 尾方壮行, 市川真帆, 堤仁美, 有賀隆男, 堀賢, 田辺新一. 模擬咳発生装置による飛沫沈着量分布の測定. 日本

- 建築学会環境系論文集. 2018;83(743):57-64.
- 35) 藤田医科大学. 本学の村田貴之教授が人体に安全な低濃度オゾンガスで新型コロナウイルスを不活性化できる事実を世界で初めて発見しました. 藤田医科大学,. Accessed 17 November, 2020.
<https://www.fujita-hu.ac.jp/news/j93sdv0000007394.html>
- 36) Chen Q. Can we migrate COVID-19 spreading risk? *Frontiers of Environmental Science & Engineering*. 2020;15(3):1-4.
- 37) Kimmitt P, Redway K. Evaluation of the potential for virus dispersal during hand drying: a comparison of three methods. *Journal of applied microbiology*. 2016;120(2):478-486.
- 38) 厚生労働省. 事業場における労働者の健康情報等の取扱規程を策定するための手引き. 厚生労働省. Accessed 29 September, 2020.
<https://www.mhlw.go.jp/content/000497966.pdf>
- 39) 木村聡, 相澤寿子, 増山智子, 仲間恵美子. 病院における手指温風乾燥機とトイレ環境の細菌汚染調査. 日本環境感染学会誌. 2009;24(1):21-26.
- 40) Best E, Parnell P, Wilcox M. Microbiological comparison of hand-drying methods: the potential for contamination of the environment, user, and bystander. *Journal of Hospital Infection*. 2014;88(4):199-206.
- 41) Van Doremalen N, Bushmaker T, Morris DH, et al. Aerosol and surface stability of SARS-CoV-2 as compared with SARS-CoV-1. *New England Journal of Medicine*. 2020;382(16):1564-1567.
- 42) Organization WH. *COVID-19 and food safety: guidance for food businesses: interim guidance, 07 April 2020*. 2020.
- 43) 厚生労働省. 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）. 厚生労働省. Accessed 16, December 2020.
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-1%EF%BC%89
- 44) 「新しい生活様式」の実践例（厚生労働省）（2020）.
- 45) 人との接触を8割減らす、10のポイント（厚生労働省）（2020）.
- 46) Guan WJ, Ni ZY, Hu Y, et al. Clinical Characteristics of Coronavirus Disease 2019 in China. *The New England journal of medicine*. Apr 30 2020;382(18):1708-1720. doi:10.1056/NEJMoa2002032
- 47) Pan Y, Zhang D, Yang P, Poon LL, Wang Q. Viral load of SARS-CoV-2 in clinical samples. *The Lancet Infectious Diseases*. 2020;20(4):411-412.
- 48) Wang W, Xu Y, Gao R, et al. Detection of SARS-CoV-2 in different types of clinical specimens. *Jama*. 2020;323(18):1843-1844.
- 49) World Health Organization. WHO environmental health team reports on Amoy Gardens. *Retrieved April*. 2003;30:20.
- 50) McKinney KR, Gong YY, Lewis TG. Environmental transmission of SARS at Amoy Gardens. *Journal of environmental health*. May 2006;68(9):26-30; quiz 51-2.
- 51) Li YY, Wang JX, Chen X. Can a toilet promote virus transmission? From a fluid dynamics perspective. *Physics of Fluids*. 2020;32(6):065107.

このマニュアルは、令和2年度厚生労働行政推進調査事業補助金（厚生労働科学特別研究事業）「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアルの作成に資する研究（代表者：川上憲人 公益社団法人 日本産業衛生学会・理事長）」において、接客業務（対面サービス）のマニュアル作成グループにより作成されたものです。

本マニュアルとチェックリストの内容は、作成時点の関連するガイドライン等に基づいています。ガイドライン等が更新されている場合には、そちらに準拠してください。

本文に記載したハイパーリンク(URL)は、作成時のものであり、その後の更新などでリンク先が無効になっている場合があります。ご注意ください。

2021年3月

接客業務（対面サービス）のマニュアル作成グループ名簿

<分担研究者・責任者>

大神 明 産業医科大学 産業生態科学研究所 作業関連疾患予防学 教授

<メンバー>（五十音順）

安藤 肇 産業医科大学 産業生態科学研究所 作業関連疾患予防学 助教

池上 和範 産業医科大学 産業生態科学研究所 作業関連疾患予防学 准教授

石松 維世 産業医科大学 産業保健学部 産業衛生科学科 作業環境計測制御学 准教授

河津雄一郎 株式会社平和堂 健康サポートセンター 統括産業医

喜多村紘子 産業医科大学 産業医実務研修センター 准教授

小島 玲子 株式会社丸井グループ ウェルネス推進部長 専属産業医

中田 博文 合同会社 ユー・エス・ジェイ 人事・法務本部 健康管理センター 産業医

東 秀憲 産業医科大学 産業生態科学研究所 労働衛生工学 教授

増田 将史 イオン株式会社 人事企画部 イオングループ総括産業医

<作業部会>

池上 和範 産業医科大学 作業関連疾患予防学 准教授

安藤 肇 産業医科大学 作業関連疾患予防学 助教

吉武 英隆 産業医科大学 作業関連疾患予防学

世古口真吾 産業医科大学 作業関連疾患予防学

馬場 宏佳 産業医科大学 作業関連疾患予防学

接客業務における 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）予防対策チェックリスト

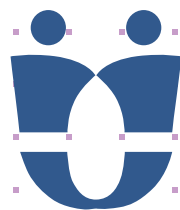
使用方法：各項目について、ほぼできている（○）、改善の余地あり（△）、できていない（×）、該当しない（－）を確認欄に記入します。△、×のついた項目をマニュアルで確認し、改善できないか検討します。

分類	確認項目	確認	マニュアルの 対応部分
1 感染予防対策 に関わる労働 衛生管理体制	1-1 事業者は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を積極的に推進する事を表明し、顧客や従業員へ周知している。	☐	2.(1) 7ページ
	1-2 感染予防対策のための事業場内管理体制を整備している。事業場規模が小さい場合、感染予防対策の担当者を決めている。 (補足) 産業医などの産業保健専門職がいる事業場では、医学的な助言指導を積極的に求め、そうでない事業場は、最寄りの産業保健総合支援センター、産業保健総合支援センター地域窓口（通称：地域産業保健センター）を活用する。	☐	2.(2) 7ページ
	1-3 関係企業（関連会社、派遣会社、業務委託会社など）と情報交換できるように、各会社の担当窓口を確認している。	☐	2.(3) 7ページ
	1-4 従業員が新型コロナウイルスに感染した場合あるいは感染の可能性がある場合、不必要な長期休業を命令しないなどの適正なルールが定められている。	☐	3.(1)3 10ページ
2 職場環境の管 理・改善	2-1 従業員同士あるいは従業員と客とのフィジカルディスタンスが、2mを確保できるようにしている。 (補足) お互いにマスクを着用しているのであれば、1mでも可。	☐	3.(3)1 14ページ
	2-2 店舗内が混雑した場合に、適宜、入場制限や整理券配付等を実施するよう備えている。	☐	3.(3)1 14ページ
	2-3 換気の悪い空間にならないため、建築物衛生法が示す空気環境の基準に適合するように、機械換気や自然換気を行っている。	☐	3.(3)2 14-15ページ
	2-4 店内の相対湿度は、40%以上になるように努めている。	☐	3.(3)3 16ページ

分類		確認項目		確認	マニュアルの 対応部分
		2-5	店舗内の定期清掃、共用機器の定期的な消毒を行い、清潔が維持できている。 (補足) 抗菌コーティングなどは、新型コロナウイルスへの予防効果に関する十分な証拠がなく、清掃・消毒の代替とならないことに留意する。	☐	3.(3)9 17ページ
3	作業方法の管理・従業員の感染防護	3-1	業務中は、従業員へマスク着用を指示し、顧客に対しても、店舗内でのマスク着用を依頼している。	☐	3.(2)1 11-12ページ
		3-2	接客業務において会話が長くなる場合や大声を出さなければならない場合、マスク着用などの个人防护やフィジカルディスタンス、その他（マイクや拡声器などの使用）の対策を徹底している。	☐	3.(2)2 12ページ
		3-3	時間を定めたこまめな石けんでの手洗いまたは消毒薬による手指消毒を、従業員に対し励行している。	☐	3.(2)3 12ページ
		3-4	職場内では、適切な手指消毒薬を使用し、消毒薬を別の容器に移し替えた場合は、必ず薬品名を表示している。	☐	3.(2)3 12ページ
		3-5	レジ業務や窓口業務では、客からの飛沫を直接浴びることを防御する目的として、フェイスシールドや保護めがね、ビニールカーテンなどを使用している。	☐	3.(2)4 12ページ
4	従業員の健康確保・健康管理	4-1	毎日実施すべき体調確認項目（発熱や症状の有無）および該当症状を認めた場合の措置（医療機関受診や出社禁止の指示）を定め、従業員へ周知し、職場で徹底している。	☐	3.(1)1,2 8-9ページ
		4-2	高年齢の従業員、妊娠している従業員または基礎疾患を有する従業員には、必要に応じて就業（通勤を含む）上の配慮を行うようにしている。	☐	3.(1)5 11ページ
		4-3	職場で感染者が発生した場合、過去3日以内の行動履歴を確認するようにしている。	☐	3.(3)9 17ページ
		4-4	濃厚接触者となった疑いがある従業員に対して、保健所により特定されるまでの期間、体調管理を強化すると同時に、あらかじめ自宅待機・テレワーク等の暫定措置を行っている。	☐	3.(1)4 10ページ

分類		確認項目		確認	マニュアルの 対応部分
5	従業員の教育・意識向上	5-1	従業員向けの新型コロナウイルスに関する教育を実施している。 (補足) 症状、感染経路、潜伏期、感染予防対策、体調不良時の対応などに関する内容など。	☐	3.(4)1 18ページ
		5-2	店舗内イベントを開催する場合、地域の流行状況や衛生管理マトリックス評価(別紙)に照らしあわせて、開催是非や開催方法を決めている。	☐	3.(4)2 18ページ
6	その他 (付帯設備での対応、出張対応、プライバシーへの配慮)	6-1	会議室において、対面での会議を開催する場合、参加者は会議出席が必須な者のみ(必要最低限)としている。	☐	5.(1) 27ページ
		6-2	屋内喫煙所内での会話や飲食は禁止し、対人距離を2m以上確保できるよう、利用人数を制限している。	☐	5.(2) 27ページ
		6-3	更衣室内での会話や飲食の禁止を徹底している。	☐	5.(3) 27ページ
		6-4	食堂・休憩室では、利用人数の制限や利用時間の分散を行い、アクリル板などの遮蔽物をテーブルに設置し、入室前の手洗いの徹底、食事中的会話禁止、携帯電話の利用禁止を行っている。	☐	5.(4) 28ページ
		6-5	トイレ・手洗洗面台では、ペーパータオルあるいは個人用ハンカチやハンドタオルを使用し、手洗洗面台などに、正しい手洗いの方法を啓発するポスターを掲示している。	☐	5.(7) 29ページ
		6-6	エレベーターでは、従業員・客ともにマスク着用、会話禁止の措置を行っている。	☐	5.(6) 29ページ
		6-7	適正な個人情報管理(従業員の健康情報管理)、プライバシーへの配慮に関する必要な措置を定めている。	☐	6.(6) 31ページ

このチェックリストは、令和2年度厚生労働行政推進調査事業補助金(厚生労働科学特別研究事業)「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアルの作成に資する研究(代表者:川上憲人 公益社団法人 日本産業衛生学会・理事長)」において、接客業務(対面サービス)のマニュアル作成グループにより作成されたものです。



運輸業(旅客輸送)における 新型コロナウイルス 感染予防・対策マニュアル



新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアルの使用方法

マニュアルを選ぶ

「新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアル」は以下の6つの業種・業態別に作成されています。いちばん近い業種・業態別のマニュアルを選んで使用してください。なお、どの業種・業態でも事務所があることから、オフィス業務用マニュアルの内容は必要に応じてそれ以外のマニュアルにも収載されています。

- 1 オフィス業務：すべての業種の事務所、コールセンターなど。
- 2 製造業：工場など製造現場。
- 3 建設業：建設・工事など。
- 4 接客業務（対面サービス）：小売店、飲食店、ホテル、金融機関など。理美容店、塾などを含む。
- 5 運輸業（旅客輸送）：鉄道、バス、ハイヤー・タクシーなど
- 6 運送・配送サービス業：運送・配送サービス、宅配業務など。

使用方法1：チェックリストを使って重要なポイントを確認した上でマニュアルを見る

巻末に収載されている「チェックリスト」に掲載されている、重要な対策ポイントについて確認します。改善の余地あり（△）、できていない（×）となった項目について、マニュアルの対応する部分で解説や事例を確認し、改善できないか検討します。

運輸業（旅客輸送）における 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）予防対策チェックリスト（抜粋）				
分類	確認項目		確認	マニュアルの 対応部分
	1-1	新型コロナウイルスに対する感染予防対策に関して、事業者が積極的に関与し、適切に情報管理・集約・共有がなされる社内体制を整備している。	☐	2.(2) 6ページ
	1-2	事業者は、新型コロナウイルス感染症に関わる情報源や対策について相談できる専門家（産業保健専門職等）や専門機関を把握し、それらと連携した対応を実施できている。 （補足）産業医等の産業保健専門職がいる事業場では、	☐	2.(2) 7ページ

（マニュアル ○ページ）←

2. 感染予防対策（危機管理）に関わる体制

（2）感染予防対策の体制整備

- ☐ 新型コロナウイルス感染症対策本部等を設置し、事業場における感染予防対策の検討、対策の実施・推進、対策の実施状況の管理等、情報や管理状況の集約ができる体制を整備する。
- ☐ 事業者が積極的に関与し、関連部署、衛生委員会との連携を持つ。
 - ・ 組織体制の例

使用方法2：マニュアルの目次をみて関連する項目を確認する

マニュアルの目次から、関心のある項目の説明を読んで確認し、できるところから実施します。

運輸業（旅客輸送）における 新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアル

目 次

1. はじめに	5
2. 感染予防対策（危機管理）の体制	6
(1) 事業者による方針の表明	6
(2) 感染予防対策の体制整備	6
(3) 取引先企業、業務委託元企業、構内協力会社、下請け会社、派遣会社との方針の協議	7
(4) 事業運営形態の検討	7
(5) 出社形態の検討	8
(6) 差別防止の事前検討と対応	9
(7) 新型コロナウイルスに関連して従業員を休業させる場合の補償等の協議	9
(8) 接触確認アプリ（COCOA）について	10
3. 全従業員に対する対策	11
(1) 全従業員に対する周知・啓発	11
1 日常的な感染拡大時の個人の健康管理	11
2 感染疑い時の出勤自粛等の考え方	13
3 感染が確定した従業員への対応	16
4 濃厚接触者となった場合の対応	16
5 自主的判断で濃厚接触が疑われる場合の対応	18
6 従業員等の意識啓発	20
(2) 出社する従業員への一般的な対応	21
1 感染予防対策の基本の徹底	21
2 乗務員等への対応	22
3 駅・空港・バスターミナル・フェリーターミナル等に勤務する従業員等への対応	24
4 海外からの帰国者・入国者への対応	24
5 海外への出国者への対応	24
6 派遣・業務委託先企業・構内協力会社・下請け会社の従業員への対応	25
7 外国籍従業員への対応	25
8 出張・外勤・研修に参加する従業員の感染予防対策	25
(3) 配慮が必要な従業員への対応	26
1 基礎疾患を持つ従業員への配慮	26
2 障害者雇用従業員への配慮	27
3 妊娠中の従業員への配慮	27
4 高齢従業員への配慮	27
5 同居家族に重症化リスクの高い人がいる従業員への配慮	27

(4) 通勤における感染リスク低減対策	28
1 テレワークや時差出勤の検討	28
2 通勤方法の弾力的な運用の検討	28
(5) 事務室等における対策	28
1 執務フロアの職場環境の確認	28
2 ミーティング、朝礼・点呼、会議等	30
3 エレベーター	31
4 休憩場所（給湯室、冷蔵庫、ゴミ箱含む）・食堂・更衣室・仮眠スペース・喫煙場所	31
5 トイレ・洗面所	33
6 研修会・講習会などにおける留意点	33
7 コールセンターを有する場合	34
8 自宅以外でテレワークを行う場合の留意点	34
4. 車両・航空機・船舶等の設備に関する対策	35
1 車内等換気の方法の確認と確実な換気・利用者への周知	35
2 運転席等の感染防止対策の実施（シールド等）	35
3 運賃等の支払い時のキャッシュレス決済の導入	35
4 車内・機内等の清掃方法や頻度について	35
5 車内のゴミの回収等	35
6 共用器具使用後の手指衛生	35
7 感染者や感染を疑わせる症状等がある者が乗車・搭乗した際の対応について	35
5. 駅・空港・各種ターミナル等における対応について	36
1 3密（密閉・密集・密接）対策・換気状況の確認	36
2 施設内のハイタッチポイントの消毒等について	36
3 施設内の行列対策	36
4 切符販売時（駅窓口・チェックインカウンター等）の対応	36
5 駅改札、保安ゲート、搭乗口等の対応	36
6. その他業種特異的な対策	37
(1) 乗客・利用者への要請・依頼等	37
1 団体旅行等の乗客に対する接触確認アプリ（COCOA）の推奨	37
2 出発前の利用者の体調確認	37
3 乗車時・再乗車時の乗客・利用者の手指衛生・マスク着用をお願い	37
4 乗降時の混雑緩和対策	37
5 乗客・利用者に対するマスク着用、私語控え、車内換気への協力依頼（自動放送等を含む）	37
6 車内・機内等トイレの利用について	37
(2) 乗客・利用者に対する周知等	38
1 乗客への便名等の周知	38
2 降車後の感染判明時のお願い	38
3 乗客名簿等の適切な保管と感染発生時の対応	38

(3) 乗客・利用者が体調不良になった、または感染者・濃厚接触者であった場合の対応	38
1 運行中に体調不良となった乗客への対応	38
2 感染者・濃厚接触者が乗車した際の対応について	38
(4) 駅・空港・各種ターミナル等における対応	39
1 駅・空港・バスターミナル・フェリーターミナル等に勤務する従業員等への対応	39
2 利用者への対応	39
3 構内店舗（レストラン・売店等の対応）	39
7. その他の対策	40
(1) 寮における感染予防策の策定	40
(2) 来客対応	40
(3) 事業場で実施する健康診断の工夫	41
8. その他（情報リソース）情報収集について	42
9. 参考となる図	44
図1：正しい手洗いの仕方、咳エチケット、正しいマスクの着用	44
図2：新しい生活様式の実践例	45
図3：人との接触を8割減らす、10のポイント	46
図4：感染リスクが高まる「5つの場面」	47
図5：3つの密を避けましょう	48
図6：消毒薬の選択	49
図7：次亜酸素酸ナトリウム液の作り方	50
図8：入寮者に発熱、風邪症状がある場合の対応手順の例	51
図9：入寮者に感染者が発生した場合の対応手順の例	52
運輸業（旅客輸送）における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）予防対策チェックリスト	54
【コラム】	
テレワークの労働時間管理	8
手洗いやマスクの着用が大切なのか？	12
新型コロナウイルス検査	14
差別防止や人権への配慮が悪い例	16
ソーシャルディスタンス、ソーシャルディスタンス、フィジカルディスタンス	17
消毒用のアルコール（エタノール）濃度と消防法について	21
手洗いの推奨例	21
遮蔽板の高さ	29
テーブルなどの消毒	29
エレベーターは高リスクか？	30
空気清浄機・空間除菌装置・抗菌コーティングについて	32

1. はじめに

職場における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策は、感染拡大防止と従業員の生命・健康の保持にとって極めて重要である。厚生労働省は、2020年5月14日付で職場における新型コロナウイルスへの感染予防と健康管理の強化について、経済団体などに協力を依頼し、同時に「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を公表し、以後も状況に応じて改訂を行っている。一般社団法人日本経済団体連合会においても、2020年5月14日付で「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」をオフィスと製造事業場向けに発出し、同年12月1日付で改訂が行われ、傘下の団体への参考に供している。一般社団法人日本渡航医学会・公益社団法人日本産業衛生学会は共同で、それまでのCOVID-19関連情報提供からリニューアルした「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」（以下 **職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド** <https://www.sanei.or.jp/>）を2020年5月11日に公表し、以後も数次にわたる改訂を行っている。

また、運輸業（旅客サービス）についても、鉄道・航空機・バス・タクシー・船舶等の関係団体が、新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン等を作成し、各事業者に対して、対策を促している。

これらの資料を活用して、多くの事業場で対策が進められてきているが、業種・業態によっては一律に実施しにくいCOVID-19対策が存在する。一方で、業種・業態に特化した重要な対策も存在すると考えられる。そこで、この運輸業向けのマニュアルは、事務作業や出退勤など、どの業種にも共通する部分も持ちつつ、運輸業に特徴的な内容も充実させて、この一種類で対策を完結させることができるように心がけて作成された。

このマニュアルは、関係団体等が作成した業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づき対策を講じていただく際に、職場の実態に即した具体的な対策を労使で検討する上で参考にさせていただくことを目的として作成したものである。職場の作業環境や作業内容によって対応できない事項もあると考えられるが、すべてが実施できないからといって、対策が不十分ということではない。職場の実態に即して、可能な事項から工夫して実施していただけると幸いである。



2. 感染予防対策（危機管理）に関わる体制

（１）事業者による方針の表明

- 事業者は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を積極的に推進する事をその都度表明し、従業員への周知徹底を図る。

- 表明の例

（表明方法の例）新型コロナウイルス対策に関して、全社にメール配信等で意思表示し、感染拡大状況に応じて経営層が方針や対策を説明する。

（周知文章の例）「新型コロナウイルス感染拡大を防止するために、当社では会社全体で対策に取り組むとともに、従業員もお互いのために感染拡大を防止するよう努めることとする。会社としての現時点での感染防止対策基準をここに示す。なお、感染状況により基準は随時変化するため必ず目を通すこと。」

（２）感染予防対策の体制整備

- 新型コロナウイルス感染症対策本部等を設置し、事業場における感染予防対策の検討、対策の実施・推進、対策の実施状況の管理等、情報や管理状況の集約ができる体制を整備する。

- 事業者が積極的に関与し、関連部署、衛生委員会との連携を持つ。

- 組織体制の例

（例１）組織の実効性を持たせるため、総括責任者は（安全衛生担当の）役員クラスとする。

（例２）社内で方針を決定し、組織として感染症対策にあたるうえで必要なメンバー・部門（機能）で構成する。どのようなメンバー・部門（機能）が対策上必要になるかは組織ごとに異なるが、「安全衛生管理部門」「休業や給与補償などの制度等に関して人事部門」「施設設備の消毒などに関して総務・施設設備部門」「マスク・消毒剤の調達に関して購買部門」「社内外へのコミュニケーションに関して広報部門」などが考えられる。

- 産業医や保健師など産業保健専門職がいる事業場では、医学的な助言や指導を求めるため、定常的な連絡先、および緊急時連絡先を確認しておく。
 - 産業保健専門職に求める助言指導の例
 - （例1）現在の感染状況や推移を基に、業種・業態等に応じてどのような対策が必要か。
 - （例2）最新の医学的知見に基づいて、現状の対応からの修正が必要か。
 - （例3）検討・準備している対策に関して、要否や過不足などの意見。
 - （例4）感染拡大の状況に合わせた強化や解除に関する意見。
 - （例5）対応への注意点、社内の推進状況についての意見。
 - 産業保健専門職がない事業場においては、最寄りの産業保健総合支援センター、産業保健総合支援センター地域窓口（通称：地域産業保健センター）を活用する。

（3）取引先企業、業務委託元企業、構内協力会社、下請け会社、派遣会社との方針の協議

- 自社で決定された対策事項について、同じエリアで勤務する自社以外の従業員にも同様の対応を求める必要がある。自社構内に入構する取引先企業・構内協力会社・下請け会社・派遣会社等にも自社の取組みをわかりやすく説明し、共通した方針、対策が取れるよう協議を行う。
 - 各社の取組み事項との差異があっても、自社エリアで作業に従事する場合は当該エリアでの感染症対策の責務があり、自社の施設を使わせている場合は施設管理を行う立場として自社の対策が先行するものとして対応を求める。

（4）事業運営形態の検討

- 感染蔓延の状況でも継続が必要な事業、作業・業務を選択し（事業継続計画BCP：Business Continuity Planning）、中断可能な業務における対応を検討する。
- 事業の中断基準の作成や、情報開示をどこまで行うかの検討も必要になることがある。
- 従業員居住地域の保育園・幼稚園・小学校や特別支援学校などが休校になった場合の保護者の休業対応等について検討し整備しておく。
- 営業・運行（運航）中止の基準や感染者情報の開示をどこまで行うべきか相談できる専門家・機関を確認する。
 - 相談先の専門家・機関としては、産業医などの産業保健専門職、労働衛生コンサルタント、保健所、産業保健総合支援センター、産業保健総合支援センター地域窓口（通称：地域産業保健センター）などがある。

（５）出社形態の検討

□ 出社継続が必要な従業員

- ・ 出社継続が必要な従業員の判断：出社継続が必要な業務と理由を洗い出し、当該業務の分担を見直したうえで、対象従業員を決める。
- ・ 出社継続が必要かどうかの判断は、事業の継続、従業員の安全確保（出勤したことによって感染した場合は、状況によっては労働災害や通勤災害になることも考えられる）および給与等の補償にも関わる重要な事項であり、p7の「（４）事業運営形態の検討」にあるように組織として判断、あるいは基準を決める必要がある。
- ・ 出社継続が必要なチームであっても、作業場所における感染リスクを下げ、かつ、万一職場で感染者が生じた場合にチーム全員が出勤できなくなる事態を回避するために、チームを分割して交替で出勤する等、あるいは就業場所を分ける等により、同じ時間帯に同じ場所に出勤する人数を減らす対策を検討する。
- ・ 時差出勤や部分テレワークの可否を検討し、混雑を避けた出社ができる制度整備を行う。⇒p28「（４）通勤における感染リスク低減対策」参照

□ 在宅勤務・テレワークの可否判断、体制の整備

- ・ 一部実施、完全実施の検討
在宅勤務が進まない場合には、在宅勤務や出勤率の目標を記載するとよい。
- ・ 在宅勤務や出勤率の目標の例
（例１）事務職場は在宅勤務を週２～３日、出社を週２～３日、などを個人ごとに設定
（例２）出勤率５０％、あるいは出勤率３０％、などとする場合は実績フォローとセット
（例３）事務職場で２班に分かれて、月曜・水曜と火曜・木曜にそれぞれ交代で出社として、金曜は全員在宅勤務とする
- ・ 通勤時や出社時の他者との接触機会を減らすため、従業員の自宅近所でサテライトオフィス、シェアオフィスの使用を（感染予防対策やセキュリティー対策が十分であることを確認したうえで）検討する。
⇒p34「８ 自宅以外でテレワークを行う場合の留意点」参照

Column

テレワークの労働時間管理

新型コロナウイルス対策としてテレワークによる接触機会の低減は有効である。一方で、テレワーク時にも労働基準関係法令が適用されるが、従業員が通常の勤務と異なる環境で就業することになるため、労働時間管理などに留意し過重労働による健康障害の発生を防止する必要がある。厚生労働省では、留意点などについてまとめたガイドラインを作成している。

（「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11911500/000683359.pdf> を参照）

□ 出張など業務による感染流行地への移動制限の検討

- 各事業場に設置した新型コロナウイルス感染症対策本部等が、地域の感染流行状況に応じて、都度、会社としての方針を具体的に指示する。
- 地域の感染流行状況をもとに、移動による感染拡大リスクについて検討し、感染拡大リスクが懸念される場合には、移動を見合わせICTの活用で代替できないか検討する。
- 厚生労働省が定期的に発表する各地域の感染ステージ（Ⅰ～Ⅳ）を参考にするとよい。
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_0811.pdf

（６）差別防止の事前検討と対応

□ 発熱者、感染者および濃厚接触者への差別防止・人権への配慮

- 発熱する疾患は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）以外にも存在する。また、COVID-19であっても、治癒すれば周囲に感染させることもない。発熱したからと言って安易にCOVID-19と決めつけたり、感染したからと言って非難したりしないように指導する。
- 感染したことをもって、評価を下げる、解雇や異動事由とする等は行ってはならない。
- 感染者や濃厚接触者への過剰な対応（自宅待機期間を超える長期の出勤停止や隔離、職場復帰後も当該従業員のみに対して食堂使用不可・会議参加不可とする、業務の変更の強制等）は明らかな差別であり、行ってはならない。
- 本人には回復後に出勤可能になるための目安を、あらかじめ伝えておく。

□ 従業員の同居人に濃厚接触者が発生した場合

- 従業員自身は濃厚接触者ではないため、この場合に休業を強制することは差別に繋がる可能性がある。そのため、当該従業員に自宅待機を指示するかどうかは、社内のルールを明確にし、従業員に事前に提示する必要がある。
- 同居人が感染リスクの高い職業に従事していることを理由に出勤制限するなど、差別を助長することになるため厳重に避けるべきである。

（７）新型コロナウイルスに関連して従業員を休業させる場合の補償等の協議

□ 出社自粛・自宅待機指示時の休業制度の整備

- 使用者の自主的判断で休業させる場合には、一般的に「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、少なくとも休業手当を支払う必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症に関連して従業員に出社禁止を命じる場合、休業期間中の賃金の取り扱いについては、法令（労働基準法第26条、民法第536条2項等）で一般的な定めがあるが、労使で十分に話し合い、従業員が安心して休める社内ルールを整えておく。
- 保育園・幼稚園・小学校や特別支援学校などが休校になった場合の保護者の休業の対応について検討し整備しておく。

【休業の際の賃金対応の例】

- ・ 感染した従業員を休業させる場合・・・傷病手当金等
- ・ 発熱、風邪症状を呈する従業員を休業させる場合・・・病気休暇制度あるいは休業手当等
- ・ 濃厚接触者やその疑いとして無症状だが休業させる場合・・・休業手当または勤務扱い等
- ・ 事業の休止に伴う休業・・・休業手当等
- ・ 上記は例であり、個別の事情によって異なる場合があるので、詳細は厚生労働省の「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」を参照すること。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html
- ・ 日本産業衛生学会「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」の「5 事業者の法的対策のポイント」「6 付録（1）給付金、賃金・休業手当、その他」の章も参考になる。
<https://www.sanei.or.jp/>

（８）接触確認アプリ（COCOA）について

- 厚生労働省による新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を従業員に周知し、インストールおよび適正使用を勧奨する。
 - ・ 詳細はCOCOAのQ&Aを参照。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00009.html
 - ・ COCOAで陽性者との接触確認通知が来た場合は、必ず保健所等に連絡してその指示に従うこと。



3. 全従業員に対する対策

（1）全従業員に対する周知・啓発

1 日常的な感染拡大時の個人の健康管理

☐ 体調管理

- 出社、在宅勤務を問わず、従業員個人とその周囲の者が健康で安全に仕事をするために、休日を含め日々の体調確認と自己管理に努めてもらう。
- 特に業務を目的として社外を訪問するような場合は、周囲への感染拡大リスクを低減させるために、当日の体調確認（検温＋風邪様症状等の有無の確認）の徹底を指示する。
- 体調確認には、体調管理カードを用いて体温や風邪様症状の記録を作成し、万一発熱や風邪様症状があった場合は上司や管理部門に申告する。
- 体調管理カードを職場で保管する場合は個人情報の管理になるため、特に上司は十分に注意すること。
- 万一新型コロナウイルスに感染した場合は、保健所等から個人ごとの勤務日や休日に関係なく体調の推移を確認されることとなるため、感染拡大状況下においては、休日や非勤務日も含めて**体調管理カードを記入しておくこと**が望ましい。
- 体調管理の記録は、記載式の健康観察票などが利用できる。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000622349.pdf>
- 家庭内での感染防止に努めること。
参照：家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

☐ 手洗い

- 石けんと流水でしっかりと手を洗うのが基本である。アルコールによる手指消毒は、まんべんなく行えれば有効だが、不十分な使用量などでむらができると効果が落ちるので、注意を要する。
- 出社時、食事前、会議室やトイレなどの共用部分の利用前後、外出からの帰宅時などに、しっかり手を洗うことを従業員に要請する。

□ マスク着用

- 3密（密閉・密集・密接）の要素がある場所、他人との距離が十分に取れない場所ではマスク着用を必須とする。これは勤務中だけでなく、出勤時や帰宅時および日常生活でも重要である。
- マスクは飛沫吐き出し（発散）防止効果だけでなく、飛沫吸い込み（吸入）防止効果も一定程度認められる。ただし、マスクの隙間からの漏れがあると飛沫の発散や吸入につながるため、着用時にも出来る限り対人距離を取ることを心がける。
- 不織布マスクが最も手軽で有効だが、飛沫発散防止に限れば布マスクも効果が高い。
- マスクは他人と共用してはいけない。
- 苦しくないのであれば、マスクの隙間を減らす意味で二重にマスクを着用することを妨げるものではない。
- 身体負荷が高い作業や暑熱環境下での作業など、不織布マスクでは息苦しさなどを感じる場合もありえる。そのために隙間ができるような不適切なマスク着用方法になってしまうと、マスクによる感染防止効果が弱まってしまうので、作業負荷の低減や休憩頻度の増加など、適正なマスク着用ができる対策を同時に検討し実施する。

□ フェイスシールドやマウスシールドについて

- マスクの代用品にはできない
- 皮膚過敏や皮膚炎治療等の理由によりマスクの着用ができない場合には、フェイスシールドやマウスシールドを利用してもよいが、これらは、マスクに比べて飛沫発散防止効果は極めて弱く、飛沫吸入防止効果はほとんど期待できないため、マスクの代用品として利用できるわけではないことに注意する。
- フェイスシールドは、本来は眼や顔面皮膚への飛沫付着を防ぐためのものであり、マスクと併用することが正しい使い方である。
- マウスシールド・フェイスシールドを単品で使用している時は、対人距離が2m程度に取れていることを確認するとともに、発声すれば飛沫を発散させているという自覚を持ち、近くにマスクをしていない人がいれば自身に飛沫吸入が起こっている危険性があることを十分に自覚しておく。
- フェイスシールドやマウスシールドは、マスクと同様に他人と共用してはいけない。

Column

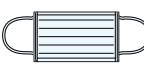
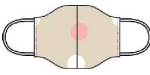
手洗いやマスクの着用が大切なのか？

感染拡大時には、実際に症状のある感染者だけではなく、無症状感染者が周囲にいたり、自分が無症状感染者であったりする可能性がある。それらを考慮した対策として、個人でできる予防策として、自分が感染しない、他人を感染させないために、手洗いやマスクの着用などが必要とされる。

□ マスクやフェイスシールドの飛沫防止の効果

<https://www.tut.ac.jp/docs/201015kisyakaiken.pdf> より

マスクやフェイスシールドの効果（スーパーコンピュータ「富岳」によるシミュレーション結果）

対策方法	なし	マスク			フェイス シールド	マウス シールド
		不織布	布マスク	ウレタン		
						
吐き出し 飛沫量 	100%	20%	18～34%	50%*	80%	90%*
吸い込み 飛沫量 	100%	30%	55～65%*	60～70%*	小さな飛沫に対しては効果なし （エアロゾルは防げない）	

※ 豊橋技術科学大学による実験値

●実 験（マスクは厚生労働省が示す正しい着用方法にもとづいています。）

さまざまな素材のマスクを着用した人頭モデルにミスト生成装置を接続し、飛沫の飛散状況をレーザー光を用いて可視化、カウントしました。

吸い込み時の計測は実際に人がマスクを着用。飛沫の直径は、 $0.3\mu\text{m}$ （小さな飛沫）から $200\mu\text{m}$ （大きな飛沫）まで、計算しています。

●結 果

吐き出し：飛沫量は不織布、布ともに8割が捕集されます。

吸い込み：不織布マスク着用時、マスクと顔に隙間がある場合でも上気道（鼻から鼻腔、鼻咽腔、咽頭、喉頭）への吸引飛沫量を1/3にすることができます。

フェイスシールドにおいては、大きな飛沫（ $50\mu\text{m}$ 以上の水滴）の捕集効果は見込めますが、エアロゾルはほぼ漏れてしまいます。

2 感染疑い時の出勤自粛等の考え方

□ 発熱の定義

- 「感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）」によれば、「発熱とは体温が 37.5°C 以上を呈した状態をいい、高熱とは体温が 38.0°C 以上を呈した状態をいう」とされている。しかし、平熱には個人差があるため、普段から体温を測定して、各自の平熱を把握しておくことが重要である。

- 発熱に関する指導や定義の考え方の例

（指導例）従業員は各自自分の平熱が何 $^{\circ}\text{C}$ なのか把握しておくこと

（考え方の例）発熱のルールについて、各事業場で明確にしておく

例えば、以下のような状態を「発熱」とすることが考えられる。

- ①体温が 37.0°C 以上 ②体温が 37.5°C 以上 ③平熱から 1.0°C 以上の体温上昇

□ 有症状の定義を明確にして、従業員へ周知する。

- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する症状は発熱や上気道炎や味覚嗅覚異常や肺炎や腸炎など多様であり、また、初期症状はインフルエンザや感冒に似ていることから、症状のみでCOVID-19と診断することは困難である。発熱が1～2日で治まっても、その後に感染が判明した事例も多く、無症状の感染者も多いことに注意を要する。
 - （例）何らかの「通常とは異なる体調」がある場合を有症状とする。
- COVID-19の症状として、頻度が高い症状は以下の通りである。

頻度の高い症状	発熱、せき、倦怠感、呼吸困難
その他の症状	味覚障害（約17%）、嗅覚障害（約15%）、下痢（約10%） 多彩な皮膚症状（日本より欧米でよく見られやすい）

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第4版」より抜粋
<https://www.mhlw.go.jp/content/000702064.pdf>

- COVID-19の潜伏期間は中央値で5日程度であることから、多人数での会食など感染する機会があった時から、3日～7日程度経過後に上記症状等があった場合は、COVID-19をより強く疑う。ただし、無症状の者から感染する場合も多いので、感染する明確な機会がなかったからといってCOVID-19は否定できない点に注意が必要である。

□ 発熱や有症状時の受診指示

- 各自治体の方針を事前に確認しておくといよい。
- 発熱時には管理者（上司）への報告、医療機関への受診を指示する。
- 風邪様症状が継続してある場合、特に、咳・倦怠感、呼吸苦がある場合は速やかに医療機関受診を指示する。
- できるだけ医療機関でCOVID-19検査（PCR検査や抗原検査）を受けるように要請する（有症状の場合には郵送法等は勧めない）。

Column

新型コロナウイルス検査

感染の有無を確認する検査は、医師によるPCR検査または抗原定量検査が望ましい。

PCR検査は鋭敏であり、すでに感染力のなくなった状態でも陽性に出ることがある反面、自己採取による唾液PCR検査は検体の取り方や運搬時環境等で結果に影響する可能性がある。抗原定量検査はPCR検査に比べるとやや感度が低い短時間で結果が得られる。抗原定性検査は簡易キットで手軽に判定できるが、特定の条件以外では偽陰性（新型コロナウイルスに感染していても検査で陰性）となる率が高いとされており、唾液での検査は認められておらず、無症状者への実施は推奨されない。抗体検査は現在の感染を調べる検査ではないので、結果の解釈に注意を要する。

現在、適切なPCR検査がされた場合、新型コロナウイルス感染者を陽性と判断する性能（感度）は90%以上とされている。

「COVID-19検査法および結果の考え方（2020年10月12日）」

https://www.kansensho.or.jp/uploads/files/topics/2019ncov/covid19_kensakekka_201012.pdf

- 発熱・有症状の場合の職場復帰対応について（新型コロナウイルスの検査を受けていない場合）

新型コロナウイルスの検査を受けていない者の職場復帰の目安

⇒できる限り医療機関を受診し、新型コロナウイルスの検査を受けるように勧める。その結果に基づいて医師のアドバイスを受けること。

次の条件をいずれも満たす状態で職場復帰させる。

- ・ 発症後に少なくとも8日が経過している。
- ・ 解熱後に少なくとも72時間が経過しており^(a)、発熱以外の症状^(b)が改善傾向である。
 (a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない
 (b) 咳・倦怠感・呼吸苦などの症状

上記期間の休業が困難な場合には、できる限り新型コロナウイルスの検査を受けるようにする。

それができない場合には、事業場の責任のもとに、以下の対応を取ることもやむを得ない。

- ・ 発熱や風邪様症状の消失から少なくとも72時間が経過している^(a)状態を確認して復帰させる。
- 医療機関等への負担がかかる各種証明書（「陰性証明書や治癒証明書」）の請求はできるだけ控えること。
- 職場復帰後は日常的な健康観察、マスクの着用、他人との距離を適切に保つなどの感染予防対策を従来通り行う。
- 在宅勤務に限ればこの限りではないが、家庭内感染に注意すること。

- 発熱・有症状の場合の休業や職場復帰対応について（診断未確定の場合）

- ・ 「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」の「3 職域における対策」の章を参考にするといふ。
- ・ 新型コロナウイルスの検査を受けることになった場合は、結果が判明するまでは感染している想定で対応すること。
- ・ 医師から他の疾患と診断された場合や新型コロナウイルスの検査で陰性だった場合、検査結果の解釈および職場復帰に関しては、診断した医師からアドバイスを受けるといふ。
- ・ 何らかの理由で新型コロナウイルスの検査が受けられず、発症後8日間の休業も困難な場合は、（症状を緩和させる薬剤を服用していない状態で）全ての症状の消失から72時間経過しての職場復帰とする。ただし、万一当該従業員が新型コロナウイルスに感染していた場合は職場クラスターが発生するリスクがあるため、この許可は事業者責任での判断になる。72時間よりも短縮する場合は、リスクがさらに高まることに注意する。

3 感染が確定した従業員への対応

- 「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」の「3 職域における対策」の章を参考にするといふ。

感染した従業員の職場復帰の目安

⇒医師や保健所の指示に従う。

次の条件をいずれも満たす状態で職場復帰させる。

- ・ 発症後（ないし診断確定後）に少なくとも10日が経過している。
- ・ 解熱後に少なくとも72時間が経過しており^(a)、発熱以外の症状が改善傾向である^(b)。
 (a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない
 (b) 咳・倦怠感・呼吸苦などの症状（ただし味覚・嗅覚障害については遷延することがある）

- 担当医や産業医等から職場復帰に関する助言を受け、無理のない職場復帰を行うこと。
- 医療機関等への負担がかかる各種証明書（「**陰性証明書**や**治癒証明書**」）の請求はできるだけ控えること。
- 職場復帰後は日常的な健康観察、マスクの着用、他人との距離を適切に保つなどの感染予防対策を従来通り行う。

- ・ 上記を満たせば、感染者の職場復帰に際してPCR検査の陰性確認は必要としない。
- ・ 感染の重症度により、無症状から中等度以上まで様々であるので、体力等の回復具合も含めて、職場復帰の可否や就業上の措置の要否について産業医に意見を聞く。産業医選任がない事業場においては、主治医に確認して職場復帰の可否を決定する。また、後遺症がある場合もあるので、この点も留意する。

4 濃厚接触者となった場合の対応

- 従業員が濃厚接触者となった場合の対応

- ・ 保健所の指示に従う。基本的に自宅待機したうえで、できるだけ速やかに新型コロナウイルス検査を公費で行うことになるが、検査結果が陰性であっても、潜伏期間（感染後に体内でウイルスが十分に増加していないためウイルスが検出されない期間）の可能性がある「感染者との最終接触日から14日間」は自宅待機と健康観察および申告の対象となる。この期間中は、万一発症した場合に家庭内感染を防ぐため、家庭内でのマスク着用や家族との接触を最小限に留めるなどの予防対策を徹底するようアドバイスする。

Column

差別防止や人権への配慮が悪い例

- (例1) 厚生労働省が示し、各自治体で決定運用している退院・療養解除の基準（発症後10日間経過など）や主治医の見解で、退院し復職できる状態になった従業員に対して、同僚や顧客が不安だという理由で、強制的にPCR検査を受けさせたという事例
- (例2) 保健所や主治医から感染性はないと考えられるので療養解除可能・復職可能と言われた従業員に、易疲労感や頭痛、味覚障害といった後遺症状がある場合に、それを同僚や顧客が心配していることを理由として休業延長を指示した事例

※注：後遺症状は感染者の14%程度に残り、2～3か月続くことがあるとされているので、なんらかの症状があれば仕事を休ませるということを厳格にし過ぎると、不適切な休業指示、評価、解雇や異動などを招く恐れが大きくなることに注意する。

□ 保健所からの指示や要求の例

- 具体的には以下があげられる。（このほかにも要求があれば対応する）
 1. 発生職場上司等からの聞き取り・事実確認
 2. 発生職場の現認（レイアウトや濃厚接触場所の事前確認）
 3. 保健所提出書類の仮作成（①濃厚接触者リスト、②座席表・レイアウト、③行動履歴）
 4. 職場の消毒
 5. 関係先への連絡（随時）

□ 従業員の同居人が濃厚接触者となった場合の対応

- 家庭内感染の確率は極めて高いため、同居人の新型コロナウイルスに関する検査結果が判明するまでは、当該従業員を自宅待機させることが望ましい。その際、家庭内でもマスクを着用するなど、濃厚接触者である当該同居人との接触を最小限にして検査結果を待つようにする。
- 当該同居人の新型コロナウイルス検査が陰性であった場合、当該同居人は潜伏期間である可能性も考慮して「感染者との最終接触から14日間」は自宅待機になる。その間、当該従業員は家庭内でもマスクを着用するなど、濃厚接触者である当該同居人との接触を最小限にして自宅待機期間を過ごしてもらい、自身の健康状態の確認も入念に行いながら注意深く出勤してもらう。
- 厚生労働省からは、「濃厚接触者の濃厚接触者」は「外出制限、出勤制限は不要である」との方針が示されている。また、同居人が濃厚接触者であることを理由に差別することは、厳重に避けるべきである。

Column

ソーシャルディスタンス、ソーシャルディスタンス、フィジカルディスタンス

感染症を予防するために社会のなかで人と人との距離を取ることを、公衆衛生学用語で「ソーシャルディスタンス；Social distancing」と呼んできた。一方で、「ソーシャルディスタンス；Social distance」は社会学用語として19世紀から用いられてきたが、個人同士や異なる社会集団同士の社会的な受容や拒絶の程度を表す用語（Merriam-Webster 英語辞典より）で、ときに差別的な意味合いで使われることもあった。コロナ禍では両者は混同して用いられ、特にわが国ではSocial distancingの和訳としてもソーシャルディスタンスが用いられていたが、世界保健機構（WHO）は2020年3月20日に、人と人の物理的距離は取ってもICTなどで社会的な繋がりを持つべきという考え方から、この距離を「フィジカルディスタンス；Physical distancing」と呼称するよう提案した。

しかし既に国内にソーシャルディスタンスという言葉が広まっていること、我が国では外来語のため差別的に使われる懸念も少ないことから、本書では「ソーシャルディスタンス」または単に「対人距離」を用いることとした。

5 自主的判断で濃厚接触が疑われる場合の対応

□ 濃厚接触者の特定（特に保健所からの指示に先駆ける場合）

- 保健所の積極的疫学調査の結果に基づく濃厚接触者指定の指示に従う。
- 居住地域と濃厚接触が疑われる場所の所轄保健所が異なる場合や、地域での感染者が増加している際などは、濃厚接触者の指定が遅れる可能性があるため、暫定的な濃厚接触者をリストアップし、並行して自宅待機を指示しておくことが望ましい。
- 対象者選定は、国立感染症研究所感染症疫学センターの定義する濃厚接触の定義等を参考にし、保健所と情報を共有する。

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/COVID19-02-210108.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000717198.pdf>

- リストアップする基準の例

（例1）適切な防護（マスク等）なしで1m以内に15分以上一緒にいた。

（例2）一緒に近距離（1m以内）で食事をとった。

（例3）喫煙所で同席だった。

- このために準備しておくことの例

⇒p17「保健所からの指示や要求の例」の内容を参照

- 保健所が行う積極的疫学調査の記録用紙の例

https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/nCoV_survey210108_s.xlsx

□ 従業員が、保健所指示や保健所定義の濃厚接触者ではなく、会社等の判断による「濃厚接触者に準ずる者」となった場合の対応

- 保健所が行う積極的疫学調査で濃厚接触者と指定されなかった従業員に対し、事業場独自のルールにより濃厚接触者と同様の対応を指示していることがある。
- この場合は、公的な新型コロナウイルス検査の対象にはならないこと、事業者判断での自宅待機指示のため、勤務扱いまたは休業手当の対象となることに注意が必要である。
- これらは事業場内の感染拡大防止措置としての対応であるが、当該従業員および周辺者への適切な説明が必要である。
- 事業場が費用負担するなどして従業員に自主的に新型コロナウイルスの検査を受けさせる場合は、厚生労働省のサイトに記載された機関を選択する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-jihikensa_00001.html

		社員が					
		濃厚接触者ではない		濃厚接触者である		感染した（PCR検査の結果が陽性）	
症状		(－)	(＋)	(－)	(＋)	(－)	(＋)
濃厚接触者ではない	(－)	出社可	自宅待機 1) PCR検査を受けさせることを検討する。陰性で、かつ新型コロナウイルス感染症が強く否定された場合には、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過している状態を確認して復帰させる。 2) PCR検査を受けない場合は、以下の基準に基づいた職場復帰を推奨する。 →＜職場復帰の目安＞ ①発症後に少なくとも8日が経過している。 ②解熱後に少なくとも72時間が経過しており ^(a) 、発熱以外の症状 ^(b) が改善傾向である。	自宅待機 社員がPCR検査を受けることになる。検査結果が陰性だった場合でも、「患者（確定例）」の感染可能期間の最終曝露日から14日間の健康観察が指示される。	(＋)		
	(＋)						
濃厚接触者である	(－)	出社可 or 自宅待機 社員の同居家族がPCR検査を受けることになる。家庭内での感染予防対策を徹底して出社することも可能。もしくは、同居家族のPCR検査結果が出るまで出社を待たせる。			(＋)		出社不可 →＜職場復帰の目安＞ 次の条件をいずれも満たす状態で職場復帰させる。 ①発症後（ないし診断確定後）に少なくとも10日が経過している。 ②解熱後に少なくとも72時間が経過しており ^(a) 、発熱以外の症状 ^(b) が改善傾向である。
	(＋)						
社員の同居家族が							
感染した（PCR検査の結果が陽性）		(－)					
		(＋)					

* 「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、一定の条件に該当する者をいう。患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触があった者、手で触れることのできる距離（目安は1m）で、必要な感染予防策なしで、患者（確定例）と15分以上の接触があった者などが該当する。原則として全ての「濃厚接触者」に対してPCR検査が行われる。

(a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用していない

(b) 咳・倦怠感・呼吸苦などの症状（ただし味覚・嗅覚障害については遷延することがある）

6 従業員等の意識啓発

□ 感染症予防対策の周知徹底

- 新型コロナウイルス感染症に関する教育（症状、感染経路、潜伏期、感染予防策、体調不良時の対応など）を実施する。
- 「新しい生活様式」、「人との接触を8割減らす10のポイント」、「感染リスクが高まる5つの場面」を周知する。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html
<https://corona.go.jp/proposal/>
- 休日など業務時間外の生活における感染防止の啓発、家族など同居生活者に体調不良者や感染者が発生した場合の生活上の感染防止対策を啓発する。
- 可能な限りICTを用いた周知方法（社内のインフラ利用、従業員へのメール一斉配信、対策委員会の特設サイトに掲示など）を活用する。
- 個人用ICTを持たない製造現場の従業員にも各種情報が行き渡る方法を、各事業場の実情に合わせて検討し、漏れがないようにする。
- 信頼できる感染症の情報サイトの例
 - ・ 厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
 - ・ 内閣官房：新型コロナウイルス感染症対策
<https://corona.go.jp/>
 - ・ 公益社団法人日本産業衛生学会：新型コロナウイルス感染症情報
<https://www.sanei.or.jp/>
 - ・ 日本疫学会：新型コロナウイルス関連情報特設サイト
<https://jeaweb.jp/covid/>
 - ・ 国立感染症研究所：新型コロナウイルス(COVID－19) 関連情報ページ
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

□ 飲食を伴うイベントや懇親会への参加について

- 感染拡大状況下では、飲食を伴うイベントや懇親会への参加については私的なものを含めて強く自粛を要請することになる。感染が小康状態の場合でも、飲食を伴うイベントや懇親会は、感染リスクが高まる「5つの場面」のうち、「場面1（飲酒を伴う懇親会等）」「場面2（大人数や長時間におよぶ飲食）」「場面3（マスクなしでの会話）」に該当する。
- 飲食を伴うイベントや懇親会ではマスクを着用し続けることが困難な状態であるため、就業の場と比較して感染のリスクが高くなることに十分に留意する。特に参加者に感染者がいた場合は、参加者全員が濃厚接触者として特定され、出勤不可能となる恐れがあるので、事前に安全側に立って慎重に開催や参加の是非を検討する。
- 会食は、なるべく普段一緒にいる人と、換気が適切になされている店で、少人数・短時間で開催し、席の配置を斜め向かいにして、飲酒を控えることが望ましい。

（２）出社する従業員への一般的な対応

１ 感染予防対策の基本の徹底

□ マスク着用

- 出勤時、退社時はマスクを着用する（特に公共交通機関内）。
- 屋内ではマスク着用を徹底する。長時間マスクを着用したままでは疲労するので、マスクは定期的に外して（ただし対人距離が十分に取れる場所に限る）休憩することを推奨する。
- マスクを外しているときは、他人との距離が十分に取れない場合は、飛沫発散の他人への影響を考えて、極力発声しないように心がける。
- 3密（密閉・密集・密接）の要素を避けた、マスクを外せる休憩室の確保が望ましい。休憩室内では対人距離を取り、マスクを外した状態で会話することを禁止する。
- マスク着用に伴い、肌荒れや体調不良等がある場合には、マスクの材質変更（綿100%の布マスクなど）および適切なスキンケアで対応可能であるケースが多いので、対応方法を検討する。
- フェイスシールドやマウスシールドについてはp12-13を参照のこと。フェイスシールドやマウスシールドの単体使用は、マスクに比べて飛沫発散抑制効果および飛沫吸入防止効果は著しく劣ることに留意する。

□ 手洗いと手指消毒

- 外部から帰室した際などは石けんと流水で、十分な手洗いを実施する。手洗いは個人のハンカチかペーパータオルなどでよく拭く。
- 出勤後、休憩前、飲食の前、勤務後、共用物を触った後は特に入念に行うことを推奨する。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000658585.pdf>
- 手洗い場が3密（密閉・密集・密接）の状態にならないように注意すること。
- 手指消毒液はアルコール容量（v/v）％が60～95％のものを選定する。これは重量（w/w）％では53％～92％ほどである。

Column

消毒用のアルコール（エタノール）濃度と消防法について

アルコール容量％で68％（重量％で60％）以上の製品は消防法で危険物に該当し、一か所に80L以上貯蔵するときには届け出が必要であり、同400L以上貯蔵するときには申請が必要である。通常の消毒液のアルコール濃度は容量％で表示されることが多い。

（アルコール濃度の容量％と重量％の換算表

http://www.alcohol.jp/expert/expert_table/09%20youryou%20jyuuryou.pdf）

Column

手洗いの推奨例

（例１）２時間ごと、半日ごと、会議終了時の手洗いを推奨

（例２）手洗いを出社時、昼食前、会議室などの共用部分利用前後に推奨

※ 水うがい時や歯磨き時には飛沫の拡散に注意する。

- ☐ **事業場におけるマスクや石けんや消毒液の備蓄推奨**
 - 予備のマスクを会社で備蓄することはBCPとしても重要である。
 - 感染流行期は、一定期間マスクが入手困難となりうることを踏まえ、対策が維持できる在庫を事前に検討して確保する必要がある。
 - 石けんや手指消毒液なども、一定期間入手困難となりうる可能性を踏まえ、対策が維持できる在庫について事前に検討して確保する必要がある。

2 乗務員等への対応

- ☐ **点呼場の感染予防対策**
 - 公共交通機関の運転・操縦を行う乗務員、客室乗務員、添乗員等、対面により点呼を行う際には、適切な距離を保つこと、運行管理者等（点呼を行う運行管理者または補助者をいう。以下同じ。）と乗務員の間にアクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置すること、換気を徹底することなどの3密（密閉・密集・密接）を避けるための取組みを行う。
- ☐ **点呼時の感染予防行動の徹底**
 - 事業主は、運行管理者等および乗務員の両方に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底する。
- ☐ **始業時の点呼**
 - 始業点呼時に、運行管理者等は、乗務員がマスクの着用や手洗いの励行などの感染予防対策がとれていることを確認する。
- ☐ **点呼時の健康チェック（体温・症状等）**
 - 事業主および運行管理者等は、乗務員に、健康チェック表等を用いて体温測定の結果を報告させるなどにより、乗務員の健康状態を確実に把握する。発熱や咳などの症状があることが確認された場合には、自宅待機とする。
- ☐ **アルコール検知器の使用と消毒について**
 - 酒気帯びの有無の確認に使用するアルコール検知器は、仕様書の注意事項通りこまめに消毒する。
 - 検知器を使用中の飛沫発散防止のために、アクリル板などの遮蔽物を設置する。または、他の従業員と十分な距離をとって検知器を使用する。
 - 車両に備えられている携帯型アルコール検知器を活用するなど、複数の検知器を使用することにより感染防止を徹底する。
- ☐ **感染者・濃厚接触者となった場合の乗務の可否**
 - 新型コロナウイルス感染者、もしくは濃厚接触者となった乗務員は、乗務・添乗させない。

- **乗客と接する職種に対する接触確認アプリ（COCOA）の推奨**
 - 公共交通機関の運転・操縦を行う乗務員、客室乗務員、添乗員等、乗客と接触する機会のある職種には、接触確認アプリの使用を推奨する。
 - 業務上私用の携帯電話等の持ち込みが困難な場合は、業務で使用する携帯電話等に接触確認アプリをダウンロードして使用することを検討する。
- **乗務員による窓の開閉作業における注意**
 - 乗務員等は、車内換気のための窓の開閉などを乗客の感染予防対策として行う場合には、安全に実施するように注意する。
- **運行中のマスクの着用**
 - 乗務員等に対して、運行中（車内でのアナウンス時を含む）のマスク着用を徹底させる。夏場は、熱中症等にも留意する。
 - ただし、管制や指令等との交信のため、マスクが推奨されない場合（パイロット等）は対象外とする。
- **車内放送等の留意点**
 - 乗務員等がアナウンスを行う場合には、可能な限り乗客・利用者のいない方向を向いて行う。
- **運転・乗務中に乗務員等が体調不良になった場合の対応の周知**
 - 運転・乗務中に乗務員や添乗員等に発熱や体調不良等を認めた場合には、速やかに運行管理者等に連絡を入れ、その指示に従い、運転・乗務等を中止する。
- **手荷物の受け渡し等におけるマスク、手袋の着用**
 - 乗務員・添乗員等は、運賃・荷物の受け渡しの際にマスクや手袋を着用し、可能な限り受け渡し後の手指衛生を徹底する。
- **乗客・利用者への乗降支援後の手指衛生**
 - 乗務員・添乗員等が乗客・利用者の乗降支援を行った場合は、可能な限り手指衛生を行う。
- **機内食・飲料サービス**
 - 車内・機内で飲食サービスを提供する場合は、乗客との接点を最小限とするようなサービスの簡素化や、ボックスミールの提供やモノチョイスの導入など、サービス提供に要する時間が極力短くなるように工夫する。
 - 車内・機内等で飲食サービスを提供する場合は、マスク・手袋を着用し、終了後の手指衛生を励行する。

□ 帰庫・終業時の点呼

- 公共交通機関の運転・操縦を行う乗務員、客室乗務員、添乗員等には、帰庫や終業時にも点呼を行い、発熱、咳、呼吸困難などの症状があることが確認された場合には、医療機関の受診を促し、必要に応じて自宅待機とする。

3 駅・空港・バスターミナル・フェリーターミナル等に勤務する従業員等への対応

□ 従業員の感染予防対策

- 乗客・利用者と対応する従業員には、原則としてマスク着用、使い捨てのゴム手袋等の着用を促す。
- また、始業時、休憩前後、終業時など、こまめに手洗いなどを行う。

□ 手荷物の受け渡し等

- 受託手荷物のピックアップなど、安全確保上必須ではないサービス業務について、一時中止を含め、適宜見直しを行う。

4 海外からの帰国者・入国者への対応

□ 帰国者を含む海外からの入国者はPCR検査が陰性でも14日間の自宅等待機指示が基本

- 国内外の情勢に応じて、その都度変更される。
- 厚生労働省（水際対策の抜本的強化に関するQ&A）・外務省（国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について）・相手国の関係機関など、最新の情報を収集すること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

5 海外への出国者への対応

□ 出国する際には、渡航先の各国のルールに基づき、渡航先入国時の2週間隔離や、日本出国時にPCR検査の陰性証明書などが要求される。

- 渡航先のルールに関する情報を得たうえで、国別に入念な準備が必要になる。
- 詳細は各国大使館に相談する。
- 経済産業省管轄のTeCOT（海外渡航者新型コロナウイルス検査センター）は、ビジネス渡航者等がオンライン上でPCR等の検査が可能な医療機関を検索・予約できるサービスを提供している。

<https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/top.html>

6 派遣・業務委託先企業・構内協力会社・下請け会社の従業員への対応

□ 派遣・業務委託先企業・構内協力会社・下請け会社と事前に協議

- 感染者発生時の連絡ルートや方針を決定し、相互に周知徹底し、定期的な情報共有を実施する。
- テレワークの実施可否とその方法について、事前に検討・調整を行っておく。
- 派遣従業員の場合は、派遣契約の変更が必要になる可能性があり、社内担当部署と協議する。
- 勤務中の体調不良時には、あらかじめ定めた会社の方針に沿って帰宅指示および受診指示等を行う。
- 自宅療養後の出勤可否判断は、会社の方針に沿って対応し、派遣元と連携して判断する。

7 外国籍従業員への対応

□ 外国籍従業員が在籍している企業では、本人や家族が母国に戻る際のルールが必要

- 感染拡大状況やビザの種類によっては、日本への再入国が困難になることがある。
- 外国籍従業員が在籍している事業場では、社内で用いる啓発資料は多言語で展開することが望ましい。厚生労働省では、外国籍の国内居住者向けに、やさしい日本語や多言語での解説・リーフレットを準備しているので活用する。

<https://www.covid19-info.jp/>

8 出張・外勤・研修に参加する従業員の感染予防対策

□ 感染拡大や流行状況を示す指標に応じた対応を検討しておく。

- 出張・外勤・研修は原則として実施を見合わせる。会議・打ち合わせは遠隔（オンライン）で行うことを検討する。連絡事項は電話やメール、書類はメール添付や郵送を活用する。
- 研修は、eラーニングや遠隔講義で行うことを検討する。
- 出張・外勤が避けられない場合は最小限の人数とし、マスクを着用する。複数人の場合は、可能であれば分散して移動することを検討する。
- 訪問先の場所、時間、面会相手を記録し、公共交通機関が混雑する時間帯の移動は避ける。
- 自社所在地と訪問先の感染状況に合わせて出張・外勤の基準を設定する。
- 携帯用の手指消毒液やアルコール含有のウェットティッシュ等を持参するとよい。
- これまで必要と言われて行ってきたことを安易に否定することは従業員のモチベーションを低下させる危惧があるため、丁寧な説明を要する場合がある。

□ 感染拡大や流行状況を示す指標

- 指標は国が示しているものと都道府県毎に示しているものがある。都道府県をまたいだ通勤や業務も考えられることから、どちらの指標でどのような対応を行うか検討しておく。

⇒p9「出張など業務による感染流行地への移動制限の検討」参照

（３）配慮が必要な従業員への対応

１ 基礎疾患を持つ従業員への配慮

□ ハイリスク者（重症化のリスク因子を持つ者や要注意基礎疾患を有する者）に対して

- 感染予防のために、本人の希望も踏まえて、通勤方法の弾力的運用や就業上の配慮を行うことが望ましい。健康診断で入手できる情報には限りがあるため、本人からの申し出ができる環境を整えておく。
- 健康診断結果や治療情報といった健康情報は個人情報保護法における要配慮個人情報であり、産業医や保健師もしくは衛生管理者が厳重に管理を行い、感染予防対策のみに利用されることを、本人に伝えておく。
- 「就業上の配慮や措置」の内容については、産業医が選任されていれば産業医の意見を聴取して勘案し、業務とのバランスも考慮して、本人と協議して対応する。

重症化のリスク因子

重症化のリスク因子	要注意の基礎疾患など
• 65歳以上の高齢者 • 慢性閉塞性肺疾患（COPD） • 慢性腎臓病 • 糖尿病 • 高血圧 • 心血管疾患 • 肥満（BMI 30以上）	• 生物学的製剤の使用 • 臓器移植後やその他の免疫不全 • HIV感染症（特にCD4 < 200/L） • 喫煙歴 • 妊婦 • 悪性腫瘍

- ・ 例）高血圧に関して

循環器病学会：「新型コロナウイルス Q&A」問5

https://www.j-circ.or.jp/cms/wp-content/uploads/2020/04/JCS_COVID19_QA.pdf

「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」より

2 障害者雇用従業員への配慮

□ 感染症対策の情報の把握・理解について

- ・ 障害のある従業員においては、障害の内容によって、感染症対策の情報の把握・理解が困難であることがありうる。このため画一的な手段にとらわれることなく、障害のある従業員への情報の伝達・周知の方法に留意する。また、テレワークなど就業方法の変更に苦慮する可能性を理解しておく必要がある。
- ・ 日本産業ストレス学会好事例：コロナ下で在宅勤務した障害者雇用の会社インタビュー
<http://jajsr.umin.ac.jp/covid19interview8.html>

3 妊娠中の従業員への配慮

□ 妊婦健診等で医師の指導に基づくもの

- ・ 妊娠中の従業員は、妊婦健診等で医師の指導に基づき、事業者就業上の配慮を求めることができる。妊娠したことを申告しやすい職場の雰囲気作りが望まれる。
- ・ 特に当該事業場において新型コロナウイルスに感染する恐れに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、医師または助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合には、事業主は、この指導に基づき、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務または休業をいう）等の必要な措置を講じることが厚生労働省から求められている。
- ・ 配慮を受けたい従業員が「母性健康管理指導事項連絡カード」を積極的に活用できるように情報提供を行い、自己申告を促す。
- ・ 妊娠中の従業員の通勤時の感染リスクを減らす観点から、テレワークや時差通勤の積極的な活用を推進する。

4 高年齢従業員への配慮

□ 65歳以上の高齢者と60～64歳の高年齢従業員で心臓や呼吸器に基礎疾患を持っている人

- ・ 一般に重症化する危険が高くなるため、個別に配慮が必要か検討する。
- ・ 時差出勤などの配慮が可能な場合には、希望する従業員に対して自己申告を促す。

5 同居家族に重症化リスクの高い人がいる従業員への配慮

□ 従業員からの申し出をもとに確認する

- ・ 医学的な判断は主治医からの意見や、産業医・保健師等の産業保健専門職に確認したうえで、会社が必要に応じて在宅勤務・テレワーク（完全・一部）導入、通勤ラッシュを避けた時差出勤、時差出勤と在宅勤務を併用した勤務体制などの可否を検討する。
- ・ 感染を過剰に恐れている従業員がいる可能性もあるので、本人とよく話し合い、過度な対応にならないように注意が必要である。
- ・ 産業保健専門職がいない場合は、産業保健総合支援センター、産業保健総合支援センター地域窓口（通称：地域産業保健センター）などに助言を求めることができる。

（４）通勤における感染リスク低減対策

１ テレワークや時差出勤の検討

☐ 通勤時の他人との接触を減らす

- 完全なテレワークではなくても、テレワークの部分導入を可能な限り検討し、通勤頻度減少を図ることも有効である（出勤日を週３～４日にするなど有効）。
- 時差出勤、ローテーション勤務、変形労働時間制などで人混みを避け、空いている時間等に混雑時間帯を避けたオフピーク通勤等を心がける。

２ 通勤方法の弾力的な運用の検討

☐ 混雑しない通勤経路の許可など弾力的な運用

- 時差出勤の浸透により、従来と混雑時間が変わってきている。乗車人数等を見ながら、ダイヤ改正時には混雑状況等を踏まえた対応を行う。

☐ 公共交通機関の非利用策を検討する。

- 自家用車・自転車での通勤の可否を判断する。
- 上記が可の場合は、通勤手当の取り扱い、および通勤災害へ留意する。

（５）事務室等における対策

１ 執務フロアの職場環境の確認

☐ 換気の徹底

- 夏季の温熱、冬季の寒冷および乾燥の問題があるが、できるだけ換気に努める。
- 閉じなくてもよいドアは可能な範囲で開放する。
- ドアや窓の２か所（対角線など）を１時間に２回以上、１回に５分以上、開放する。
- 窓に網戸を設置して害虫の侵入を防止する。
- ビル管理会社に換気能力を確認し、換気状態について協議する。
- 日本産業衛生学会産業衛生技術部会が開発した換気シミュレーターで換気機能を確認することができる。

http://jsoh-ohe.umin.jp/covid_simulator/covid_simulator.html

- 機械換気ができるか確認する。
- ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）がカバーする中央換気装置付の建築物では、往々にして窓が開けられない部屋がある。この場合、サーキュレーター等を使用して部屋の空気を拡散したり、人口密度を低下させたりすることを検討する。
- 事務所衛生基準規則の二酸化炭素（CO₂）基準を守る（CO₂ < 1,000 ppm）。この簡易測定のためにポータブルCO₂モニター等を活用することも可能である。ただし、換気状態のモニタリングをCO₂濃度のみに依存することは注意を要する。
- 乾燥を防ぐため相対湿度40％以上を保つ。冬期は加湿器を使用しても相対湿度40％に到達しないことが多いことにも留意する。

□ 3密（密閉・密集・密接）を避けた座席配置

- ・ 一部屋の作業可能人数は、ソーシャルディスタンス（各従業員の周囲2m）を確保できるように設定する。
- ・ ソーシャルディスタンス（十分な対人距離）を確保できない場合は、マスクを常時着用の上、電話やWeb会議などで発声が頻繁にある場合は、念のためアクリル板等の遮蔽板の設置など飛沫発散防止対策を実施する。
- ・ フリーアドレス（自由席）の場合
 - ・ 社内で感染者が発生した場合に濃厚接触者の選定が困難にならないように、座席使用者を会社が把握して管理できる体制を整備しておく。
 - ・ 利用者は利用前後で机や電話などの共用部分を消毒するようにする。
- ・ 固定席の場合は対面にならないように席を配置する。
- ・ 距離確保・遮蔽板設置
 - ・ 対面で座席を配置する場合には面前にアクリル板等の遮蔽板を設ける。
 - ・ 隣席同士での会話や電話連絡は、対人距離が十分でないことがあるためマスクなしでは控えるように指導する。座席の横に遮蔽板等を設置する場合も、会話の際はマスク着用の上で、遮蔽板越しになるよう顔の位置に留意すること。

Column

遮蔽板の高さ

飛沫拡散や飛沫吸入を軽減する効果を期待して、間仕切り・パーテーションを設置する場合、高さがあまり高過ぎると局所的に換気の悪い場所ができ、逆効果になる可能性がある。また低すぎてもマスクなしで会話した場合の飛沫発散抑制効果が乏しいことや、発声者の顔の向きや位置によっても効果は変わる。飛沫の発散および吸入予防については、対人距離確保とマスク装着が基本であり、遮蔽板はあくまで補完的な位置付けであることに留意する。

Column

テーブルなどの消毒

- ・ 消毒は、アルコールか界面活性剤（市販の家庭用洗剤の主成分）を使用する。
- ・ 新型コロナウイルスに有効な界面活性剤が含まれている製品リスト
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>
- ・ 0.05%次亜塩素酸ナトリウムの場合は、消毒後に水拭きが必要となる。
- ・ 次亜塩素酸水については、製造方法や塩素濃度などについて条件付きで有効性が確認されているが、多くの製品で条件が明示されておらず、必要な塩素濃度を満たしていない製品も多いので、少なくとも含有成分や塩素濃度などが確認できない製品は推奨しない。
- ・ いずれも拭き取りを基本とし、空間への噴霧は吸入の危険があるので絶対に行わない。

□ 事務機器等

- PC等の共用物品を最少化する。
- 共用機器の消毒を行う。
 - ・ 電話機・ゴミ箱・テーブル・椅子・コピー機、エレベーターボタンなど、特に高頻度に接触する物は定期的に消毒する。材質等の関係で消毒が難しい場合は、利用者側がマスク着用と手指消毒を徹底する。
 - ・ 共用機器を使用した時には、できるだけ都度アルコールなどで清拭する。
- ペーパーレス化、デジタル化の推進、押印の見直しを検討する。

2 ミーティング、朝礼・点呼、会議等

□ ミーティング、朝礼・点呼

- 全員マスク着用のうえで、参加人数を絞って会話を減らし短時間で行う。
- 対人距離が一定以上確保可能なサイズの部屋を使用し、以下を実施する。
 - ・ 安心できる対人距離を取る（着席時2m以上の間隔、対面位置を避ける）
 - ・ 前後の時間で換気の実施
 - ・ 参加者は手洗い等の実施
 - ・ 15分以内とする

□ 会議の場合

- 会議室では従来の利用人数の半分以下に定員を設定し、対人距離2mを確保することが望ましい。マスクを着用した状態で使用し、席からむやみに移動しないことを原則とする。
- 一定時間ごとに休憩して換気を行う。窓のない会議室の場合、可能な限りドアを開け、部屋の内部から外への空気の流れを作る。気流がなければサーキュレーター（送風機）を使用。
- 換気不十分な会議室（例：人数を絞っても一定時間を経過するとCO₂の濃度が基準以下に保てない）は使用不可とすることも考慮する。
- 参加者は手洗い等を行う。
- テーブル、椅子、ドアノブは会議前後で消毒する。
- 社内で感染者が発生した場合に濃厚接触者の選定が困難にならないように、会議室使用者を会社が把握して管理できる体制を整備しておく。

Column

エレベーターは高リスクか？

エレベーター内は換気されており、会話しなければ感染リスクは高くはないと考えられており、人数制限することにより乗車前の待ち行列が3密（密閉・密集・密接）になってしまう場合は、そちらのリスクを考慮する必要がある。

☐ **アクリル板、ビニールカーテンの設置**

- ・ ミーティング、朝礼・点呼、会議等では、可能であればアクリル板、難燃性ビニールカーテン等を設置し、定期的もしくは会議毎に消毒する。
- ・ アクリル板を設置する場合は、換気を妨げない高さとする。
- ・ ただし、アクリル板やビニールカーテンはあくまで補助的な位置付けであるので、飛沫の発散および吸入の防止に関しては、マスクの着用が優先することを周知する。

☐ **遠隔会議（一部参加者または全員）の実施**

- ・ Web遠隔会議システムを導入して遠隔でも会議ができるようにする。

3 エレベーター

☐ **対人距離（ソーシャルディスタンス）確保と会話自粛の依頼**

- ・ エレベーター内の人数は、定員の半分程度を目安とするとよい。
- ・ エレベーター乗車の待ち行列の対人距離確保のため、フットスタンプ等を活用する。整列時もマスク着用と会話を控えることを要請する。
 - ・ エレベーターホールに入る際には手指消毒を行う。
 - ・ 利用中は会話を禁止し、マスクを必ず着用する。
 - ・ ボタン部分に触れた際には手指消毒を忘れないようにする。

☐ **別フロアへの移動を極力減らす**

- ・ 同じビル内であっても、別フロアなどへの移動や部署間の移動を極力避けることも推奨される。

☐ **階段を活用する**

- ・ エレベーター使用の代わりに階段を活用する場合、もともと狭いところを複数人で利用することで対人距離が近づくことや、運動負荷により呼吸回数が増加して飛沫発散は増えるなどの懸念もあるので、注意して対応することが望ましい。

4 休憩場所（給湯室、冷蔵庫、ゴミ箱含む）・食堂・更衣室・仮眠スペース・喫煙場所

☐ **休憩場所**

- ・ 安全にマスクを外した休憩が確保できる環境を整備する。（アクリル板などの設置等。）
- ・ 3密（密閉・密集・密接）を避け、原則として会話を禁止とする。
- ・ 共用冷蔵庫の取手部分や、開ける際の接触部分は定期的に消毒する。
- ・ 休憩場所で食事をする場合は、食堂に準じた管理とする。
- ・ 職場でうがいや歯磨きをする習慣がある人は、周囲に水滴や飛沫をまき散らさないよう注意して行うことや、使用後にペーパータオルで周辺を拭き取ることを掲示等で要請する。
- ・ マスクや鼻をかんだティッシュや使用したペーパータオル等は、フタつきのゴミ箱を設置して廃棄してもらう。
- ・ ゴミ捨てや回収を行う際には、マスクと手袋を着用し、作業後は石けんと流水で十分な手洗いを行う。

□ 食堂

- 必ずマスクを外すことが最大の注意点である。
- 入室前の手洗いを徹底し、スマートフォンは人混みでも使用している場合は表面に飛沫が付着している可能性があることに留意すること。
- 従業員の食事時間をずらす等により、食堂で一度に食事する人数を制限する。
- 対面での座席の配置は避け、座席の間隔は会話をしない前提で1 m以上を確保する。
- アクリル板などの遮蔽板をテーブルに設置する。
- 食事中的の会話は原則禁止し、食事でマスクを外す際のルールを決める。
 - ・ マスク取り扱いのルールの作成例
 - （例1）清潔なティッシュ等の上にマスクの外側を下にして置く。
 - （例2）マスクを外す際は必ずゴムの部分を触るようにし、マスクの表面は触らない。
 - （例3）マスクの表面に触れてしまった場合、その都度石けんによる手洗いやアルコールによる手指消毒を行う。
 - （例4）テーブルに直接マスクを置いた場合は、離席時にテーブルを消毒する。

□ 更衣室

- 更衣室内で安心できる対人距離が取れるよう、同時利用人数の制限、人の動線の工夫、および換気を検討する。
- 多くの更衣室内では対人距離が十分に取れないため、マスクを着用したまま更衣し、会話や飲食は原則として禁止する。

□ 仮眠スペース、仮眠室の感染予防対策

- 仮眠スペース、仮眠室等での清掃・消毒の方法や頻度等を定め、感染予防に努める。
- 枕カバーやシーツなどの寝具は定期的に交換し、清潔に保つよう留意する。
- シャワー・浴室でも、会話やドアノブ等による感染予防に努める。

Column

空気清浄機・空間除菌装置・抗菌コーティングについて

- 空間除菌装置や薬剤に関しては、現時点で感染予防に有効という証拠がない。
- 次亜塩素酸ナトリウムや次亜塩素酸水の噴霧による空間除菌については、健康障害を引き起こす可能性があるため、行わない。
- オゾン発生装置による除菌効果は、高湿度環境下での効果や、人体に有害な高濃度での効果など、使用条件に制限があることに留意する必要がある。
- 空気清浄機は、あくまで補助的な感染予防対策のための機器として使用する。HEPAフィルタ式空気清浄機は、浮遊微生物の捕捉効果は高いと考えられているが、有効範囲は広くない。
参照) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15102.html
- 抗菌コーティングは、新型コロナウイルスへの効果に関する十分な証拠はなく、清掃・消毒の代替とならないことに留意する。
- 特定波長の紫外線は実験と同じように照射できれば有効だが、実際は対象が平面とは限らず様々な角度で当たるために、実験通りにならない可能性がある。

□ 喫煙場所

- 喫煙は、手が口元に行く行為であり、感染予防が難しい行動である。喫煙者の重症化リスクも報告されており、感染予防・重症化予防の点から、禁煙サポートを行い、できるだけ「喫煙室の閉鎖」が望ましい。
- どうしても閉鎖できない場合は、屋外の開放空間に喫煙所を設けることを検討する。
- 喫煙所内ではマスクを外すことから、会話や飲食は禁止し、対人距離を2m以上確保できるように利用人数の定員を定める。

5 トイレ・洗面所

□ トイレ使用後は石けんを用いて、丁寧に手全体を洗う

- あらかじめ正しい手洗い方法を教育・啓発しておく。
- 石けんによる十分な手洗いがあれば、あとのアルコール手指消毒は、必須ではない。
- 洗った後は手指を十分乾燥させる。
- ペーパータオルの設置あるいは個人用ハンカチの携帯を徹底する。（タオルの共有はしない）

□ トイレの使用マナー等

- 洋式トイレで汚物を流す際には、フタを閉めるよう掲示する。
- トイレ清掃を行う時にはマスクと手袋を着用し、十分に換気して行う。
- 洗面所でうがいや歯磨きの習慣がある人は、周囲に水滴や飛沫をまき散らさないよう注意して行うことや、使用後にペーパータオルで周辺を拭き取ることを掲示等で要請しておく。

6 研修会・講習会などにおける留意点

□ 集まる人数・滞在期間が短くなるよう計画を見直す

- 技能系従業員に向けた実技を伴う講習等は、数日間にわたり実施される計画が多いが、1回あたりの参加人数を減らして数回に分けて開催する可能性等を検討する。
- 講習会参加者および講師の当日の体調確認を確実にを行い、記録を提出させるなどして管理する。
- 主催側は、マスクの予備や消毒液などを準備しておく。

□ 会場の注意点

- 会場は、対人距離が確保可能なサイズの部屋を使用し、①ソーシャルディスタンスを取る（着席時2m以上の間隔が理想、対面位置を避ける）、②換気の実施、に留意する。
- そのうえで、③入室前の手指消毒、④可能であれば参加者全員に入口での検温、を行う。
- マイクの都度消毒、部屋使用後の清掃実施などにも留意する。

7 コールセンターを有する場合

□ 部屋、デスク回り（作業環境管理）

- マスクを正しく着用する指導を行い、補完的に遮蔽板を設置し、飛沫防止対策を行う。
- 座席は3密（密閉・密集・密接）を避ける位置に配置する。間隔を2m確保することが望ましい。
- テレワーク勤務や交替制勤務などで同時に在室する人数を減らすことが可能かどうか検討する。

□ 使用機材（作業管理）

- 共用で使用する機器については、可能な場合は使用前後のアルコール消毒を徹底する。
- マスクをしても飛沫付着の可能性がある機器（ヘッドセット等）は各個人の専有とする。
- 業務開始前および休憩前後と業務終了後に手洗いを徹底する。

8 自宅以外でテレワークを行う場合の留意点

□ レンタルオフィス、シェアオフィス、コーヒーショップ等で業務する場合

- これらの場所は、不特定多数が使用していると考え、感染リスクは自宅より高くなることに注意する。職場以外の公共の場所で業務を行う際も、十分注意が必要である。
- 個々で利用前にアルコール等により、使用する机・椅子、椅子周囲を消毒する。
- 利用場所の新型コロナウイルス対策の状況を確認する（出入り口のサーモグラフィー等の設置がある／非接触式の体温測定がある、利用者の連絡先の記入がある、アルコール消毒液の設置がある、無意味な空間噴霧などを行っていない、など）。
- 周囲の利用者がマスクを着用しているか確認する。
- 3密（密閉・密集・密接）になっていないか、換気状況も含めて確認する。



4. 車両・航空機・船舶等の設備に関する対策

1 車内等換気の方法の確認と確実な換気・利用者への周知

- 車両・航空機・船舶等の車内等の換気方法を確認し、定期的に換気を行う。夏場・冬場の窓明けについては、冷暖房の換気効率も考慮した目安を設ける。
- 外気換気モードによるエアコンの使用による車内・機内換気を行い、乗客・利用者に対して窓開けへの協力を要請するとともに、車内換気能力が十分であることをPR動画やホームページ等を活用して利用者に周知する。
- 乗客・利用者の降車後に、窓を開けて換気する等の車内換気に努める。

2 運転席等の感染防止対策の実施（シールド等）

- タクシーやバス等、独立した運転席の無い車両や利用者との一定の距離確保が難しい場合の換気に留意するとともに、運転席と後部座席の間に防護スクリーンを設置することなどで、乗客と乗務員の飛沫感染を防止するよう努める。

3 運賃等の支払い時のキャッシュレス決済の導入

- 可能な範囲で、キャッシュレス決済の導入を検討する。
- 導入している場合は、その旨を乗客・利用者に知らせ、利用を促す。

4 車内・機内等の清掃方法や頻度について

- 乗務員や不特定多数の利用者が頻繁に触れる車内・機内の座席、座席のテーブル、手すり、肘掛け、モニター画面やコントローラー防護スクリーンなどは、こまめに消毒を行う。
- 座席に掛ける布については、定期的に洗濯する。
- アルコールや次亜塩素酸ナトリウム溶液など、当該設備・器具等に最適な消毒液を用いる。

5 車内のゴミの回収等

- 車内・機内等のゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたと思われるゴミがある場合はビニール袋に密閉する。
- ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

6 共用器具使用後の手指衛生

- 車両等の点検用工具などの共用器具の使用後には、こまめに手洗い・手指消毒を行うように努めるとともに、その旨を従業員に周知・指導する。

7 感染者や感染を疑わせる症状等がある者が乗車・搭乗した際の対応について

- 車内・機内の一部の座席の使用を禁止するなど、当該乗客と乗務員や他の乗客の間隔を空け、乗務員や他の乗客への感染リスクを下げる車内・機内環境を確保するように努める。

5.

駅・空港・各種ターミナル等における対応について

1 3密（密閉・密集・密接）対策・換気状況の確認

- 駅・空港・バスターミナル・フェリーターミナル等の換気状況を確認し、定期的な換気を行う。換気の悪い場所については、立ち入らなくてもよい運用を心がける。
- 可能であれば、待合室等のテーブル・椅子の配置の見直しや、一部座席の使用禁止などを行うことで、3密（密閉・密集・密接）を避けるための取組みを行う。

2 施設内のハイタッチポイントの消毒等について

- 自動チェックイン機、旅客案内用のタッチパネル、椅子の背もたれ、テーブル、公衆電話、手すり、エレベーターのボタン、手荷物カート等の高頻度接触部位については、利用頻度に応じた消毒を行う。

3 施設内の行列対策

- 乗客・利用者が列を作る場所（各種カウンター）については、床に一定の間隔（できるだけ2m、最低1m）ごとに乗客・利用者が待つ場所の目安を示すなどにより、列に並ぶ乗客・利用者同士の間隔の確保を促す。
- また、列に並ぶこと自体をなくすため、施設到着前や非接触によるチェックインや自動チェックイン機・自動手荷物預け機の利用を促す。

4 切符販売時（駅窓口・チェックインカウンター等）の対応

- 対面により切符等を販売するカウンター等には、従業員と乗客・利用者の間にアクリル板や透明ビニールカーテン等を設置することで従業員と乗客・利用者の間を遮蔽する。
- 換気を徹底することなどにより、3密（密閉・密集・密接）を避けるための取組みを行う。

5 駅改札、保安ゲート、搭乗口等の対応

- 駅の改札やホーム、空港の保安ゲートや搭乗口等での乗降時などに、通路に立ち列ができないよう注意喚起を行う。立ち列ができた場合には、会話は控えるように放送などで案内を行う。
- 駅の改札など、乗客・利用者に対面で案内をする場所にはアクリル板などの設置により飛沫飛散防止対策を行う。

6. その他業種特異的な対策

（1）乗客・利用者への要請・依頼等

1 団体旅行等の乗客に対する接触確認アプリ（COCOA）の推奨

- 団体旅行やクルーズ船・列車等への参加者には、接触確認アプリの使用を要請する。

2 出発前の利用者の体調確認

- 乗車・搭乗前に乗客・利用者の体調管理（体温、体調チェック）を行い、発熱や体調不良のある乗客・利用者等^{（※）}には、乗車・搭乗を遠慮していただく。また、そのことを動画配信等により乗客・利用者に周知する。

※ 感染が疑われる有症状者・濃厚接触者・帰国者等への利用自粛のお願い

感染が疑われる有症状者、濃厚接触者、過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航ならびに当該国・地域等の在住者との濃厚接触者等に対しては、利用を控えるように、政府等の依頼に基づき案内する。また、そのことを動画配信等により乗客・利用者に周知する。

3 乗車時・再乗車時の乗客・利用者の手指衛生・マスク着用をお願い

- 乗客・利用者に対して、乗車時・再乗車時の手指衛生・マスク着用の徹底をお願いする。

4 乗降時の混雑緩和対策

- 小グループに分かれての乗降や、順次の離席等を依頼するなど、通路での乗客・利用者の滞留が起きないように留意した誘導を行う。

5 乗客・利用者に対するマスク着用、私語控え、車内換気への協力依頼（自動放送等を含む）

- 乗客・利用者に対して、マスク着用、私語を控えること、車内換気等への協力依頼（自動放送等・ホームページ等を含む）を行う。乗車時間が長時間にわたる場合は、定期的（少なくとも1時間に2度以上）に繰り返し放送する。

6 車内・機内等トイレの利用について

- 乗客・利用者に対して、トイレ利用の前後での手洗いの徹底を呼びかける。ドアノブや水道の蛇口など、利用者が触れる場所は、定期的（長距離便では複数回）に洗浄する。フタのあるトイレでは、フタを閉めて汚物を流すよう案内する。

（２）乗客・利用者に対する周知等

１ 乗客への便名等の周知

- 乗務員・乗客・利用客等の中から感染者が発生した場合に備え、乗車した日時や便名等を乗客に分かりやすく知らせる。乗客・利用客等は乗車日時・乗車区間・座席番号等を記録しておく。

２ 降車後の感染判明時のお願い

- 降車後に新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、運行会社等へ連絡いただくよう、乗客・利用者に依頼する。

３ 乗客名簿等の適切な保管と感染発生時の対応

- 乗客等の中から感染者が発生した時に備え、法令で定められた名簿等がある場合は、乗客等の連絡先情報を最低１ヶ月間保存する。
- 乗客・利用者等の感染が判明した場合は、保健所の指示に従い、周辺の乗客・利用者等の情報提供等、適切な対応を行う。
- また、周辺の乗客・利用者等に対しても、感染者がいた旨の適切な情報提供を行う。

（３）乗客・利用者が体調不良になった、または感染者・濃厚接触者であった場合の対応

１ 運行中に体調不良となった乗客への対応

- 乗車・搭乗中に乗客・利用者等が発熱や、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）等の症状を訴えた場合に備え、可能な範囲で隔離スペースを設けるなどの手順を明確にしておく。
- 実際に体調不良者が発生した場合には、感染予防策（他の乗客・利用者等との距離を保つ、マスク着用を確認する等）を取った上で、指令や運行管理者等と相談の上、最寄りの医療機関等への移動を勧奨する。
- 車内・機内等における体調不良者への対応の概要は、ホームページ等を活用して、乗客・利用者に事前に周知する。
- 高齢者や持病のある人については、感染予防策をより慎重に実施する。

２ 感染者・濃厚接触者が乗車した際の対応について

- 運行中に感染者・濃厚接触者が乗車していることが判明した場合は、当該者にマスク着用等の感染予防策を取らせると共に、利用状況を踏まえ、感染者等と乗務員、他の乗客や乗客同士の間隔を空け、感染リスクを低下させる車内・機内環境を確保するよう努める。

（４）駅・空港・各種ターミナル等における対応

１ 駅・空港・バスターミナル・フェリーターミナル等に勤務する従業員等への対応

□ ３密（密閉・密集・密接）対策・換気状況の確認

- 乗客・利用者用に配備した消毒液や手洗いによる手指衛生に協力を呼びかける。
- マスク着用や手指衛生への協力、私語を控えるよう、依頼・周知を行う。

２ 利用者への対応

□ 利用者への協力要請

- 当該施設の対策について、ホームページ、SNS、ポスター、デジタルサイネージなどを活用して利用者への注意喚起を行う。
- 発熱等の症状がある場合は、公共交通機関や関連施設の利用を厳に慎んでいただくことについて、ターミナルビル館内アナウンスなどを活用して利用者に周知する。
- 駅・空港・バスターミナル・フェリーターミナル等の利用者に対して、マスク着用や手指衛生への協力、私語を控えるよう、依頼・周知を行う。

□ 利用者の体温測定等

- 出入口に非接触式のサーモグラフィーを設置するなど、発熱者の利用を予防する対策を講じ、発熱者には利用自粛を要請する。

□ 利用者の手指衛生等

- 従業員は、利用者用の消毒液の常備配置や、手洗い場所の確保など、手指衛生に協力しやすい環境を可能な限り整え、利用者に手指衛生を促す。

３ 構内店舗（レストラン・売店等の対応）

- ショッピングセンターや外食産業等のガイドラインに従う。
- 対面によりお土産や飲食料品を販売する際には、従業員にはマスクの着用を徹底させる。
- 販売員と利用者の間にアクリル板や透明ビニールカーテン等を設置する、換気を徹底するなどにより、３密（密閉・密集・密接）を避けるための取組みを行う。
- レストランやフードコートテーブル・座席については、椅子を間引くなどにより、一定の間隔を確保するよう努める。また、対面で座らないようにするか、アクリル板などで遮蔽する。
- 手や口が触れるようなもの（コップ・箸など）は、適切に洗浄・消毒するなど特段の対応を図る。
- レジ等の高頻度接触部位については、利用頻度に応じて消毒を行う。

7.

その他の対策

（１）寮における感染予防策の策定

- 通常の感染症対策に加え、感染者や濃厚接触者が発生した時の対応を検討する必要がある。
- 寮で発熱者・検査対象者・感染者が出た場合のマニュアル整備を行う。
- 食堂や共用施設で濃厚接触が発生しやすい点に留意する。寮の感染防止対策確認のために、産業医・保健師等に巡視を依頼し、助言・指導を得るとよい。
- 寮で感染者が出た場合には、直近2週間の行動履歴の聞き取りの際に寮内での行動範囲や接触物（寮の食堂利用含む）および濃厚接触者の該当者の有無を確認し、保健所への報告の準備をする。職場・寮の更衣室やロッカーなど、直近3日間の使用がある共用部分の消毒を実施する。
- このために準備しておくことの例
⇒p17「保健所からの指示や要求の例」の内容を参照
- 保健所が行う積極的疫学調査の記録用紙の例
https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/nCoV_survey210108_s.xlsx
- 寮の利用者は、勤務する事業場が1か所ではない場合があり、濃厚接触者に指定された場合には、寮の利用者が勤務する事業場間の情報連携を速やかに行う。
- 感染者が寮内で療養する場合は、他の利用者と会わなくて済む個室隔離部屋を準備できると良い。入浴・トイレは個室で使用させるほか、食事も個室でとらせるようにする。
- 治癒後の感染者が寮の自室へ戻る際は、感染者が「罪悪感」を持つことのないように温かく迎えるよう、寮の管理者を通じて寮の利用者に依頼し、差別防止に留意する。

（２）来客対応

☐ 受付対応担当者の感染予防対策

- マスクを着用し、アクリル板や難燃性ビニールカーテンを設置する。
- 対応台などは定期的な消毒を行い、ゲスト名札はその都度消毒または使い捨てにする。
- 対面受付を別に設置している場合は、来客と接触機会を減らすよう動線を配置する。

☐ 来訪者の人数制限

- 来訪者を事前予約制とする。
- 来訪者の氏名、緊急連絡先を記録する。
- 来訪時はマスク着用と手指消毒および体温測定と健康状態申告への協力を依頼する。
- 社内感染予防対策への理解を求める掲示と説明を行う。

- **3密（密閉・密集・密接）を避けた待合スペースの設置**
 - ・ 待合椅子がある場合には、椅子を間引くなどして2mの間隔を確保する。
- **株主総会**
 - ・ 事前の議決権の行使で来場者を制限する。
 - ・ 詳細は「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」第7章を参照のこと。
- **採用面接**
 - ・ 電子書類で書類を授受する。
 - ・ オンライン面接の実施を検討する。

（3）事業場で実施する健康診断の工夫

- **事業場で実施する健康診断は会場が3密（密閉・密集・密接）とならないようにする**
 - ・ 健診業者との事前の打ち合わせを綿密に行う。
 - ・ 単位時間当たりの健診対象者数を絞り込めるよう健診計画を見直し、健診会場において検査の順番待ちの列ができないような時間配分を行う等の事前計画を綿密に行う。
 - ・ 緊急事態宣言発令中にはどのように対応するのか、事前に想定しておくことが望ましい。
 - ・ 健康診断を任意の医療機関で受診できる対策を検討する場合は、以下の点に注意する。
 - ・ 特殊健康診断は作業条件の簡易な調査で、ばく露量の変化の推定や作業環境測定結果の提示などが求められるため、普段と違う不慣れな医療機関では有害要因へのばく露評価が不適切になる可能性があるため注意が必要である。
 - ・ 定期健康診断の場合、精度管理が複数の機関で同じレベルなのか、結果報告様式や単位が違わないか、等の注意が必要である。

8.

その他（情報リソース）情報収集について

参考情報および本マニュアルに記載した信頼できるサイト一覧

☐ 日本産業衛生学会：新型コロナウイルス感染症情報

<https://www.sanei.or.jp/>

科学的エビデンスに基づいた「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」（日本渡航医学会 <https://plaza.umin.ac.jp/jstah/index2.html> との共同制作で弁護士による法解釈も有益）、室内換気の目安を計算で得ることができる「新型コロナウイルス感染症対策用換気シミュレーター」、その他心理面に関する産業保健職向け留意事項や嘱託産業医向けアドバイスが掲載されている。

☐ 内閣官房：新型コロナウイルス感染症対策

<https://corona.go.jp/>

政府主導の施策や調査結果が掲示されている。国民向けメッセージもある。

<https://corona.go.jp/proposal/>

感染リスクが高まる「5つの場面」特設サイト

☐ 厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省の情報のまとめページ。各種ポスターやトピックス、新しい生活様式、新型コロナウイルス感染症の“いま”についての10の知識、国民向け情報や啓発資料、政府の取組み、感染の概況をまとめて掲示している。

☐ 厚生労働省：新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

厚生労働省が新型コロナウイルス感染症に対応する企業に向けて回答しているQ&A。随時改訂や追加がされており、大項目1～10までの項目が記載されている。

☐ 厚生労働省：接触確認アプリ（COCOA）Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00009.html

接触確認アプリ利用者向けによくある質問①～⑧までの項目が記載されている。

- **国立感染症研究所：新型コロナウイルス（COVID－19）関連情報ページ**
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>
 新型コロナウイルスの日本での感染状況を随時まとめ、更新されている。

- **経済産業省：新型コロナウイルス関連 経済産業省の支援策**
<https://www.meti.go.jp/covid-19/>
 経済産業省が行っている企業向けの支援策が一覧になっている。

- **日本疫学会：新型コロナウイルス関連情報特設サイト**
<https://jeaweb.jp/covid/>
 感染症疫学に関する用語の解説や研究の紹介、新型コロナウイルスの検査について解説されている。

- **厚生労働省：クラスター対策（換気対策）**
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kansenkakudaiboushi-iryouteikyoku.html#h2_6
 厚生労働省がクラスター対策としてまとめている部分で、特に「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について、季節に応じた対策がまとめられている。

9.

参考となる図

図1：正しい手洗いの仕方、咳エチケット、正しいマスクの着用



出典：厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」リーフレット

図2：新しい生活様式の実践例

「新しい生活様式」の実践例

（１）一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の３つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
 - ☐ 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
 - ☐ 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスク**を着用する。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
 - ☐ 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - ☐ **手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

（２）日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ☐ まめに**手洗い・手指消毒** ☐ 咳エチケットの徹底
- ☐ こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） ☐ 身体的距離の確保
- ☐ 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- ☐ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- ☐ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



（３）日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- ☐ 接触確認アプリの活用を
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

（４）働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

図3：人との接触を8割減らす、10のポイント

人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、**あなたと身近な人の命**を守るよう、日常生活を見直してみましょう。

1 ビデオ通話で オンライン帰省 	2 スーパーは1人 または 少人数で すいている時間に 	3 ジョギングは 少人数で 公園は すいた時間、 場所を選ぶ 
4 待てる買い物は 通販で 	5 飲み会は オンラインで 	6 診療は 遠隔診療 定期受診は間隔を調整 
7 筋トレやヨガは 自宅で動画を活用 	8 飲食は 持ち帰り、 宅配も 	9 仕事は 在宅勤務 通勤は医療・インフラ・ 物流など社会機能維持 のために 
10 会話は マスクをつけて 	3つの密を 避けましょう 1. 換気の悪い 密閉空間 2. 多数が集まる 密集場所 3. 間近で会話や発声をする 密接場面	

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理
も、同様に重要です。

出典：厚生労働省ホームページ 新型コロナウイルス感染症について

図4：感染リスクが高まる「5つの場面」

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイク口飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



出典：内閣官房ホームページ 新型コロナウイルス感染症対策推進室

図5：3つの密を避けましょう

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

3つの密を避けましょう！

①換気の悪い
密閉空間



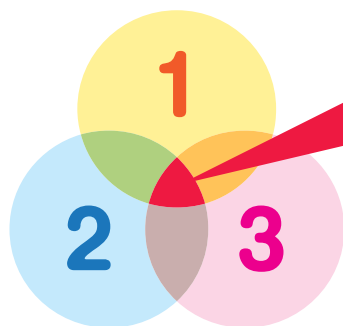
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い！

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。



厚労省 コロナ

検索



図6：消毒薬の選択

新型コロナウイルス感染症対策



消毒や除菌効果をうたう商品は、目的に合ったものを、正しく選びましょう。



➤ **チェックポイント**

☑使用方法 ☑有効成分 ☑濃度 ☑使用期限

※ 商品の購入の際には、必ずこの4点をチェックするようにしましょう。

① 手指のウイルス対策

こまめな手洗いを心がけましょう。

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらに消毒剤等を使用する必要はありません。



② 物品のウイルス対策

テーブル、ドアノブなどの身近な物の消毒には、塩素系漂白剤や、一部の家庭用洗剤等が有効です。

塩素系漂白剤等の詳しい情報は
こちらから！



家庭用洗剤等の詳しい情報は
こちらから！



https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327_poster.pdf

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200522009/20200522009-1.pdf>

③ 空間のウイルス対策

定期的に換気してください。

 注）まわりに人がいる中で、消毒や除菌効果をうたう商品を空間噴霧することは、おすすめしていません。



出典：厚生労働省ホームページ 新型コロナウイルス感染症について

図7：次亜塩素酸ナトリウム液の作り方

参考

0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯)
	キッチンハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯)
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
	カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
	キッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

【注意】

- 使用にあたっては、商品パッケージや HP の説明をご確認ください。
- 上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージや HP の説明にしたがってご使用ください。

* 次亜塩素酸ナトリウムは不安定のため作り置きはしない。トイレ掃除に関しては
0.1% 以上の次亜塩素酸ナトリウムが必要である。

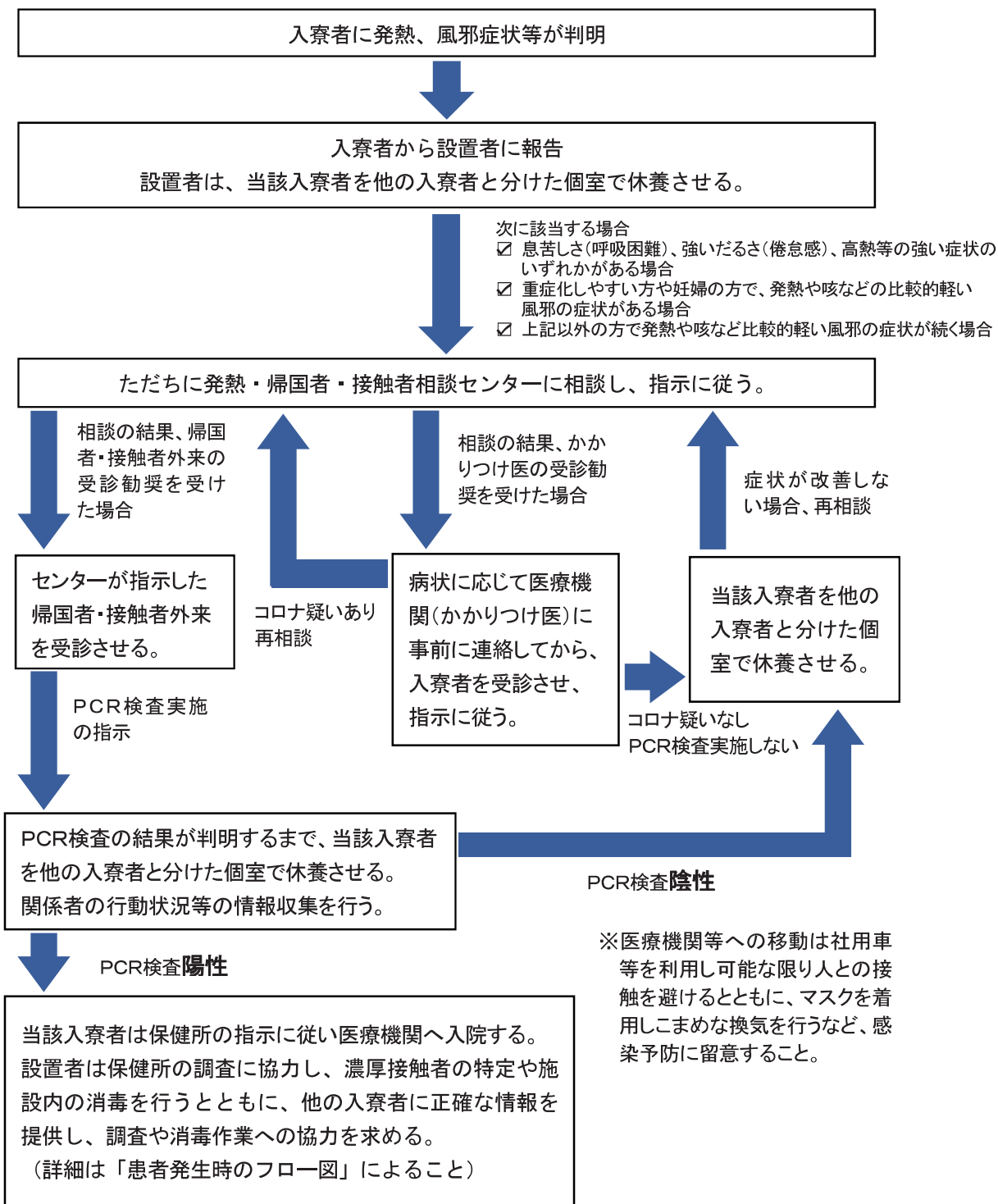
出典：厚生労働省ホームページ 新型コロナウイルス感染症について 一部著者改変

図8：入寮者に発熱、風邪症状がある場合の対応手順の例

フロー図 1

入寮者に発熱、風邪症状等がある場合の対応の考え方

集団感染防止の観点での対応手順



出典：会社寮等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（鳥取県）

図9：入寮者に感染者が発生した場合の対応手順の例

フロー図 2

入寮者に感染者が発生した場合の対応の考え方

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、また、我々が闘うべき相手は、人ではなくウイルスであり、誤解や偏見に基づく差別を行うことは決して許されず、相手を思いやる気持ちを持ち、県のウェブページなどから正確な情報を確認し、不確かな情報に惑わされることなく、冷静な行動をとること。

入寮者に感染者が発生した場合の対応手順

PCR検査結果を受けた入寮者からの連絡により、
感染の発生が判明

感染の発生を、設置者に報告する

感染者は保健所の指示に従い
原則医療機関に入院となる。

設置者の対応

- 寮の休止措置（説明文書の配布など）
- 保健所からの依頼に対応する。
 - ・感染者の行動の情報収集 など
- 保健所の指示により、寮内の消毒を実施する。
- 感染者の入院に対応する。
（必要に応じて感染者の関係者へ連絡）

他の入寮者も保健所の指示に従ってPCR検査を受ける

陽性とされた入寮者

陰性とされた入寮者

消毒後の寮又は宿泊施設を活用して生活し、2週間の健康観察を行う。

出典：会社寮等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（鳥取県）

このマニュアルは、令和2年度厚生労働行政推進調査事業補助金（厚生労働科学特別研究事業）「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアルの作成に資する研究（代表者：川上憲人 公益社団法人 日本産業衛生学会・理事長）」において、運輸業（旅客輸送）のマニュアル作成グループにより作成されたものです。

本マニュアルとチェックリストの内容は、作成時点の関連するガイドライン等に基づいています。ガイドライン等が更新されている場合には、そちらに準拠してください。

本文に記載したハイパーリンク(URL)は、作成時のものであり、その後の更新などでリンク先が無効になっている場合があります。ご注意ください。

2021年3月

運輸業（旅客輸送）のマニュアル作成グループ名簿

<分担研究者>

森 晃爾 産業医科大学 産業生態科学研究所 産業保健経営学 教授

<責任者>

神奈川芳行 東日本旅客鉄道株式会社 JR東日本健康推進センター 労働衛生科 担当部長

<メンバー>（五十音順）

川島 正敏 東海旅客鉄道株式会社 健康管理センター 東京健康管理室長（主任医長）

五味 秀穂 一般財団法人 航空医学研究センター 所長

福石 大 東日本旅客鉄道株式会社 JR東日本健康推進センター 労働衛生科 医長

<事務局>

高橋 宏典 産業医科大学 産業生態科学研究所 産業保健経営学 修練医

運輸業（旅客輸送）における 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）予防対策チェックリスト

使用方法：各項目について、ほぼできている（○）、改善の余地あり（△）、できていない（×）、該当しない（－）を確認欄に記入します。△、×のついた項目をマニュアルで確認し、改善できないか検討します。

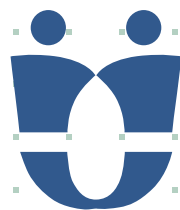
分類		確認項目		確認	マニュアルの 対応部分
1	感染予防対策 に関わる労働 衛生管理体制	1-1	新型コロナウイルスに対する感染予防対策に関して、事業者が積極的に関与し、適切に情報管理・集約・共有がなされる社内体制を整備している。	☐	2.(2) 6ページ
		1-2	事業者は、新型コロナウイルス感染症に関わる情報源や対策について相談できる専門家（産業保健専門職等）や専門機関を把握し、それらと連携した対応を実施できている。 （補足）産業医等の産業保健専門職がいる事業場では、医学的な助言指導を積極的に求め、そうでない事業場は、最寄りの産業保健総合支援センター、産業保健総合支援センター窓口（通称：地域産業保健センター）を活用する。	☐	2.(2) 7ページ
		1-3	事業者は、継続が不可欠な業務等を選択し、従業員等の出社・出張基準の設定や出社を最低限にするようチーム分割する等、従業員等の外出を減らす対応ができている。	☐	2.(4)(5) 7ページ 3.(2)8 25ページ
		1-4	事業者は、感染者（疑いも含む）、濃厚接触者に対して差別、偏見、降格、解雇等の不利益取扱いがない等、安心して休める社内ルールを整備し、従業員等に周知し、遵守している。	☐	2.(6) 9ページ 2.(7) 9ページ
		1-5	事業者は、関係企業（関連会社、派遣会社、業務委託会社等）と情報交換できるように、各会社の担当窓口を確認している。	☐	2.(3) 7ページ 3.(2)6 25ページ

分類		確認項目		確認	マニュアルの 対応部分
2	職場環境の管理・改善	2-1	オフィス業務（乗務員詰所、休憩室、食堂、喫煙室等を含む）については、オフィス業務のマニュアルに従った対応を実施できている。	☐	3.(5) 1-8 28ページ
		2-2	旅客・乗客等が利用する車両・航空機・船舶等の空間については、換気設備等を通じて、定期的な換気が実施できている。	☐	4.1 35ページ
		2-3	乗務員と乗客との間に、1-2mの距離確保または空席の設置や防護スクリーンの設置等の飛沫感染防止対策ができています。	☐	4.2 35ページ
		2-4	窓口業務については、従業員等と乗客・利用者との間に遮蔽物（アクリル板やビニールカーテン等）を設置し、飛沫感染対策を実施できている。	☐	5.4 36ページ
		2-5	乗客や利用者が列を作る場所（各種カウンター）に関しては、乗客や利用者同士が適切な距離を保てるような対策（床の目印、従業員等による声かけ）が実施できている。	☐	5.3,5 36ページ
3	作業方法の管理・従業員の感染防護	3-1	従業員等（乗務員を含む）は、執務中を含めマスク着用を徹底できている。（ただし、管制や指令等との交信のため、マスク着用が推奨されない場合（パイロット等）は対象外とする。）	☐	3.(1)1 12ページ 3.(2)1 21ページ 3.(2)2 23ページ 3.(2)3 24ページ 4.5 35ページ
		3-2	乗務員等は、アナウンス時には、マスク着用の上、可能な限り乗客・利用者のいない方向を向いて実施できている。	☐	3.(2)2 23ページ
		3-3	乗務員等は、乗客の感染予防対策として実施している業務（窓の開閉等）を正しい手順で実施できている。	☐	3.(2)2 23ページ
		3-4	従業員等は、乗客・利用者の乗降支援・手荷物の受け渡し・飲食等の対人サービスの前後や、共有器具を使用する前後には、手指消毒を実施できている。	☐	3.(2)2 23ページ 4.6 35ページ
		3-5	料金支払い等においては、非接触型決済の導入・運用ができています。	☐	4.3 35ページ

分類		確認項目	確認	マニュアルの 対応部分
4	従業員の健康 確保・健康管理	4-1 従業員等は、出社・在宅勤務等に関わらず、日々の体調管理（体温測定や症状の有無の確認）を実施できている。	☐	3.(1)1 11ページ
		4-2 事業者は、乗務員等に対して、点呼時に当日の健康状態、感染予防行動について確認ができている。	☐	3.(2)2 22ページ
		4-3 事業者は、感染リスクの高い従業員等（年齢、基礎疾患や妊娠の有無等）を把握し、適切な就業上の配慮（テレワークや時差出勤の導入等）により感染リスクを低減する対策を実施できている。	☐	3.(3)1 26ページ 3.(3)2,3 27ページ 3.(3)4 27ページ 3.(4)1,2 28ページ
		4-4 事業者は、乗務員等が運行（運航）中に体調不良となった場合の対応・連絡体制を整備し、従業員等に周知できている。	☐	3.(2)2 23ページ
		4-5 事業者は、寮・休憩施設・宿泊施設等（長時間滞在する施設）がある場合には、一般的な感染対策に加え、感染者（疑いを含む）や濃厚接触者への対応基準を検討し、従業員等に周知し、運用できている。	☐	3.(5)4 31ページ 7.(1) 40ページ
		4-6 事業者は、発熱・有症状者、感染者（疑いを含む）、濃厚接触者に対する対応基準（出社禁止基準、乗務禁止基準、発生時対応基準、復職基準など）を作成し、従業員等に適切に周知し、運用できている。	☐	3.(1)2-5 13ページ
		4-7 事業者は、海外渡航者や帰国者に対する対応基準を作成し、従業員等に適切に周知し、運用できている。	☐	3.(2)4 24ページ 3.(2)5 24ページ
5	従業員の教育・意識向上	5-1 事業者は、従業員等に対して、新型コロナウイルス感染症に関する教育（症状、感染経路、潜伏期、感染予防対策、体調不良時の対応等）を実施するとともに、飲食を伴うイベントや懇親会等への参加について注意を促している。	☐	3.(1)6 20ページ

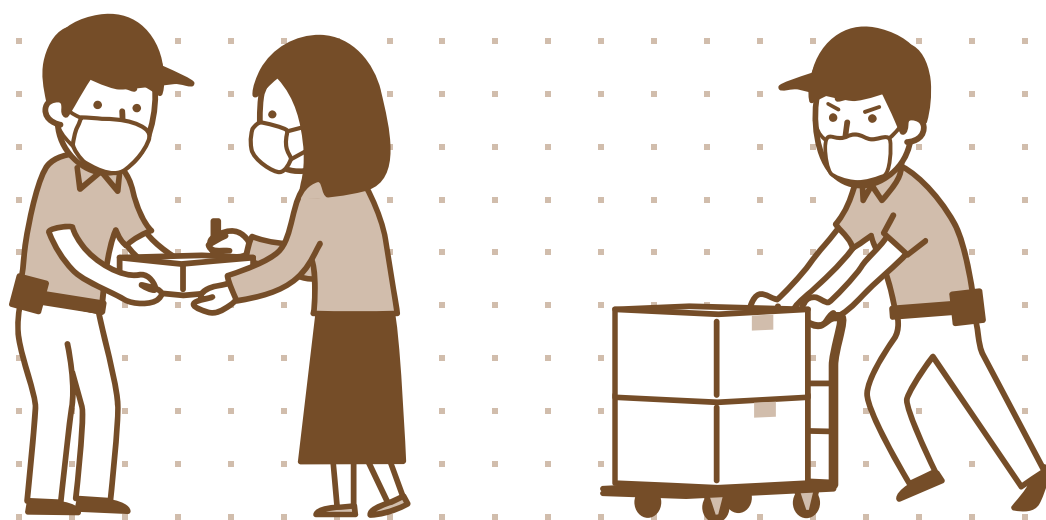
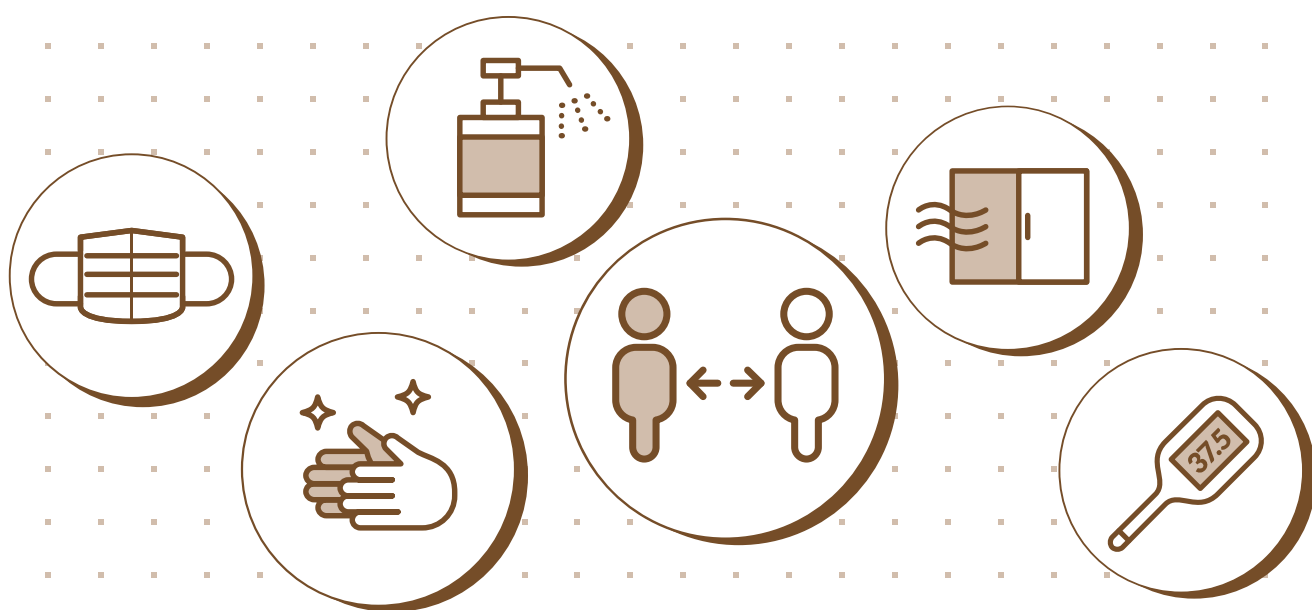
分類		確認項目		確認	マニュアルの 対応部分
6	その他 （旅客輸送や 各種ターミナルに関連する 項目）	6-1	事業者は、乗客や利用者に対して、利用時のマスク着用、会話を控えること、手指消毒徹底の依頼を周知できている（自動放送・ホームページ・SNS・掲示等を含む）。	☐	6.(1)3,5 37ページ
		6-2	事業者は、乗降や改札等において、乗客や利用者の滞留が生じないよう適切な誘導が実施できている。	☐	5.3,5 36ページ
		6-3	事業者は、運行（運航）中に体調不良となった乗客や利用者が発生した場合の対応手順を整備し、従業員等に周知している。（感染予防対策、指令や運行（運航）管理者への連絡体制、医療機関への移動等。）	☐	6.(3)1,2 38ページ
		6-4	事業者は、乗客や利用者に感染者が発生した場合の対応手順を検討し、従業員等に周知できている。	☐	6.(3)1,2 38ページ
		6-5	各種ターミナル施設においては、入場者の体温測定等を実施し、発熱者の利用を防止する対応が実施できている。	☐	6.(4)2 39ページ
		6-6	各種ターミナル施設においては、利用者に対して、利用時のマスク着用、会話を控えること、手指消毒徹底の協力を周知できている。	☐	6.(1)5 37ページ 6.(4)1,2 39ページ
		6-7	各種ターミナル施設においては、3密（密閉・密集・密接）対策、換気、（利用頻度に応じた）定期的な消毒が実施できている。	☐	6.(4)1,3 39ページ

このチェックリストは、令和2年度厚生労働行政推進調査事業補助金（厚生労働科学特別研究事業）「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアルの作成に資する研究（代表者：川上憲人 公益社団法人 日本産業衛生学会・理事長）」において、運輸業（旅客輸送）のマニュアル作成グループにより作成されたものです。



運送・配送サービス業における

新型コロナウイルス 感染予防・対策マニュアル



(公社)日本産業衛生学会

令和2年度厚生労働科学特別研究事業研究班

新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアルの使用方法

マニュアルを選ぶ

「新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアル」は以下の6つの業種・業態別に作成されています。いちばん近い業種・業態別のマニュアルを選んで使用してください。なお、どの業種・業態でも事務所があることから、オフィス業務用マニュアルの内容は必要に応じてそれ以外のマニュアルにも収載されています。

- 1 オフィス業務：すべての業種の事務所、コールセンターなど。
- 2 製造業：工場など製造現場。
- 3 建設業：建設・工事など。
- 4 接客業務（対面サービス）：小売店、飲食店、ホテル、金融機関など。理美容店、塾などを含む。
- 5 運輸業（旅客輸送）：鉄道、バス、ハイヤー・タクシーなど
- 6 運送・配送サービス業：運送・配送サービス、宅配業務など。

使用方法1：チェックリストを使って重要なポイントを確認した上でマニュアルを見る

巻末に収載されている「チェックリスト」に掲載されている、重要な対策ポイントについて確認します。改善の余地あり（△）、できていない（×）となった項目について、マニュアルの対応する部分で解説や事例を確認し、改善できないか検討します。

運送・配送サービス業における 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)予防対策チェックリスト(抜粋)				
分類	確認項目		確認	マニュアルの 対応部分
感染予防対策 に關する事項	1-1	事業者は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を積極的に推進する事を表明し、顧客や社員へ周知している。	☐	2.(1) 6ページ
	1-2	感染予防対策のための事業場内管理体制を整備している。 (補足) 産業医などの産業保健専門職がいる事業場では、医学的な助言指導を積極的に求め、そうでない事業場は、最寄りの産業保健総合支援センター、産業保健総合支援センター地域窓口（通称：地域産業保健センター）を活用する。	☐	2.(2) 6ページ
		関係企業（派遣・業務委託・下請けなど）と情		

(マニュアル ○ページ) ←

2. 感染予防対策（危機管理）の体制

(2) 感染予防対策の体制整備

- ☐ 新型コロナウイルス感染症対策本部等を設置し、事業場における感染予防対策の検討、対策の実施・推進、対策の実施状況の管理等、情報や管理状況の集約ができる体制を整備する。
- ☐ 事業者が積極的に関与し、関連部署、衛生委員会との連携を持つ。
 - ・ 組織体制の例

使用方法2：マニュアルの目次をみて関連する項目を確認する

マニュアルの目次から、関心のある項目の説明を読んで確認し、できるところから実施します。

運送・配送サービス業における
新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアル

目 次

1. はじめに	5
2. 感染予防対策（危機管理）の体制	6
(1) 事業者による方針の表明	6
(2) 感染予防対策の体制整備	6
(3) 取引先企業、派遣・業務委託・下請けなどの関係企業との方針の協議	7
(4) 事業運営形態の検討	7
(5) 出社形態の検討	8
3. 全従業員に対する対策	9
(1) 全従業員に対する周知・啓発	9
1 感染拡大時の個人の健康管理	9
2 感染疑い時の出勤自粛等の考え方・勤務の取り扱い等	11
3 濃厚接触者への対応	15
4 従業員等の意識啓発	16
(2) 出社する従業員への一般的な対応	17
1 感染予防対策の基本の徹底	17
2 海外からの帰国者への対応	19
3 海外への出国者への対応	19
4 派遣・業務委託・下請けなどの関係企業の従業員への対応	20
5 外国籍従業員への対応	20
6 出張・外勤・研修に参加する従業員の感染予防対策	21
(3) 配慮が必要な従業員への対応	22
1 基礎疾患を持つ従業員への配慮	22
2 障害者雇用従業員への配慮	22
3 妊娠中の従業員への配慮	23
4 高年齢従業員への配慮	23
5 同居家族に重症化リスクの高い人がいる従業員への配慮	23
(4) 通勤における感染リスク低減対策	24
1 テレワークの検討	24
2 時差出勤、ローテーション勤務、変形労働時間制などで空いている時間に通勤	24
3 混雑しない通勤時間・経路の許可など弾力的な運用	24
4 公共交通機関を利用しない通勤方法の検討と推奨	24

4. 運輸・配送サービス業での対策	25
(1) 事業場内（営業所・集配所等）での勤務に従事する従業員	25
1 職場環境・執務フロアの確認	25
2 会議・ミーティング・朝礼等	28
3 エレベーター	29
4 休憩・食堂・喫煙場所	30
5 トイレ・洗面所	31
6 来客対応（受付窓口・集配所を除く）	32
7 受付窓口・集配所における対応	32
(2) 運送・配送業務に従事する従業員	33
1 健康確保・健康管理	33
2 車両環境・設備に関する対策	34
3 運行中の対応	35
4 訪問・接客（配達）時の対策	36
5 休憩・食堂	37
6 トイレ・洗面所	38
5. その他の対策	39
(1) 寮における感染予防策	39
6. その他（情報リソース）情報収集について	41
資料：勤怠に関するマトリクス	43
運送・配送サービス業における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）予防対策チェックリスト	45

【コラム】

マスクやファシルシールドの飛沫防止の効果	10
新型コロナウイルス検査	13
消毒用のアルコール濃度について	19
テレワークの労働時間管理	24
機械換気ができない事業場における換気法	26
遮蔽板の高さ	27
テーブル・遮蔽板の消毒	27
空気清浄機・空間除菌装置・抗菌コーティングについて	28
エレベーターは高リスクか？	29

1. はじめに

職場における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策は、感染拡大防止と従業員の生命・健康の保持にとって極めて重要である。厚生労働省は、2020年5月14日付で職場における新型コロナウイルスへの感染予防と健康管理の強化について、経済団体などに協力を依頼し、同時に「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を公表し、以後も状況に応じて改訂を行っている。一般社団法人日本経済団体連合会においても、2020年5月14日付で「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」をオフィスと製造事業場向けに発出し、同年12月1日付で改訂が行われ、傘下の団体への参考に供している。一般社団法人日本渡航医学会・公益社団法人日本産業衛生学会は共同で、それまでのCOVID-19関連情報提供からリニューアルした「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド（以下 **職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド** <https://www.sanei.or.jp/>）」を2020年5月11日に公表し、以後も数次にわたる改訂を行っている。

これらの資料を活用して、多くの事業場で対策が進められてきているが、業種・業態によっては一律に実施しにくいCOVID-19対策が存在する。一方で、業種・業態に特化した重要な対策も存在すると考えられる。新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、外出・移動の機会が減り、人との接触を避け、在宅時間が増加している生活スタイルにおいて、通信販売等の需要が伸び続けている。通販や生活物資の移送を支える運送・配送サービス・宅配業務に従事する人々は、不特定多数の物資を扱い、個々の物資に関わる複数の人々と接触・受け渡しを行うことにより、他の業種以上に新型コロナ感染の危険に晒される機会が多いと推察される。

このマニュアルは、関係団体等が作成した業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づき対策を講じていただく際に、職場の実態に即した具体的な対策を労使で検討する上で参考にさせていただくことを目的として作成したものである。職場の作業環境や作業内容によって対応できない事項もあると考えられるが、すべてが実施できないからといって、対策が不十分ということではない。職場の実態に即して、可能な事項から工夫して実施していただけると幸いである。



2. 感染予防対策（危機管理）の体制

（１）事業者による方針の表明

- 事業者は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を積極的に推進する事をその都度表明し、従業員への周知徹底を図る。

- 表明の例

（表明方法の例）新型コロナウイルス対策に関して、全社にメール配信等で意思表示し、感染拡大状況に応じて経営層が方針や対策を説明する。

安全・衛生委員会で意志表明し、感染症対策と対策に伴う経営方針（BCP）について説明する。

（意志表示の例）「新型コロナウイルス感染拡大を防止するために、当社では会社全体で対策に取り組むとともに、従業員もお互いのために感染拡大を防止するよう努めることとする。会社としての現時点での感染防止対策基準をここに示す。なお、感染状況により基準は随時変化するため必ず目を通すこと。」

（２）感染予防対策の体制整備

- 新型コロナウイルス感染症対策本部等を設置し、事業場における感染予防対策の検討、対策の実施・推進、対策の実施状況の管理等、情報や管理状況の集約ができる体制を整備する。

- 事業者が積極的に関与し、関連部署、衛生委員会との連携を持つ。

- 組織体制の例

（例１）組織の実効性を持たせるため、総括責任者は役員クラスとする。

（例２）社内で方針を決定し、組織として感染症対策にあたるうえで必要なメンバー・部門（機能）を巻き込む。どのようなメンバー・部門（機能）が対策上必要になるかは組織ごとに異なるが、「休業や給与補償などの制度等に関して人事部門」「施設設備の消毒などに関して総務・施設設備部門」「マスク・消毒剤の調達に関して購買部門」「社内外へのコミュニケーションに関して広報部門」などを巻き込んで対応している事例もある。

- ☐ 産業保健専門職がいる事業場では、医学的な助言や指導を求める。
 - 産業保健専門職に求める助言指導の例
 - （例1）現在の感染状況、感染状況の推移を基に、業種や事業内容に応じてどのような対策が必要なのか指導してもらう。
 - （例2）最新の医学的知見に基づいて、現状の対応からの修正が必要かどうか助言してもらう。
 - （例3）準備している対策の要否に対して、要不要、過不足などの助言をもらう。
 - （例4）感染拡大の状況に合わせた強化や解除に関して、助言をもらう。
 - （例5）対応への注意点、社内の推進状況に対する助言をもらう。
 - 産業保健専門職がいない事業場においては、最寄りの産業保健総合支援センター、産業保健総合支援センター地域窓口（通称：地域産業保健センター）を活用する。

（３）取引先企業、派遣・業務委託・下請けなどの関係企業との方針の協議

- ☐ 取引先企業、派遣・業務委託・下請けなどの関係企業と事業場において共通した方針、対策が取れるよう協議を行う。
- ☐ 自社でルール化された対策事項について、運送・配送を引継ぎ取り扱う自社以外の従業員にも同様の対応を求める必要がある。物資をやり取りする取引先企業・業務委託元企業・下請け会社・派遣会社等にも自社の取組みをわかりやすく説明する。

（４）事業運営形態の検討

- ☐ 継続が不可欠な事業、作業・業務を選択し、事業継続計画（BCP: Business Continuity Planning）を作成するとともに業務における不要不急への対応を検討する。
- ☐ 事業の中断基準の作成や情報開示をどこまで行うかの検討も必要になることがある。
- ☐ 営業中止の基準や感染者情報の開示をどこまで行うべきか相談できる専門家・機関を確認する。
 - 相談先の専門家・機関としては、産業医などの産業保健専門職、労働衛生コンサルタント、保健所、産業保健総合支援センター、産業保健総合支援センター地域窓口（通称：地域産業保健センター）などがある。

(5) 出社形態の検討

□ 出社継続が不可欠な従業員

- 出社継続が不可欠な従業員の判断：出社が不可欠な理由を洗い出し、業務分担を見直したうえで決める。
- 出社継続が不可欠かどうかの判断は、事業の継続、従業員の安全確保および給与等の補償にも関わる重要な事項であり、「(4) 事業運営形態の検討」にあるように組織として判断、あるいは基準を決める必要がある。
- 出社継続が不可欠なチームであっても、作業場所における感染リスクを下げ、かつ、万一職場で感染者が生じた場合にチーム全員が出勤できなくなるようなリスクを回避するために、出社人数を減らす等の対策（チームを分割して交替で出勤するなど）が望ましい。
- 時差出勤の可否を検討し、混雑を避けた出社ができる制度整備を行う。

□ 在宅勤務・テレワークの可否判断、体制の整備

- 一部実施、完全実施の検討
在宅勤務が進まない場合には、在宅勤務や出勤率の目標を記載する。
 - ・ 在宅勤務や出勤率の目標の例
 - （例1）在宅勤務を週2～3日、出社も週2～3日。
 - （例2）出勤率50%、出勤率30%。
 - （例3）2班に分かれて隔週ごと、月曜・水曜と火曜・木曜に出社として、金曜は全員在宅勤務。
- サテライトオフィス、シェアオフィスの使用検討

□ 業務における感染流行地への移動制限

- 各事業場で設置した新型コロナウイルス感染症対策本部等が、地域の感染流行状況に応じて、都度、会社としての方針を具体的に指示する。
- 地域の感染状況を基に、移動による感染拡大リスクについて検討し、感染拡大リスクが懸念される場合には、移動する業務が不可欠か検討する。
- 感染流行地への運送・配送停止基準の作成。
- 感染流行地域との往来を要する物資の取り扱い方法と感染防止対策。
- 感染流行地域と往来した従業員のその後の出社・勤務に関する基準の整備。



3. 全従業員に対する対策

(1) 全従業員に対する周知・啓発

1 感染拡大時の個人の健康管理

☐ 体調管理

- 出社、在宅勤務を問わず、従業員個人とその周囲の者が健康で安全に仕事をするために、休日を含め体調の自己管理（検温＋風邪様症状等の有無の確認）に努めてもらう。
- 特に業務を目的として社外を訪問するような場合は、周囲への感染拡大リスクを低減させるために、当日の体調確認（検温＋風邪様症状等の有無の確認）を指示する。
- 体調確認には、体調管理カードを用いて体温や風邪様症状の記録を作成する。
- 日々の体調確認においては、発熱や風邪様症状があった場合に上長や管理部門に申告するようにする。
- 体調管理カードは、基本は個人管理でよいが、業種・業態によって厳密な管理が必要な場合には、上司や管理部門等が管理することが求められる場合がある。この場合のカードの管理は、個人情報管理に当たるため、十分に注意して管理する。
- 緊急事態宣言下など感染拡大にある場合では、休日や非勤務日も含めた体調管理を行うことがより望ましい。新型コロナウイルス感染症に感染した場合、保健所等から個人ごとの勤務日や休日に関係なく体調の推移を確認されることとなるため、本人や周囲を守るために適切に回答して、毎日の体調管理カードを作成しておくよう推奨する。
- 体調管理の記録は、記載式の健康観察票（下記厚生労働省HPよりダウンロード可能）や、
<https://www.mhlw.go.jp/content/000622349.pdf>
 健康観察（管理）アプリ（2022年3月末まで無償提供）
<https://www.htech-lab.co.jp/covid19/>
 などが利用可能である。

☐ 手洗い・うがい

- 石けんで手を洗う。アルコールによる手指消毒は補完的な効果であるため、しっかり手を洗い、かつペーパータオル等で確実に乾燥させる。
- 消毒薬の誤った選定や使用方法についても情報伝達する。
 - ・ 手洗い・うがいの推奨例、うがいの注意点
 （例）手洗いは出社時、食事前、会議室、トイレなどの共用部分利用前後に実施を推奨。
 - （例）うがいの習慣がある従業員は、周囲にまき散らさないよう飛沫に注意して行う。

□ マスク着用

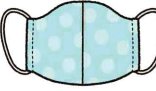
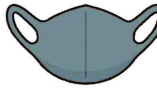
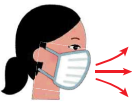
- 密集する場所、周囲の者と会話する場所ではマスク着用を推奨する（必須がのぞましい）。
- 皮膚過敏や皮膚炎治療等の理由によりマスクの着用ができない場合には、フェイスガードやマウスガードが利用できる。フェイスガードやマウスガードは、マスクに比べて感染防止効果は限定的なので、マスクの代替品として十分ではないことを踏まえて利用する。
- マスク・マウスガード・フェイスガードを利用している時も、飛沫拡散防止に十分注意する。

Column

マスクやフェイスシールドの飛沫防止の効果

<https://www.tut.ac.jp/docs/201015kisyakaiken.pdf> より

■ マスクやフェイスシールドの効果（スーパーコンピュータ「富岳」によるシミュレーション結果）

対策方法	なし	マスク			フェイスシールド	マウスシールド
						
		不織布 	布マスク 	ウレタン 		
	吐き出し飛沫量					
	100%	20%	18-34%	50% ^{※2}	80%	90% ^{※2}
	吸い込み飛沫量					
	100%	30%	55-65% ^{※2}	60-70% ^{※2}	小さな飛沫に対しては効果なし (エアロゾルは防げない)	

※2 豊橋技術科学大学による実験値

●実験（マスクは厚生労働省が示す正しい着用方法にもとづいています。）

さまざまな素材のマスクを着用した人頭モデルにミスト生成装置を接続し、飛沫の飛散状況をレーザー光を用いて可視化、カウントしました。吸い込み時の計測は実際に人がマスクを着用。飛沫の直径は、0.3μm（小さな飛沫）から200μm（大きな飛沫）まで計算しています。

●結果

吐き出し:飛沫量は不織布、布ともに8割が捕集されます。

吸い込み:不織布マスク着用時、マスクと顔に隙間がある場合でも上気道（鼻から鼻腔、鼻咽腔、咽頭、喉頭）への吸引飛沫量を1/3にすることができます。フェイスシールドにおいては、大きな飛沫（50μm以上の水滴）については捕集効果が見込めるが、エアロゾルはほぼ漏れてしまう。

2 感染疑い時の出勤自粛等の考え方・勤務の取り扱い等

□ 発熱の定義

- 「感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）」によれば、「発熱とは体温が37.5℃以上を呈した状態をいい、高熱とは体温が38.0℃以上を呈した状態をいう」とされている。しかし、平熱には個人差があり、科学的エビデンスも不足しているため、明確に定義付けることは難しいのが現状である。そのため、普段から体温を測定して、各自の平熱を把握しておくことが重要である。

- 発熱に関する指導や定義の考え方の例

（指導例）従業員は各自自分の平熱が何℃なのか把握しておくこと

（考え方の例）発熱のルールについて、各事業場で明確にしておく

以下の3パターンのどれかを「発熱」として捉えていることが多いようである。

①37.0℃以上 ②37.5℃以上 ③平熱から1.0℃以上上昇

□ 有症状の定義を明確にして、従業員へ周知する。

- 新型コロナウイルス感染症に関する症状は多種、多様であるので事業場毎に定義を明確にする必要がある。
 - （例）何らかの通常や慢性的な状態とは異なる体調がある場合を有症状とする。
 - 参考：新型コロナウイルス感染症で報告されている症状を以下に示す。感染してから症状が出現するまでは平均5～6日だが、最長で14日後に出現することもある。

新型コロナウイルス感染症の症状

主症状	発熱、空咳、疲労感
副症状	息切れや呼吸困難、筋肉痛、頭痛、嗅覚味覚異常、喉の痛み、鼻づまりや鼻水、吐き気や嘔吐、下痢、結膜炎、皮膚の発疹、手足の指の変色
重症化兆候	呼吸困難、持続的な胸部の痛みや圧迫感、意識もうろう、立ち上がれない、口唇の青紫色変化や顔の蒼白

□ 発熱や有症状時の受診指示

- 発熱時には管理者への報告、医療機関への受診を指示する。
- 風邪様症状が継続してある場合、特に、咳・倦怠感、呼吸苦がある場合は速やかに医療機関受診を指示する。
- 各自治体の方針を確認する。

□ 発熱・有症状（新型コロナウイルス感染症と診断されていない）の場合

- ・ 出社禁止の指示と復職基準

日本産業衛生学会・日本渡航医学会「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」より抜粋

<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide1215koukai.pdf>

次の条件をいずれも満たす状態で復職させることが望ましい。

- 1) 発症後に少なくとも8日が経過している。
- 2) 解熱後に少なくとも72時間が経過しており^{(*)1}、発熱以外の症状が改善傾向である^{(*)2}

(*)1 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用してない

(*)2 咳・倦怠感、呼吸苦などの症状

諸事情で上記期間の休業が困難な場合は、出来る限り新型コロナウイルス検査を受けるようにする。それが出来ない場合は、各事業場の責任のもとに以下の状態を確認して復職させる対応をとることもやむを得ない。

- ・ **発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過している^{(*)1}状態を確認して復職させる。**
- ・ 医療機関等への負担がかかる各種証明書（「**陰性証明書や治癒証明書**」）の請求はできるだけ控えること。
- ・ 職場復帰後は日常的な健康観察、マスクの着用、他人との距離を適切に保つなどの感染予防対策を従来通り行う。
- ・ 在宅勤務に限ればこの限りではないが、家庭内感染に注意すること。

- ・ 必要最小限の対応

- ・ 発熱者の出社停止（**年次有給休暇**の利用）。
- ・ 医療機関受診を促し、新型コロナウイルス検査（PCR検査等。抗体検査は不可。）を受けるように指示する。
- ・ **新型コロナウイルス検査を受けられない場合は、解熱・症状消失後72時間、無症状を確認し出社可とする。**
- ・ この場合は、感染の可能性は否定できないことを念頭にいれ、日常的な健康観察の強化、マスクの着用、他人との距離を保つなど職場内でも感染予防に努める。
- ・ 風邪様症状があれば出社を控えて療養を指導（年次有給休暇の利用）。

- ・ 推奨される対応

- ・ 発熱時出社停止（**休暇を付与**）。
- ・ 医療機関受診を促し、新型コロナウイルス検査（PCR検査等。抗体検査は不可。）を受けるよう指示する。
- ・ PCR検査等で陰性を確認し、解熱・症状消失してから72時間を確認後出社可とする。
- ・ 体調不良者は発症後8日、症状消失後72時間の後に出社するルールを守る。

- ・ さらに厳重な対応
 - ・ 発熱を発症とみなし、平均罹患日数分を出社停止（**休暇を付与**）。
 - ・ 発熱したら会社を休みとするルール作成（**年次有給休暇**の利用）。
 - ・ 症状が改善しても、発症後8日、症状消失後3日の基準に準じて、在宅勤務もしくは、在宅勤務ができない職種の場合は給与補償を行う。
 - ・ 感染がないことが判明したら出社可能。
 - ・ 保育園・幼稚園・小学校や特別支援学校などが休校になった場合の保護者の休業の対応について検討し整備しておく。

□ 感染が確定した従業員への対応

- ・ 日本産業衛生学会・日本渡航医学会「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」より抜粋

<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide1215koukai.pdf>

担当医、産業医から復職のタイミングに関する助言を受けておくこと。

なお、次の条件をいずれも満たす状態で復職させることが望ましい。

- ・ 発症後（ないし診断確定後）に少なくとも10日が経過している。
- ・ 解熱後に少なくとも72時間が経過しており^(*)1)、発熱以外の症状が改善傾向である^(*)2)

(*)1) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない

(*)2) 咳・倦怠感、呼吸苦などの症状

中等度以上の症状だった場合や入院していた場合などは、体力の低下などが懸念されるので、担当医等と相談のうえ無理のない復職を行うこと。

復職後は、日常的な健康観察、マスクの着用、他人との距離を適切に保つなどの感染予防対策を従来通り行う。

- ・ 感染者の復職については、**PCR検査の陰性確認は必要としない。**
- ・ 感染の重症度により、無症状から中等度以上まで様々であるので、体力の回復具合を産業医、選任がなければ、担当医に確認して復職の可否を決定する。また、後遺症がある場合もあるので、この点も留意する。

Column

新型コロナウイルス検査

感染の有無を確認する検査は、鼻咽頭粘膜採取のPCR検査が望ましい。唾液PCRや抗原検査は、偽陰性（新型コロナウイルスに感染していても検査で陰性）となる率が鼻咽頭粘膜採取のPCRに比して高い可能性がある。抗体検査は現在の感染を検査する検査ではないので注意する。

いずれの検査後も、症状出現後、10日間は特に、健康観察は厳重に行い、外出時マスク着用を徹底すること。

□ 従業員の家族が濃厚接触者と判定された場合の取り扱い

- 従業員の家族が、保健所が行う積極的疫学調査において濃厚接触者となった（保健所から濃厚接触者と言われた）とき
 - ・ 家族の新型コロナウイルス検査結果が陽性であった場合に、同居者である従業員は、保健所から濃厚接触者と認定される可能性が一般より高い。しかし、家族の結果が判明していない時点では「保健所が指定する濃厚接触者」ではないため、必ずしも濃厚接触者と同様に扱う必要はない。しかし、発症前2日～発症直前に感染リスクが高いことを踏まえると、会社の休業制度やテレワーク可能な業務であるかを踏まえて、対応方法を考える必要がある。
 - ・ 対応例
 - （例1）在宅勤務等のテレワークができる仕事なので、家族の検査結果がでるまで、在宅勤務をしてもらう。
 - （例2）在宅勤務等のテレワークができない仕事なので、マスクの着用を徹底させ、自覚症状などの健康観察を徹底したうえで、出社してもらう。
 - （例3）家族の検査結果が数日内に判明するとのことなので、結果がでるまでの期間休んでもらう。
- 従業員の家族が、保健所ではなく会社等の判断による広義の濃厚接触者となったとき
 - ・ 保健所が行う積極的疫学調査で濃厚接触者との判断がなかった場合でも、独自の会社のルールで濃厚接触者を設定している場合があるが、「濃厚接触者の濃厚接触者」は、公式には「外出制限、出勤制限は不要である」との方針が示されている。また、日常で同居する者が、新型コロナウイルス感染者と接触する医療従事者であった場合もこの対象となるため、出勤制限は不要である。また、同居人あるいは家族が医療従事者であることを理由に差別を助長することは、厳重に避けるべきである。

□ 出社自粛・自宅待機指示時の休業制度の整備

- 使用者の自主的判断で自宅待機・休業させる場合には、一般的に「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要がある。詳細は、厚生労働省の新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方角け）を参照する。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html
- 新型コロナウイルスに関連して従業員に出社禁止を命じる場合、休業期間中の賃金の取り扱いについては、法令（労働基準法第26条、民法第536条2項等）で一般的な定めがあるが、労使で十分に話し合い協力し、従業員が安心して休める社内ルールを整えておく。
- 保育園・幼稚園・小学校や特別支援学校などが休校になった場合の保護者の休業の対応について検討し整備しておく。

□ 発熱者、感染者差別への配慮・人権への配慮

- 新型コロナウイルス感染症以外にも発熱する疾患やウイルス感染症がある。また新型コロナウイルス感染症であっても治癒すればウイルスの排出がないため、周囲を感染させることもない。発熱したからと言って安易に新型コロナウイルス感染症と決めつけたり、感染してしまったからと言って非難したりしないように指導する。
- 発熱者を不適切に評価、解雇や異動の事由としないようにする
- 過剰な対応（隔離や観察期間（14日）を超える長期の出社停止、食堂使用不可、会議参加不可、業務変更）を防止する
 - ・ 悪い事例
 - （例1）厚生労働省が示し、各自治体で決定運用している退院・療養解除の基準（発症後10日間経過など）や主治医の見解で、退院し復職できる状態になった従業員に対して、同僚や顧客が不安だという理由でPCR検査を受けさせたという事例。
 - （例2）保健所や主治医から感染性はないと考えられるので療養解除可能、復職可能と言われた従業員で、易疲労感や頭痛、味覚障害といった後遺症状があり、それを同僚や顧客が心配していることを理由に休業延長を指示した事例。
 - （注）後遺症状がない人の方が少なく（14％程度）、後遺症状が2～3か月続くことがあると示されているので、なんらかの症状があれば仕事を休むということを厳格にし過ぎると、不適切な休業指示、評価、解雇や異動などを招く恐れも大きくなる。

3 濃厚接触者への対応

□ 濃厚接触として扱い

- 基本的には保健所の指示に従うが、実際の保健所の指示が出るまでの間にも暫定的な濃厚接触者をリストアップできるように準備しておく。対象者選定は、国立感染症研究所感染症疫学センターの定義する濃厚接触の定義等を参考にするとよい。
- リストアップする基準の例
 - （例1）適切な防護なしで1m以内に15分以上一緒にいた。
 - （例2）一緒に食事をとった。
 - （例3）喫煙所で同席だった。

□ 接触確認アプリ（COCOA）について

- 厚生労働省による新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を周知し、インストールを従業員に勧奨する。詳細はCOCOAのQ&Aを参照。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00009.html

- 従業員及び従業員の同居家族が感染者・濃厚接触者となった場合等、勤怠に関する判断の目安を巻末に「資料：勤怠に関するマトリクス」として掲載しているので、参照してほしい。

4 従業員等の意識啓発

□ 感染症予防対策の周知徹底

- 新型コロナウイルス感染症に関する教育（症状、感染経路、潜伏期、感染予防策、体調不良時の対応など）を実施する。
- 「新しい生活様式」、「人との接触を8割減らす10のポイント」、「感染リスクが高まる5つの場面」を周知する。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html
<https://corona.go.jp/proposal/>
- 休日など業務時間外の生活における感染防止の啓発、家族など同居生活者に体調不良者や感染者が発生した場合の生活上の感染防止対策を啓発する。
- 周知の方法も可能な限りICT（情報通信技術：Information and Communication Technology）を活用し、感染防止対策に努める（社内のイントラ利用、従業員へのメール一斉配信、対策委員会の特設サイトに掲示など）。
- ICTがない現場では、職場の掲示板などICT以外の周知方法も状況に応じて活用する。
- 信頼できる感染症の情報サイトの例
 - ・ 厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
 - ・ 公益社団法人日本産業衛生学会：新型コロナウイルス感染症情報
<https://www.sanei.or.jp/?mode=view&cid=416>
 - ・ 日本疫学会：新型コロナウイルス関連情報特設サイト
<https://jeaweb.jp/covid/>
 - ・ 国立感染症研究所：新型コロナウイルス(COVID－19) 関連情報ページ
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

□ 飲食を伴うイベントや懇親会への参加について

- 感染拡大状況下では、飲食を伴うイベントや懇親会への参加は私的なものを含めて自粛とする。感染が小康状態の場合でも、飲食を伴う懇親会やイベントへの従業員の参加は、感染リスクが高まる「5つの場面」のうち、「場面1（飲酒を伴う懇親会等）」、「場面2（大人数や長時間におよぶ飲食）」、「場面3（マスクなしでの会話）」に該当する。
- やむを得ず懇親会の開催を検討する場合、政府分科会が示す「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考にする。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/teigen_12_1.pdf

・ 対応例

- （例1）飲食を伴う懇親の場ではマスクを着用することが困難な状態であるため、就業の場と比較し感染のリスクが高くなることに十分に留意したうえで、開催を検討する。
- （例2）懇親会参加者に感染者がいた場合だけでなく、周囲に濃厚接触者と認定されるリスクも高いため、参加者全員が長期にわたって出勤が不可能な事態に陥る恐れがある。
- （例3）事前に安全側にたって十分に開催の是非を検討する。
- （例4）感染拡大状況下では、私的な懇親会についても会社として自粛を検討するように指導する場合もある。

（2）出社する従業員への一般的な対応

1 感染予防対策の基本の徹底

□ マスク着用指示

- 通勤時はマスクを着用する（特に公共交通機関内）。
- 屋内では原則マスク着用を推奨する。
- マスクは定期的に外すことを推奨する。マスクを外しているときは、会話厳禁とする。
- 3密（密閉・密集・密接）を避けた、マスクを外せる休憩室の確保が望ましいが、休憩室内では、マスクを外して会話することを禁止する。
- マスク着用に伴い、肌荒れや体調不良等がある場合には、マスクの材質変更（綿100%の布マスクなど）および適切なスキンケアで対応可能であるケースが多いので、対応方法を検討する。
- 皮膚過敏や皮膚炎治療中等の理由によりマスクの着用ができない場合には、フェイスシールドやマウスシールドを考慮する。しかし、マスクに比較して感染防止効果は著しく劣る。完全なマスクの代替として利用できる訳ではないことを踏まえて利用する。
- マスクが着用できる場合にはマスクを優先する。
- マスク・マウスシールド・フェイスシールドを利用している時も、飛沫拡散防止に十分注意する。

□ 従業員のマスク入手に対するサポート

- ・ マスク着用を義務化する場合、マスクを会社が用意する必要がある。

□ 事業場におけるマスクの備蓄推奨

- ・ 必要最小限の対応
マスクを個人が購入しやすいようにする。
- ・ できたらよい対応
予備のマスクを会社で備蓄する。
 - ・ マスク備蓄の例
(例) 従業員人数×必要日数(2日または1週間または2週間、など)
- ・ さらによい対応
マスク着用を義務付けている場合は、会社の責任としてマスクを用意することが望ましい。感染流行期は、一定期間マスクが入手困難となりうることも踏まえ、対策が維持できる在庫を事前に検討して確保する必要がある。

□ 手洗いと手指消毒

- ・ 外部から帰室した時は、定期的に石けんを用いて、十分な手洗いを実施する。手洗いは湿った状態にしないようにペーパータオル等で拭き取る。
- ・ 外部から帰室した時は、手指と併せて洗顔石けんなどを用いて顔も洗うようにする。
- ・ 手指消毒液はエタノール容量%が70～95%のものを選定する。
- ・ 必要最小限の対応
手洗い石けんを設置する。
- ・ できたらよい対応
手指消毒薬を入口へ設置し、予備を備蓄する。
- ・ さらによい対応
手指消毒薬が一定期間入手困難となる可能性を踏まえ、対策が維持できる在庫について事前に検討して確保する。

□ 手洗い、うがいの励行

- ・ 出勤時に執務エリアに入る前の手洗い、定期的な手洗いを推奨する。
 - ・ 手洗いの推奨例
(例1) 2時間ごと、半日ごと、会議終了時の手洗いを推奨。
(例2) 手洗いを出社時、食事前、会議室などの共用部分利用後に推奨。
- ・ 水うがいの衛生習慣のある従業員は、飛沫の拡散に注意にする。

2 海外からの帰国者への対応

- 海外渡航者の14日間の自宅待機指示が基本であるが、国内外の情勢に応じて、その都度変更される。

- 厚生労働省（水際対策の抜本的強化に関するQ&A）・外務省（国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について）・相手国の関係機関など、最新の情報を収集する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/covid19_qa_kanrenkigyoku_00001.html

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

3 海外への出国者への対応

- 海外出向については、国別で対応が異なることも多いので、担当者を決めておくこと。また、事前の準備が時々刻々と変化するので最新情報を収集すること。

- 出国する際には、入国時に2週間隔離が必要となったり、出国時にPCR陰性を要求したりする国もあるので、国別で個別フォロー体制の充実が必要。

- 詳細は海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）および各国大使館に相談する。

<https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/top.html>

Column

消毒用のアルコール濃度について

- アルコール重量％が60％（容量％で68％）以上の製品を80L以上貯蔵するときには届け出が必要である。
- アルコール重量％が60％（容量％で68％）以上の製品を400L以上貯蔵するときには申請が必要である。
- アルコール重量％が60％になると危険物となる（重量％が53％で、容量％は効果が期待される容量60％以上となる）

4 派遣・業務委託・下請けなどの関係企業の従業員への対応

(注) 事業場、社内に入出入りする人の感染拡大防止対策は、派遣元・派遣先、委託元・委託先等に関わらず重要である。しかし、派遣従業員や業務委託従業員個人と直接やり取りするものではないため、派遣・業務委託・下請けなどの関係企業と協議のうえ、双方の感染拡大防止対策を連携して取る必要がある。

- ☐ 派遣・業務委託・下請けなどの関係企業と事前に協議し、感染者発生時の連絡ルートや方針を決定し、相互に周知徹底する。
- ☐ 派遣・業務委託・下請けなどの関係企業との定期的な情報共有を実施する。
- ☐ 派遣従業員に感染者が出た場合、派遣元責任者と情報を共有できるよう調整しておく。
- ☐ テレワークの実施可否とその方法について、事前に検討・調整を行っておく。
 - この場合、派遣契約の更新・変更が必要になる可能性があるため、社内部署・専門家と協議を検討する。
- ☐ 勤務中の体調不良時には、あらかじめ定めた会社の方針に沿って帰宅指示を行う。
- ☐ 自宅療養後の出社可否の判断は、会社の方針に沿って対応し、派遣元と連携して判断する。

5 外国籍従業員への対応

- ☐ 外資系企業の場合はオフィスに多数の外国籍従業員が在籍しており、かつ職位の高い者が多いことが特徴となる。その場合に、外国籍従業員やその家族が母国に帰国することへのルールや対応が必要である。現状では、帰国してしまうと特別な事由を示して法務省が認めない限り、日本への再入国が出来ないことに注意が必要である。
- ☐ 厚生労働省では日本語だけでなく、多言語や、やさしい日本語での解説・リーフレットを準備しているので活用する。

<https://www.covid19-info.jp/>

6 出張・外勤・研修に参加する従業員の感染予防対策

- ☐ 不要不急の出張・外勤は見合わせる。
- ☐ 会議・打合わせは、遠隔で行うことを検討する。
- ☐ 書類や連絡事項は、電話・メール、郵送での対応を検討する。
- ☐ 研修は、eラーニングや遠隔講義で行うことを検討する。
- ☐ 出張人数は最小限とする。
- ☐ 出張・外勤時はマスクを着用する。
- ☐ 出張先の場所、時間、面会相手を記録に残す。
- ☐ 公共交通機関が混雑する時間帯の移動は避ける。
- ☐ 訪問元と訪問先の感染状況に合わせて出張の基準を設定する。
- ☐ 感染拡大や流行状況を示す指標には、国が示しているレベルと都道府県毎に示しているレベルがある。どちらのどのレベルでどういう対応を行うか検討する。
 - 感染拡大レベルによる出張・研修の参加対応の例
(例) 都道府県の感染拡大レベルで3になったら、地区、県境を超える出張は原則禁止とする。
- ☐ 仕事によって携帯用の手指消毒を持参する。

(3) 配慮が必要な従業員への対応

1 基礎疾患を持つ従業員への配慮

- ☐ 基礎疾患を持つ従業員は他の従業員より感染の危険が高くなることもあるため、通勤方法などの配慮が必要となるため、自己申告を促す。
- ☐ 基礎疾患を持つ従業員に対しては、本人と主治医で相談の上、どのような配慮を望んでいるか可能であれば書面で受け取ることが望ましい。また、実際に行った配慮は、主治医に書面で報告することが望ましい。
- ☐ 疾患の情報は不必要に情報が伝搬しないようにする必要がある。産業保健専門職が社内であれば、産業保健専門職を通じて対応する。
- ☐ 配慮とする対応が本人の不利益になる可能性もある。行う配慮については、本人と協議して対応する。
- ☐ また、必要以上に感染を恐れて在宅勤務を強く希望したり、過度な配慮を求めたりする従業員もいる場合がある。基礎疾患を持つ人は重症化の危険はあるが、感染しやすくなるというわけではないので、業務とのバランスで本人とも十分に相談する。
- ☐ 基礎疾患に関する参考情報
 - (1) 厚生労働省：新型コロナウイルス感染症の“いま”についての11の知識（2021年2月時点）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000749530.pdf>
 - (2) 厚生労働省：新型インフルエンザ感染症における基礎疾患の考え方の概要（2009年）
<https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/dl/infu091028-02.pdf>
 - (3) 循環器病学会：「新型コロナウイルスQ＆A」問1・2
https://www.j-circ.or.jp/cms/wp-content/uploads/2020/04/JCS_COVID19_QA.pdf

2 障害者雇用従業員への配慮

- ☐ 障害のある従業員において、障害の内容によって、感染症対策の情報の把握・理解が困難であることがありうる。このため画一的な手段にとらわれることなく、障害のある従業員への情報の伝達・周知の方法に留意すること。また、テレワークなど就業方法の変更に苦慮する可能性を理解すること。状況に応じ障害者職業生活相談員やジョブコーチといった支援者を活用する必要がある。
- (例) 日本産業ストレス学会好事例：コロナ下で在宅勤務した障害者雇用の会社インタビュー
<http://jajsr.umin.ac.jp/covid19interview8.html>

3 妊娠中の従業員への配慮

- ☐ 妊娠中の女性従業員が、妊婦健診等に基づき、その作業等における新型コロナウイルスに感染するおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、医師または助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合には、事業主は、この指導に基づき、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務または休業をいう）等の必要な措置を講じるものとする。新型コロナウイルス感染症における母性健康管理措置（2021年3月末まで延長）は、休暇取得の場合、休暇取得助成金制度がある。配慮を受けたい従業員が「母性健康管理指導事項連絡カード」を積極的に活用できるように情報提供を行い、自己申告を促す。
- ☐ 妊娠中の女性従業員が休みやすい環境を整備する。
- ☐ 感染リスクを減らす観点から、テレワークや時差通勤の積極的な活用を推進する。

4 高年齢従業員への配慮

- ☐ 65歳以上の高齢者と60～64歳の高年齢従業員で心臓や呼吸器に基礎疾患を持っている人は、一般に重症化する危険が高くなるため、配慮が必要か検討する。
- ☐ 時差出勤などの配慮が必要となるため、希望する従業員に対して自己申告を促す。

5 同居家族に重症化リスクの高い人がいる従業員への配慮

- ☐ 従業員からの申し出をもとに医学的な判断は主治医や産業保健専門職に確認したうえで、会社が在宅勤務・テレワーク（完全・一部）導入、通勤ラッシュを避けた時差勤務、時差勤務と在宅勤務を併用した勤務体制などの可否を検討する。
- ☐ 必要以上に感染を恐れている従業員もいる可能性がある。本人とよく話し合い、過剰な対応にならないように注意が必要である。
- ☐ 産業保健専門職が選任されていない場合は、産業保健総合支援センター、産業保健総合支援センター地域窓口（通称：地域産業保健センター）などがある。

(4) 通勤における感染リスク低減対策

1 テレワークの検討

- ☐ 完全なテレワークではなくても、テレワークの部分導入を可能な限り検討し、通勤頻度の減少を図ることも有効である（週休3日制なども有効）。

2 時差出勤、ローテーション勤務、変形労働時間制などで空いている時間に通勤

3 混雑しない通勤時間・経路の許可など弾力的な運用

- ☐ 時差出勤の浸透により、従来と混雑時間が変わってきている。乗車人数等を見ながら、ダイヤ改正時には混雑状況等を踏まえた通勤時間の変更を行う。
- ☐ 混雑を避けた通勤経路の変更を行う。

4 公共交通機関を利用しない通勤方法の検討と推奨

- ☐ 公共交通機関の非利用策を検討する。
 - ・ 自家用車・自転車での通勤の可否を判断する。
 - ・ 自家用車・自転車での通勤については、通勤災害へ留意する。
- ☐ 通勤手当の取り扱いについて検討する。

Column

テレワークの労働時間管理

新型コロナウイルス対策としてテレワークによる接触機会の低減は有効である。一方で、テレワーク時にも労働基準関係法令が適用されるが、従業員が通常の勤務と異なる環境で就業することになるため、労働時間管理などに留意し過重労働による健康障害の発生を防止する必要がある。厚生労働省では、留意点などについてまとめたガイドラインを作成している（「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」<https://www.mhlw.go.jp/content/11911500/000683359.pdf>を参照）

4.

運輸・配送サービス業での対策

(1) 事業場内（営業所・集配所等）での勤務に従事する従業員

1 職場環境・執務フロアの確認

□ 換気の徹底

- 夏季の熱、冬季の寒冷、乾燥の問題があるが、できるだけ換気に努める。
- 可能な範囲で、閉じなくてもよいドアは開放する。
- ドアや窓など2か所を1時間に2回以上、5分以上を開放する。
- 網戸を設置して害虫の侵入を防止する。
- ビル管理会社に換気能力を確認し、換気状態について協議する。
- 換気シミュレーター（日本産業衛生学会産業技術部会提供）で換気機能を確認することができる。
http://jsoh-ohe.umin.jp/covid_simulator/covid_simulator.html
- 機械換気ができるか確認する。
- ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）が適用されている中央換気装置付の建築物では、往々にして窓が開けられない部屋がある。この場合、サーキュレーターをドアの外に向けて設置し、また、人口密度を低下させたりすることを検討する。
- 事務所衛生基準規則のCO₂基準を守る。事務所衛生基準規則によるCO₂の基準は1000 ppm以下に設定されている。室内のCO₂が1000 ppmを超える前に換気する。
（例）ポータブルCO₂モニター等を活用する
- 乾燥を防ぐため相対湿度40%以上を保つ。冬期は加湿器を使用しても相対湿度40%に到達しないことが多いことにも留意する。

□ 3密（密閉・密集・密接）を避けた座席配置

- ・ 部屋での作業については、周囲2m、最低でも1mをできるだけ確保することが必要である。
- ・ フリーアドレス（自由席）の場合
 - ・ フリーアドレスの利点は、人との間隔をあけるように着席できることである。
 - ・ フリーアドレスの弱点は、感染者が出た場合の接触感染のリスクが上がることで、追跡が困難になることである。したがって、感染者が出た際に積極的疫学調査を容易にするため、誰がいつ出社し、どの座席を使用していたか管理できるようにする。社内で感染者が発生した場合の濃厚接触者の選定が困難にならないように、座席使用者を会社が把握して管理ができる体制は整備しておく。
 - ・ 利用者は、利用前後に机や電話などを消毒する。
- ※注：フリーアドレスと同様に、自社以外の人も利用するシェアオフィスやレンタルオフィスなどの社外のオフィスを利用する場合については、フリーアドレスでの注意点とともに3密（密閉・密集・密接）の回避、手洗い・消毒、換気に留意する。
- ・ 固定席の場合
 - ・ 対面にならないように席を配置する。
- ・ 距離・遮蔽板設置・飛沫対策
 - ・ 対面で座席を配置する場合には、マスク常時着用の上、遮蔽板を設ける。
 - ・ 遮蔽板については、始業前に消毒する。
- ・ 隣の席との距離・遮蔽板の設置
 - ・ 隣席同士での会話は、近距離になりやすくなるため、より飛沫のリスクが上がることを周知し、控えるように指導する。必要であれば、遮蔽板等を設置する。

Column

機械換気ができない事業場における換気法

二方向窓（ドア）開け

- ・ 空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓やドアを開放するのがよい。向かい合った位置の窓やドアよりも、対角線側の窓やドアを開けるのが効果的である。
- ・ ただし、窓を2箇所開けても、窓が近すぎる場合（例えば横並び窓）の開放では、吸った空気がすぐに排出され、排出された空気がすぐに戻ってくるショートサーキットが起こるため効果はない。
- ・ 二方向窓開けは非常に大きな効果があると考えられるため、窓を大きく開けられず開口幅が小さく（例えば、開口幅10cm）でも、換気効果がある可能性がある。

一面窓（ドア）開け

- ・ 窓が1つしかなくドアを閉めて使用する場合は、窓に向かって空気を排出するようにサーキュレーターを設置する。
- ・ 窓がなくドアしかない場合は、ドアを開けてドアの外に向かって空気が流れるようにサーキュレーターを設置する。
- ・ 換気扇が上部にある場合は、換気扇の位置から遠い場所のドアまたは窓を開け、常時運転する。

※参考：厚生労働省：商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000616069.pdf>

□ 事務機器

- PC等の共用物品を最少化する。
- 共用機器の消毒
 - ・ 電話・ゴミ箱・テーブル・椅子・コピー機等、特に高頻度に接触する物はこまめに消毒する。
 - ・ 共用機器を使用したときには、アルコールなどで都度清拭する。
 - ・ 必要最小限の対応
感染リスクになりえるため、使用時のマスクの着用・手洗いの推奨。
 - ・ できればよい対応
毎日消毒、使用者の範囲を限定。
 - ・ さらによい対応
毎回消毒、使用機器は個人化。
- 特殊機材の取り扱い：故障や精度管理の必要性から消毒が難しい機器もある。その場合には、機器の使用前後に手指消毒を徹底する必要がある。

Column

遮蔽板の高さ

飛沫拡散や飛沫吸入を軽減する効果を期待して、間仕切り・パーテーションを設置する場合、高さがあまり高過ぎると局所的に換気の悪い場所ができ、逆効果になる可能性がある。また低すぎてもマスクを外して会話した場合の飛沫発散抑制効果が乏しいことや、発声者の顔の向きや位置によっても効果は変わる。飛沫の発散および吸入予防については、対人距離確保とマスク着用が基本であり、遮蔽板はあくまで補完的な位置付けであることに留意する。

Column

テーブル・遮蔽板の消毒

- 消毒は、アルコールか界面活性剤（市販の家庭用洗剤の主成分）を使用する。
 - ・ 新型コロナウイルスに有効な界面活性剤が含まれている製品リスト
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>
- 0.05%次亜塩素酸ナトリウムの場合は、消毒後に水拭きが必要となる。
- 次亜塩素酸水については、効果については製造方法、使用について条件付きであるので確認する必要がある。
- いずれも拭き取りを基本とし、空間への噴霧は吸入の危険があるので絶対に行わない。
- 0.05%次亜塩素酸ナトリウム消毒薬をつくるには「家庭用塩素系漂白剤」を水と適量を混ぜ合わせる。この場合、以下のことを注意する。
 - 1 マスクを着用し、換気をしながら行う。（酸性のものと混ぜると塩素ガスが発生して危険。）
 - 2 水と混ぜる時にはゴーグルをつける。
 - 3 次亜塩素酸ナトリウム水に直接手で触れない。
 - 4 万が一、手についたら石けんと流水でよく洗う
 - 5 スプレーや霧吹きでの噴霧は絶対に行わない。
 - 6 本消毒液を作り置きした場合、その効果は弱まる。

2 会議・ミーティング・朝礼等

- ☐ 不要不急の対面会議の自粛を指示する。
 - ・ 対面会議の参加人数を制限する。
 - ・ ウェブ会議を積極的に活用すること。
- ☐ マスク着用を指示する。
 - ・ 電話会議中でもマスクは外さないよう指導する。
- ☐ 会議室の換気の徹底
 - ・ 会議室では、従来の利用人数の半分に設定する。
 - ・ 窓のない会議室の場合、可能な限りドアを開け、部屋の内部から外への空気の流れを作る。
 - ・ 換気ができない会議室（CO₂の濃度が基準の1000ppm以下に保てない）は使用を控えることも検討する。
 - ・ フィジカルディスタンス（ソーシャルディスタンス）を確保する。
- ☐ アクリル板、ビニールカーテンの設置
 - ・ アクリル板・ビニールカーテンを消毒する（1日1回～会議毎）。

ただし、アクリル板はあくまで補助的な位置付けであるので、飛沫の防止に関しては、マスクの着用が優先することを周知する。
- ☐ 会議室内の消毒
 - ・ テーブル、椅子、ドアノブは会議前後に消毒する。

Column

空気清浄機・空間除菌装置・抗菌コーティングについて

- ・ 空間除菌装置に関しては、現時点で感染予防に有効という証拠がない。
- ・ 次亜塩素酸ナトリウムや次亜塩素酸水の噴霧による空間除菌については、健康障害を引き起こす可能性があり、行わない。
- ・ オゾン発生装置による除菌効果は、高湿度環境下でしか効果が得られないなど、使用条件に制限があることを留意する必要がある。
- ・ 空気清浄機は、あくまで補助的な感染予防対策のための機器として使用する。HEPAフィルタ式空気清浄機は、浮遊微生物の捕捉効果が高いと考えられている。
参照）https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15102.html
- ・ 抗菌コーティングなどによる、新型コロナウイルスへの効果に関する十分な証拠はなく、清掃・消毒の代替とならないことに留意する。

☐ 遠隔会議の実施

- 一部遠隔、全員遠隔で分散させる。
- 遠隔会議室システムを導入して遠隔でも会議ができるようにする。
- テレビ会議を利用する。
- 電話会議を利用する。

3 エレベーター

☐ エレベーターホールに入る際には手指消毒を行う。☐ 一度に利用する人数の制限や、エレベーター内での立ち位置を表示する。☐ 乗車前の待ち行列が出来る可能性があるため、整列時もフィジカルディスタンス（ソーシャルディスタンス）が確保されるように、整列時のフットスタンプを表示し、整列時もマスク着用と会話禁止を義務づける。☐ 利用中は会話を禁止し、マスクを必ず着用する。☐ 「ボタンを押したあと手指消毒を忘れずに！」というポスターをエレベーター内に貼ることも推奨される。☐ 同じビル内であっても、別のフロアなどへ「不要不急の事業場内の移動を避ける」「他事業場との往来を避ける」ことも推奨される対策となる。

- 事業場内の往来禁止の例

（例）喫煙室の利用等のための往来禁止の徹底、もしくは屋内の喫煙室の閉鎖。

Column

エレベーターは高リスクか？

エレベーター内は換気されており、会話しなければ感染リスクは高くないと考えられており、人数制限することにより乗車前の待ち行列ができる場合については、そのリスクを考慮する必要がある。

4 休憩・食堂・喫煙場所

□ 共通事項

- ・ 換気・ソーシャルディスタンシングなど
 - ・ 窓のある休憩所（室）・食堂では、定期的に換気を行う。
 - ・ 換気のため、可能なら出入口は開放する。
 - ・ 休憩所（室）や食堂では、従業員同士のソーシャルディスタンシングを確保する。
 - ・ 休憩所（室）や食堂への入室・退室時や勤務部署に戻る際は、必ず手洗いをする。
 - ・ 3密（密閉・密集・密接）状態を避けるため、休憩時間や食事時間は部署内で時間をずらして交替でとる。
 - ・ 同時に利用できる人数の上限を設定し、掲示する。
- ・ 共用備品・ハイタッチ場所の清潔確保
 - ・ 共用備品（冷蔵庫、給湯器など）の取手部分や接触部分は定期的に消毒する。
 - ・ 頻回に接触を繰り返す場所（机やテーブル、椅子、ドアノブ）は、定期的にアルコール（70％以上95％以下）や次亜塩素酸水（80ppm以上）、次亜塩素酸ナトリウム（0.05％）で拭き取った後、水拭きをするなど消毒を行う。
 - ・ 消毒が難しい場合には、利用ルールを検討する。
- ・ ゴミ箱とゴミの処理（清掃業者、ビル管理会社の従業員の作業時にも適用）
 - ・ マスクや鼻をかんだティッシュは、フタつきのゴミ箱を設置し、そこに捨てるよう徹底する。
 - ・ ゴミ回収やゴミ捨てを行う際にはマスクと手袋を着用し、作業後は十分な手洗い、乾燥、手指消毒を行う。

□ 休憩場所・更衣室

- ・ 3密（密閉・密集・密接）を避け、会話を禁止し、安全にマスクを外した休憩が確保できる環境を整備する。
- ・ 更衣室内での会話や飲食の禁止を徹底する。

□ 食堂

- ・ 入室前の手洗いを徹底し、食事時の携帯電話の利用は原則禁止とする。
- ・ 対面での座席の配置は避け、座席の間隔は約1～2m確保する。
- ・ アクリル板などの遮蔽板をテーブルに設置する。
- ・ 食事時の会話は原則禁止する。
- ・ 飲食は短時間に済ませ、飲食後にマスクを外して会話する等の行為はしない。
- ・ 食事でマスクを外す際のルールを決める。
 - ・ マスク取り扱いのルールの作成例
 - （例1）清潔なティッシュ等の上にマスクの外側を下にして置く。
 - （例2）マスクを外す際は必ずゴムの部分を触るようにし、マスクの表面は触らない。
 - （例3）マスクの表面に触れてしまった場合、その都度石けんによる手洗いやアルコールによる手指消毒を行う。
 - （例4）直接テーブルにマスクを置いた場合は、テーブルを消毒する。

☐ 喫煙室

- ・ 喫煙は、手が口元に行く行為であり、感染予防が難しい行動である。喫煙者の重症化リスクも報告されており、感染予防・重症化予防の点から「喫煙室の閉鎖」が望ましい。
- ・ どうしても閉鎖できない場合
 - ・ 屋外の開放空間に喫煙所を設置する。
 - ・ 喫煙室内での会話や飲食は厳禁とする。
 - ・ 喫煙室でひとり約2mの間隔が取れるように利用人数を設定する。
 - ・ 喫煙室のドアを開ける際には、換気の徹底（換気の際、非喫煙スペースに空気の漏れがないか）に注意する。

5 トイレ・洗面所

☐ トイレ・洗面所の3密（密閉・密集・密接）対策・換気状況・衛生状態の確認

- ・ トイレ・洗面所の窓や出入口は、換気のため可能な範囲で開放する。
- ・ 窓や出入口を常時開放するのが難しい場合は、定期的に換気を行う。
- ・ 換気扇は常時稼動状態にする。
- ・ 使用前に便器を清拭消毒する。消毒液やペーパーを持参するのもよい。
- ・ 便器にフタがある場合、フタを閉めてから汚物を流すよう表示する。

☐ トイレ後の手洗いを徹底する。石けんを用いて、よく手を洗う。

☐ 正しい手洗いを啓発するポスターの掲示を検討する。

☐ 手洗い後は、手についた水を飛ばすことはせず、ペーパータオルできちんと拭き取って乾燥させる。濡れた手で物に触ると病原体が付着しやすくなるため、洗った後は十分乾燥させる。

☐ 手洗いの最後にアルコール等の手指消毒薬を使う場合、濡れた手のままではアルコール濃度が下がるため、乾いた手に対してアルコール手指消毒薬を使用する。

☐ 石けんによる十分な手洗いのあとのアルコール手指消毒は、必須ではない。

☐ ペーパータオルの設置あるいは個人用ハンカチ携帯を徹底する。

☐ タオルの共有はしない。

☐ 清掃を行う時にはマスクと手袋を着用し、十分に換気して行う。

☐ 歯磨きでブラッシング・うがいをする時には唾液が飛散しないように注意する。

6 来客対応（受付窓口・集配所を除く）

☐ 来訪者の人数制限

- ・ 部外者の訪問は、事前予約制とし、不要不急の訪問は原則禁止とする。
- ・ 来訪者には、訪問時、訪問日前14日以内に体調不良がないことを確認する。
- ・ 来訪者の氏名、緊急連絡先を記録する。
- ・ 来訪時は手指消毒を依頼する。
- ・ 社内感染予防対策への理解を求める掲示と説明を行う。
- ・ ゲスト名札はその都度消毒、またはディスポを検討する。

☐ 3密（密閉・密集・密接）を避けた待合スペースの設置

- ・ 待合椅子がある場合には、椅子を間引いて2m間隔を確保する。

7 受付窓口・集配所における対応

☐ 3密（密閉・密集・密接）対策・換気状況の確認

- ・ 室内の換気装置は作業時間中常時運転とする。
- ・ 出入口や窓を開放し、可能な限り定期的に室内の換気を行う。
 - ・ その場合、温度設定は時節の至適温度になるよう調整する。
- ・ ソーシャルディスタンシングを踏まえて、作業中の従業員同士の間隔をできる限り確保する。
- ・ 順番を待つ利用者（顧客）間のソーシャルディスタンシングの確保及び動線を明示する。

☐ 窓口（顧客）対応担当者の感染予防対策

- ・ マスクを着用する。
- ・ 対応台などは定期的な消毒を行う。
- ・ 業務終了ごとに手洗い・手指消毒・うがい等の感染予防対策を徹底する。
- ・ 時差出勤実施等により、必要最小限の人員が交替で勤務できる体制を整える。

☐ 私語控え・マスク着用に対する協力依頼（自動放送等を含む）

- ・ 作業中の私語は控えるよう、従業員に指導する。
- ・ 順番を待つ間の私語や飲食は控えるよう、利用者（顧客）に掲示や自動放送等で呼びかける。
- ・ 顧客にマスクの着用を協力依頼する。

□ 物品の受け渡し時の対応

- ・ 窓口にアクリル板・透明ビニールカーテン（難熱性）等を設置し利用者（顧客）との間を遮蔽する。
- ・ キャッシュレス決済を推進する。
- ・ 現金等の受け渡しでカルトンを利用した場合は、使用後に消毒する。
- ・ 顧客が使用する荷造り台は、椅子の間引き等により間隔を開けるとともに、向かい合わせとなる場合は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。

□ 物品の取り扱い・感染対策

- ・ 作業場のレイアウト変更により、従業員同士のソーシャルディスタンスを可能な範囲で確保する。
 - ・ 向かい合わせでの作業は避ける。
- ・ 物品取り扱い作業の前後では、手指消毒を徹底する。
 - ・ 取り扱い上支障がなければ、従業員及び利用者（顧客）が直に触れる物品の消毒も検討。

（２）運送・配送業務に従事する従業員

１ 健康確保・健康管理

□ 出勤前、体調不良時の早期連絡と出勤自粛

- ・ 全職員に出勤前に自宅で体温・風邪様症状のチェックを義務付け、毎日、記録簿を付けてもらう。
- ・ 発熱や有症状・体調がよくない場合には無理に出社せず、所属長の指示を仰ぐ。
- ・ 本人がPCR検査対象となった場合、症状の有無に関わらず検査結果が出るまでは休暇取得（出社不可）と外出禁止とする。
- ・ PCR検査対象者（家族以外を含む）と発症前2日以降（無症状の場合は検査日前2日以降）に接触した場合、濃厚接触者である可能性があるため、上司に報告し、出社しない。
- ・ 同居の家族等に感染者が出た可能性がある場合にも、出社せず同様に所属長の指示を仰ぐ。
 - ・ 発熱や有症状の定義・対応、同居の家族等に感染者が出た可能性がある場合については「3. 全従業員に対する対策（1）全従業員に対する周知・啓発 2 感染疑い時の出勤自粛等の考え方・勤務の取り扱い等」（p11）を参照
- ・ 配達先の住民が感染した場合、通常は短時間で配達業務が終了することを踏まえ、保健所から配達担当者が濃厚接触者と指定されない限り、毎日の体温・風邪様症状確認を継続する以外に特に対応はせず、通常業務を継続する。

□ 点呼内容の確認（健康管理の徹底）

- ・ 毎日の朝会の点呼で体調を確認する。

☐ アルコール検知器の使用

- ・ アルコール検知器の除菌および使用時の感染防止について配慮する。
- ・ 検知器や手指のアルコール除菌による誤検知を防ぐため、適切な測定法に留意する。
参考：「新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器の使用にあたっての留意事項」 <https://j-bac.org/topics/2020/95195/>

☐ 点呼時の感染予防対策の実施

- ・ 朝会は小単位で離れて短く行う。
- ・ 従業員同士のソーシャルディスタンス（2m離れる）を確保する。

☐ 乗務員等に対する接触確認アプリ（COCOA）の推奨

- ・ 会社で提供するキャリア回線には、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールしておく
- ・ 個人所有のスマートフォンにもインストールを勧める。
 - ・ 接触確認アプリ（COCOA）から陽性者との接触確認通知を受けた際の対応
 - ・ 通知された場合は、速やかに所属長に報告する。
 - ・ 報告を受けた所属長は報告者本人への聞き取りをおこなう（体調、症状の有無、接触の心当たり）。
 - ・ 報告者本人に症状がある場合や、PCR検査を受けることとなった場合は、マニュアルに沿った対応をとる。

2 車両環境・設備に関する対策

☐ 車内等換気の方法の確認

- ・ 走行中は、運転席・助手席・後部座席も窓を開け、常時換気することが望ましい。
- ・ カーエアコンは外気導入モードにして常時運転する。

☐ 寒冷対策との両立（冬場の換気等）

- ・ 寒冷期や雨天時などに窓の開放が難しい場合には、1時間に2回程度の換気を行う。

☐ 乗車人数と乗車位置

- ・ 乗車人数（同乗者）を可能な限り減らす。
- ・ 前部座席と後部座席に分けて座り、身体的距離を保つ。

☐ 運転席の感染防止対策の実施（シールド等）

- ・ 運転に支障がない場合、運転席と助手席及び運転席と後部座席の間に防護スクリーンを設置する。

☐ 車内等清掃方法や頻度について

- ・ 出発時に、ハンドルとトラック運転席のドアノブ、荷台扉のレバーなど直接触れる場所を消毒用アルコールなどで消毒する。
- ・ 作業者の交替時や業務終了時に、ハンドルやシフトレバー、ドアノブなど手が触れやすい箇所を消毒用アルコールなどで消毒する。
- ・ 車内のゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。
- ・ 会社より手指消毒用アルコール、拭き取り消毒用の物品などを支給し、車内に常備する。

☐ 感染者等が乗車した際の対応について

- ・ 所属長・車両管理者に直ちに報告する。
- ・ 保健所の指示や社内マニュアルに準じて、濃厚接触者として（同乗者は）健康観察を実施する。
- ・ 車両管理者は車両の消毒を指示する。
- ・ 車両のドアを開放して換気を実施した状態で、マスクや手袋を着用した上で、車内の手が触れやすい箇所を重点的に消毒用アルコールなどで消毒し、洗車機で車両を洗浄する。

3 運行中の対応

☐ 運行中のマスクの着用

- ・ 会社より従業員にマスクを支給し、（支給状況に応じた）定期的な交換を促す。
- ・ 運行中の車両内では、マスクの着用と咳エチケットの徹底を推奨する。

☐ 同乗者がいる場合は必ずマスクを着用する。☐ 同乗が予定されている場合や複数人が交替で同じ車両を共用する場合も、同乗前や引継ぎ前は必ずマスクを着用する（運行中もできるだけマスクを着用）。☐ 車内でマスクを外す場合は、決められた場所の清潔なペーパー等の上に置くなど、マスクの外面が車内に接触しないよう、不潔にならないように注意する。

- ・ 夏期のマスク着用について、熱中症予防の厚生労働省指針に基づき、屋外で2m以上離れている場合や、屋外での営業活動を行う場合の車中では、それぞれマスクの着用を義務付けない。

☐ 車両内の感染防止対策

- ・ 個々の従業員が占有することが可能な器具（ティッシュペーパー等）については、共有を避ける。
- ・ 複数人で車両を共用する場合は、個人占有物やゴミは、勤務交替時に必ず撤去する。
- ・ 作業服や帽子などの衣類はこまめに洗濯する。

□ 地域の感染状況に応じた運行スケジュール（国内）

- 地域の感染状況に注意する（情報は会社側が収集）。
- 移動に関し、感染が流行している地域への移動は極力控える（会社側が判断し指示）。
 - ・ 感染増大地区、流行地区への不要不急の移動は特に控える。
- 感染流行の状況に応じて、直行直帰とし、事業場に出社せず、直接客先や取引先に向かう、または帰宅する勤務形態を考慮する。
 - ・ 直行直帰の際には、自宅での健康確保・健康管理に特に留意すること。

□ 荷物の受け渡し、荷役

- マスクや手袋を着用する。
- 書類の受け渡しや荷物の積み卸しの際には、相手先との直接接触を減らすよう努める。荷積み前や荷卸し後は、車内の消毒に努める。
- 作業は1人で行う、または、複数名で行う場合は持ち場を分担するなど、できるだけお互いに距離をとって行う。共用のカートなど荷役機器を使った後は、手洗いまたはアルコール消毒を行う。

4 訪問・接客（配達）時の対策

□ 接客（配達）時のマスクの着用

- 接客（配達）時はマスクの着用を徹底する。
 - ・ 鼻と口を覆い、適切に着用する。
 - ・ マスクを外した時は会話をしない。

□ 物品の配達

- 物品の配達は、相手先に極力接触せず配達する。
- 対面配達の場合
 - ・ 迅速に配達し、配達前後に手指の消毒をする。
 - ・ 会話をする時は1m以上の距離をとり大声を出さない。
 - ・ 会員アプリ・事前メール・（訪問時の）インターホンなどで受け取り時のマスク装着を顧客にお願いする。
- 非対面配達の場合
 - ・ 顧客の申し出（事前電話やメール、インターホンによる）に従い、指示された場所に外置きをする。
 - ・ 駅・コンビニエンスストア・スーパー等に設置している専用の宅配ロッカーを介して荷物の受け渡しを行う。
 - ・ 配達前後の顧客との連絡は、会員アプリ・電話・メール・チラシなどを利用する。
 - ・ 作業前後に手指の消毒をする。

□ 受領印・サイン

- 対面配達・非対面配達に関わらず、伝票への受領印・サインの省略または代替え手段を検討する。
例) 配達したことを伝票に記載することで受領印・サインの代わりとする等

□ 配達時の感染予防対策の実施

- 配送担当者は消毒用アルコールを携帯し、配達終了のたびに手指の消毒を行うことが望ましい。
- 業務終了ごとに手洗い・うがい等の予防対策を徹底する。
- 配達者が発症した時のために、配達記録など誰とどこで会ったかメモを残す。

5 休憩・食堂

□ 休憩場所・食堂等の3密（密閉・密集・密接）対策・換気状況の確認

- 休憩や食事は、できるだけ混雑する場所（飲食店）や時間帯を避けてとるようにする。
- パーキングエリア等を利用する際には、混雑が予想される場所を回避する。
- 車両内で休憩を取る場合には、エアコンはできるだけ外気導入モードで運転し、定期的に窓を開けて車内の換気を行う。
- 休憩や食事の前後に手洗い・うがい・手指の消毒を行う（特に飲食の前後では必ず手洗い・うがいを実施する）。
- 公園の水飲み場などを利用してうがいする場合は、ペットボトルの水を持参するのがよい。

6 トイレ・洗面所

□ トイレ・洗面所の3密（密閉・密集・密接）対策・換気状況・衛生状態の確認

- ・ 運送・配送業務中にトイレ・洗面所など公共の施設を利用する際には、できるだけ清潔で換気の良い施設を利用する。
- ・ 使用前に便器を清拭消毒する。消毒液やペーパーを持参するのもよい。
- ・ 便器にフタがある場合、フタを閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ 運送・配送業務中に公共施設等のトイレを使用した後には、必ず手指の消毒を行う。
- ・ 使用後に石けんや消毒液で手洗いができるようにする。
 - ・ 備え付けが無くてもよいよう、石けんや消毒液を携帯するのもよい。
 - ・ 手拭き用のハンカチや使い捨てペーパーも常備する。

注意)・濡れた手にアルコール等の手指消毒薬を使うとアルコール濃度が下がるため、乾いた手に対して手指消毒薬を使用する。

- ・ ペーパータオルが設置されていないことを想定し個人用のハンカチ携帯を徹底。



5. その他の対策

(1) 寮における感染予防策

運送・配送サービス業では従業員向けに寮を有する事がある。寮内の通常の感染症対策に加え、感染者や濃厚接触者が発生した時の対応を検討する必要がある。

- ☐ 寮で発熱者・検査対象者・陽性者が出た場合のマニュアル整備を行う。
- ☐ 食堂や共用施設部分で濃厚接触者が発生しやすい環境になる点に留意する。寮の感染防止対策確認のために、産業医・保健師等に巡視を依頼し、助言・指導を得るとよい。
- ☐ 寮で感染者が出た場合には、直近2週間の行動履歴の聞き取りの際に、寮内での行動範囲や接触物（寮の食堂利用含む）および濃厚接触者の該当者の有無を確認し、保健所報告を準備する。職場・寮の更衣室やロッカーなど直近3日間の使用がある共用部分の消毒を実施する。
- ☐ 寮の利用者は、勤務する事業場が1か所ではない場合があり、濃厚接触者に指定された場合には、寮の利用者が勤務する事業場間の情報連携を速やかに行う。
- ☐ 検査で陽性となった者が寮内で療養する場合は、寮で他の入居者と会わないフロアでの個室隔離部屋を準備する。入浴・トイレは個室で使用させるほか、食事も個室でとらせるようにする。
- ☐ 感染者が治癒後に寮の自室へ戻る際は、感染者が「罪悪感」を持つことのないように温かく迎えるよう、寮の管理者を通じて寮の利用者に依頼し、差別防止に留意する
- ☐ 寮の居住従業員への連絡や所在確認の手段を明確にしておく。

□ 寮の感染予防策の例

- 検温
 - ・ 寮生全員が毎日検温を実施する。
- 共用部分の衛生管理
 - ・ 共用しているトイレのドア、風呂のドア、食堂、ロビー、洗面所などを定期的に消毒する。
 - ・ 共用スペースはできるだけ換気する。
- 食事時の注意
 - ・ 食事の際は必ず石けんを使用して手洗いを実施し、アルコール消毒を行う。
 - ・ 食事は対面を禁止し、隣の席は一つ空けて着席する。
- マスクの着用
 - ・ 自室内以外ではマスクを着用する。
- 寮生の外出管理
 - ・ 外出する際は玄関にある外出先記入リストに、行き先、氏名、外出時刻を記録する。
 - ・ 帰寮時にリストに帰寮時刻を記載し、手洗い・手指消毒・うがいを徹底する。
- 寮生自室の衛生管理
 - ・ 部屋内を清潔に保ち、各自換気を行う。



6. その他（情報リソース）情報収集について

- 1) 厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 2) 厚生労働省：新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html
- 3) 11月27日付け職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防および健康管理について
<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000698986.pdf>
- 4) 日本産業衛生学会：新型コロナウイルス感染症情報
<https://www.sanei.or.jp/?mode=view&cid=416>
- 5) 国立感染症研究所：新型コロナウイルス(COVID－19)関連情報ページ
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>
- 6) 厚生労働省：クラスター対策（換気対策）
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kansenkakudaiboushi-iryouteikyou.html#h2_6
- 7) 厚生労働省 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト
<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000657471.pdf>
- 8) 厚生労働省 自宅療養を行う患者等に対するフォローアップについて（健康観察票の入手可）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000622349.pdf>
- 9) ヘルステック研究所：健康観察（管理）アプリに関する情報
<https://www.htech-lab.co.jp/covid19/>
- 10) 厚生労働省：接触確認アプリ(COCOA)Q&A
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyou_00009.html
- 11) 厚生労働省「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html
- 12) (株)日本郵便：郵便・物流事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
<https://www.post.japanpost.jp/about/guideline/O1.pdf>
- 13) トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第2版）
 公益社団法人全日本トラック協会
<https://www.jta.or.jp/info/coronavirus/guideline2nd.pdf>
- 14) トラックターミナル事業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン
 全国トラックターミナル協会
<http://www.zentakyo.jp/guideline.pdf>
- 15) アルコール検知器協議会：新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器使用にあたっての留意事項
<https://j-bac.org/files/admission/files20200420173356.pdf>

- 16) ヤマト運輸HP
https://www.kuronekoyamato.co.jp/ytc/info/info_200407.html
- 17) 一般社団法人 航空貨物運送協会「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」
http://www.jafa.or.jp/_assets/attach/attach335.pdf?1610082383
- 18) みやぎ生協労政部：新型コロナウイルス感染症への当面【10月いっぱい】の対応策について
- 19) みやぎ生協共同購入運営部：新型コロナウイルスの共同購入内での対応マニュアル
- 20) 住友ゴム工業（株）白河工場 天清寮での新型コロナウイルス感染症対策マニュアル
- 21) （株）昇栄：新型コロナウイルス感染拡大防止基本方針
- 22) （株）昇栄：新型コロナウイルス感染拡大防止「新しい生活様式」に対応した活

資料：勤怠に関するマトリクス

社員が							
		濃厚接触者ではない		濃厚接触者である		感染した（PCR検査の結果が陽性）	
		(－)	(＋)	(－)	(＋)	(－)	(＋)
社員の同居家族が	濃厚接触者ではない	症状					
		(－)	出社可 1) PCR検査を受けさせることを検討する。陰性で、かつ新型コロナウイルス感染症が強く否定された場合には、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過している状態を確認して復帰させる。 2) PCR検査を受けない場合は、以下の基準に基づいた職場復帰を推奨する。 →＜職場復帰の目安＞ ①発症後に少なくとも8日が経過している。 ②解熱後に少なくとも72時間が経過しており^(a)、発熱以外の症状^(b)が改善傾向である。	自宅待機 社員がPCR検査を受けることになる。検査結果が陰性だった場合でも、「患者（確定例）」の感染可能期間の最終曝露日から14日間の健康観察が指示される。	出社不可 →＜職場復帰の目安＞ 次の条件をいずれも満たす状態で職場復帰させる。 ①発症後（ないし診断確定後）に少なくとも10日が経過している。 ②解熱後に少なくとも72時間が経過しており^(a)、発熱以外の症状が改善傾向である^(b)。		
	(＋)						
	濃厚接触者である	症状	(－)	出社可 or 自宅待機 社員の同居家族がPCR検査を受けることになる。家庭内での感染予防対策を徹底して出社することも可能。もしくは、同居家族のPCR検査結果が出るまで出社を待たせる。			
(＋)							
感染した（PCR検査の結果が陽性）	症状	(－)					
	(＋)						

* 「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、一定の条件に該当する者をいう。患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触があった者、手で触れることのできる距離（目安は1m）で、必要な感染予防策なしで、患者（確定例）と15分以上の接触があった者などが該当する。原則として全ての「濃厚接触者」に対してPCR検査が行われる。

(a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用していない

(b) 咳・倦怠感・呼吸苦などの症状（ただし味覚・嗅覚障害については遷延することがある）

このマニュアルは、令和2年度厚生労働行政推進調査事業補助金（厚生労働科学特別研究事業）「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアルの作成に資する研究（代表者：川上憲人 公益社団法人 日本産業衛生学会・理事長）」において、運送・配送サービス業のマニュアル作成グループにより作成されたものです。

本マニュアルとチェックリストの内容は、作成時点の関連するガイドライン等に基づいています。ガイドライン等が更新されている場合には、そちらに準拠してください。

本文に記載したハイパーリンク(URL)は、作成時のものであり、その後の更新などでリンク先が無効になっている場合があります。ご注意ください。

2021年3月

謝辞：本マニュアルの作成にあたって、資料のご提供ならびにご意見をいただいた、みやぎ生協様、(株)昇栄様に感謝申し上げます。

運送・配送サービス業のマニュアル作成グループ名簿

<分担研究者・責任者>

黒澤 一 東北大学 大学院医学系研究科 産業医学分野 教授

<メンバー>

色川 俊也 東北大学 大学院医学系研究科 産業医学分野 准教授

大河内眞也 東北大学 大学院医学系研究科 産業医学分野 講師

玉井ときわ 東北大学 大学院医学系研究科 産業医学分野 助教

大内みやこ 東北大学 大学院医学系研究科 産業医学分野 非常勤講師

<作業部会>

三浦絵美里 東北大学 大学院医学系研究科 産業医学分野

五十嵐 侑 東北大学 大学院医学系研究科 産業医学分野

村上 知征 東北大学 大学院医学系研究科 産業医学分野

菅野 恭加 東北大学 大学院医学系研究科 産業医学分野

荒川梨津子 石巻赤十字病院

運送・配送サービス業における 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）予防対策チェックリスト

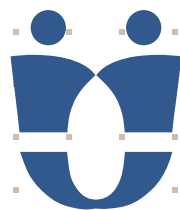
使用方法：各項目について、**ほぼできている（○）、改善の余地あり（△）、できていない（×）、該当しない（－）**を確認欄に記入します。△、×のついた項目をマニュアルで確認し、改善できないか検討します。

分類	確認項目	確認	マニュアルの 対応部分
1 感染予防対策 に関わる労働 衛生管理体制	1-1 事業者は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を積極的に推進する事を表明し、顧客や社員へ周知している。	☐	2.(1) 6ページ
	1-2 感染予防対策のための事業場内管理体制を整備している。 （補足）産業医などの産業保健専門職がいる事業場では、医学的な助言指導を積極的に求め、そうでない事業場は、最寄りの産業保健総合支援センター、産業保健総合支援センター地域窓口（通称：地域産業保健センター）を活用する。	☐	2.(2) 6ページ
	1-3 関係企業（派遣・業務委託・下請けなど）と情報交換できるように、各会社の担当窓口を確認している。	☐	2.(3) 7ページ
	1-4 従業員が新型コロナウイルスに感染した場合あるいは感染の可能性がある場合、職場での過度の隔離措置や不必要な長期休業を命令しないと いった適正なルールが定められている。	☐	3.(1) 11-15ページ
	1-5 感染症対策本部等が、地域の感染流行状況に応じて、都度、会社としての方針を具体的に指示する体制を整備している。	☐	2.(2) 6ページ
2 職場環境の管 理・改善	2-1 従業員同士あるいは従業員と客とのフィジカルディスタンスが、2mを確保できるようにしている。（同乗者同士の場合は、できるだけ離れた席を利用する） （補足）お互いにマスクを着用しているのであれば、1mでも可。	☐	4.(1) 26ページ
	2-2 窓口利用者（顧客）間のフィジカルディスタンスの確保および動線を明示している。	☐	4.(1) 32ページ
	2-3 換気の悪い空間にならないように、建築物衛生法（ビル管理法）が示す空気環境の基準に適合するように機械換気や自然換気を行っている。 （車内では、外気導入モードで常時運転する。）	☐	4.(1) 25ページ
	2-4 事業場の相対湿度は、40％以上になるように努めている。	☐	4.(1) 25ページ

分類		確認項目		確認	マニュアルの 対応部分
		2-5	事業場内（車内）の定期清掃、共用機器の定期的な消毒を行い、清潔を維持できている。 （補足）抗菌コーティングなどは、新型コロナウイルスへの予防効果に関する十分な証拠がなく、清掃・消毒の代替とならないことに留意する。	☐	4.(1) 27ページ 4.(2) 35ページ
3	作業方法の管理・従業員の感染防護	3-1	業務中は、従業員へマスク着用を指示し、顧客に対しても、店舗内でのマスク着用を依頼している。	☐	4.(2) 35ページ
		3-2	物品取り扱いの際には、可能なら手袋を着用して作業を行う。取り扱い上支障がなければ、社員および利用者（顧客）が直に触れる物品の消毒も検討する。	☐	4.(1) 33ページ
		3-3	従業員は、時間を決めてこまめに石けんでの手洗いまたはアルコール消毒薬等による手指衛生を励行している。	☐	3.(1) 9ページ
		3-4	物品の受け渡しなど、客との接触があった場合、随時、手指のアルコール消毒等を行い手指の衛生を保つ。	☐	4.(2) 37ページ
		3-5	窓口業務では、客からの飛沫を直接浴びることを防御する目的として、フェイスシールドや保護めがね、ビニールカーテンなどを使用している。	☐	4.(1) 33ページ
4	従業員の健康確保・健康管理	4-1	毎日実施すべき体調確認項目（発熱や症状の有無）および該当症状を認めた場合の措置（医療機関受診や出社禁止の指示）を定め、従業員へ周知し、職場で徹底している。	☐	3.(1) 9ページ
		4-2	高年齢の従業員、妊娠している従業員または基礎疾患を有する従業員には、必要に応じて就業（通勤を含む）上の配慮を行うようにしている。	☐	3.(3) 22-23ページ
		4-3	濃厚接触者となった疑いがある従業員に対して、保健所により特定されるまでの期間、体調確認を強化すると同時に、予め自宅待機・テレワーク等の暫定措置を行っている。	☐	3.(1) 14ページ
5	従業員の教育・意識向上	5-1	従業員向けの新型コロナウイルスに関する教育を実施している。 （補足）症状、感染経路、潜伏期、感染予防対策、体調不良時の対応などに関する内容など。	☐	3.(1) 16ページ

分類		確認項目	確認	マニュアルの 対応部分
6	その他 (付帯設備で の対応、プ ライバシーへの 配慮)	6-1 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA） 等を利用し、感染者との接触状況の把握などに 十分注意している。運送・配送業務従事者は配 達先の住民が感染した場合にマニュアルに準じ た適切な対応をとる。	☐	4.(2) 33-34ページ
		6-2 食堂・休憩室では、利用人数の制限や利用時間 の分散を行い、対面での座席の配置は避け、座 席の間隔は約1～2m確保し、アクリル板など の遮蔽板をテーブルに設置し、入室前の手洗い の徹底、食事中の会話禁止、携帯電話の利用禁 止を行っている。	☐	4.(1) 30ページ
		6-3 トイレ・手洗洗面台では、ペーパータオルある いは個人用ハンカチやハンドタオルを使用して いる。運転・配送業務従事者は、便器を清拭消 毒する消毒液やペーパーを持参する。	☐	4.(1) 31ページ
		6-4 物品の配達は、迅速に、相手先に極力接触せず 行い、受領印・サインの省略または代替手段を 検討する。	☐	4.(2) 36ページ
		6-5 適正な個人情報管理（従業員の健康情報管理）、 プライバシーへの配慮に関する必要な措置を定 めている。	☐	3.(1) 9ページ

このチェックリストは、令和2年度厚生労働行政推進調査事業補助金（厚生労働科学特別研究事業）「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアルの作成に資する研究（代表者：川上憲人 公益社団法人 日本産業衛生学会・理事長）」において、運送・配送サービス業のマニュアル作成グループにより作成されたものです。



オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

制定：2020年5月14日

改訂：2020年12月1日

再訂：2021年4月13日

一般社団法人 日本経済団体連合会

1. はじめに

企業は、従業員、顧客、取引先、地域住民はじめ関係者の生命と健康を守り、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に向けた、様々な取り組みを展開し、感染症の抑制に成果を上げてきた。一方、今後、完全な感染症の終息までの期間が長期にわたることを考えると、一層感染防止のための取り組みを進め、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していく役割に加え、事業を通じた国民生活への貢献拡大という役割が求められる。

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針¹（3月28日。5月4日変更。以下「対処方針」という）」や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の分析・提言²などを踏まえ、事業者のオフィス（ここでいうオフィスとは労働安全衛生法上の事業場の概念であり、従業員が事務作業を行う事業場をいう）において、個々の業界や事業場の実態に応じた新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項について、参考として整理したものである。

事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」や、所属する業界団体などで示される指針等を踏まえ、必要に応じ、衛生委員会等を開催し、個々のオフィスの様態などを考慮した創意工夫を図りながら、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むよう努めていただきたい。

また、自らの事業場の感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、取引先企業、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援に積極的に貢献していくことをお願いしたい。

本ガイドラインは、緊急事態宣言下はもとより、緊急事態宣言が終了した段階においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。本ガイドラインの内容は、関係省

¹ https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html

² 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html

庁や専門家の知見を得て作成したものである。今後も、感染症の動向や専門家の知見、対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、職場における感染防止対策の取り組みが、社会全体の感染症拡大防止に繋がることを認識した上で、対策に係る体制を整備し、個々の職場の特性に応じた感染リスクの評価を行い、それに応じた対策を講ずる。

特に、従業員への感染拡大を防止するよう、通勤形態などへの配慮、個々人の感染予防策の徹底、職場環境の対策の充実などに努めるものとする。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

- ・ 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・ 国・地方自治体・業界団体などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 健康確保

- ・ 従業員に対し、出勤前に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員は、必要に応じ、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- ・ 発熱などの症状により自宅で療養することとなった従業員は毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針³などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・ 上記については、事業場内の派遣労働者や請負労働者についても派遣事業者・請負事業者を通じて同様の扱いとする。

³ 日本渡航医学会・日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」（第4版）など（<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide1215koukai.pdf>）

(3) 通勤

- ・ テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差通勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ・ 自家用車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつこれを承認することが考えられる。

(4) 勤務

- ・ 飛沫感染防止のため、人と人との間に一定の距離を保てるよう、仕切りのない対面の人員・座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど、工夫する。仕切りがなく対面する場合には、顔の正面からできる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、工夫する。
- ・ 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備や石けんなどを配置する。また、水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置する。
- ・ 従業員に対し、常時マスク着用に努めるよう徹底する。ただし、人との距離を十分確保できる場合には、状況に応じてマスクを外すこともできる。
- ・ 建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。窓が開く場合1時間に2回以上、窓を開け換気する（寒冷期はこまめに）。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。換気の効果を確認するうえでCO2モニター等を活用する方法もある。
- ・ オフィス内の湿度については、事務所衛生基準規則等に基づき、空調設備や加湿器を適切に使用することにより、相対湿度40%～70%になるよう努める。寒冷期は適度な保湿が感染拡大防止に有効であると考えられていることに配慮する。
- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・ 人と人が頻繁に対面し、かつマスクの着用を徹底できない場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・ 外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかないようにする。
- ・ 出張については、地域の感染状況や出張先の感染防止対策に注意する。
- ・ 外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所などを記録に残す。
- ・ 会議やイベントはオンラインで行うことも検討する。
- ・ 株主総会については、事前の議決権行使を促すことなどにより、来場者のない形での開催も検討する。

- ・ 会議を対面で行う場合、マスクを着用し、換気に留意する。また、椅子を減らしたり、机などに印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。
- ・ 対面の社外の会議やイベントなどについては、感染防止対策などを確認したうえで、最小人数とし、マスクを着用する。
- ・ 採用説明会や面接などについては、オンラインでの実施も検討する。
- ・ テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン⁴などを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する。

(5) 休憩・休息スペース

- ・ 共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒する。
- ・ 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り2メートルを目安に顔の正面から距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、休憩スペースの追設や休憩時間をずらすなどの工夫を行う。
- ・ 特に屋内休憩スペースについては、スペース確保や、常時換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。
- ・ 食堂などで飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、顔の正面からできる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努める。施設の制約などにより、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。

(6) トイレ

- ・ 便器は通常の清掃で問題ないが、使用頻度の高いときは清掃も1日複数回行うなど、清潔に保つ。
- ・ トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ 共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。ハンドドライヤー設備は、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する。

(7) 設備・器具

- ・ ドアノブ、電気のスイッチ、手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・椅子などの共有設備については、頻繁に洗浄・消毒を行う。

⁴ 厚生労働省「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11911500/000683359.pdf> などを参照

- ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

※設備・器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

(8) オフィスへの立ち入り

- ・ 取引先等を含む外部関係者の立ち入りについては、必要な範囲にとどめ、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求め、立ち入り者を記録する。
- ・ 名刺交換はオンラインで行うことも検討する。

(9) 従業員に対する感染防止策の啓発等

- ・ 従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、政府・専門家の発表している『「新しい生活様式」の実践例⁵「職場におけるコロナ感染症対策のお知らせ」⁶（特にトイレや休憩・休息スペース等、“場の切り替わり”での対策等）を周知するなどの取り組みを行う。
- ・ 従業員に対し、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の利用を呼びかける。COCOAを通じて接触の通知を受けた従業員に対しては、検査とともに、検査結果が出るまでの自己隔離を促す。
- ・ 公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用など咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話を控えることなどを徹底する。
- ・ 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業場内で差別されることなどがないよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。
- ・ 発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。
- ・ 過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。
- ・ 取引先企業にも同様の取り組みを促すことが望ましい。

⁵ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

⁶ https://corona.go.jp/proposal/pdf/facing_shokuba_20210319.pdf

(10) 感染者が確認された場合の対応

①従業員の感染が確認された場合

- ・ 保健所、医療機関の指示に従う。
- ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の従業員に自宅待機させることを検討する。
- ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う⁷。
- ・ オフィス内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。

②複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の従業員で感染が確認された場合

- ・ 保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

(11) その他

- ・ 総括安全衛生管理者や安全衛生推進者は、地域の保健所の連絡先を把握し、保健所の聞き取りなどに協力する。

以 上

⁷ 個人情報保護委員会「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて」(https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19/)などを参照。

製造事業場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

制定：2020年5月14日

改訂：2020年12月1日

再訂：2021年4月13日

一般社団法人 日本経済団体連合会

1. はじめに

企業は、従業員、顧客、取引先、地域住民はじめ関係者の生命と健康を守り、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に向けた、様々な取り組みを展開し、感染症の抑制に成果を上げてきた。一方、今後、完全な感染症の終息までの期間が長期にわたることを考えると、一層感染防止のための取り組みを進め、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していく役割に加え、事業を通じた国民生活への貢献拡大という役割が求められる。

多くの製造事業場（ここでいう製造事業場とは、労働安全衛生法上の事業場概念であり、従業員が機械等を操作し、製品製造等を行う事業場をいう）については、医療体制の維持、支援が必要な方々の保護の継続、国民の安定的な生活の確保及び社会の安定の維持に必要な物資を製造、供給する重要な社会基盤であるとの認識から、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針¹（3月28日。5月4日変更。以下「対処方針」という）」においても、業務の継続を求めている。ただし、製造事業場においてはテレワークの実施が難しい面があり、職場における感染拡大対策の工夫・強化が大変重要になる。

本ガイドラインは、対処方針や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の分析・提言²等を踏まえ、製造事業場を運営する事業者が、個々の業界や事業場の実態に応じた新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項について、参考として整理したものである。

製造事業場を運営する事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」や、所属する業界団体などで示される指針等を踏まえ、必要に応じ、衛生委員会等を開催し、個々の製造事業場の様態などを考慮した創意工夫を図りながら、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努めていただきたい。

また、自らの製造事業場の感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、取引先企業、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援に積極的に貢献していくことをお願いしたい。

本ガイドラインは、緊急事態宣言下はもとより、緊急事態宣言が終了した段階においても、

¹ https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html

² 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html

新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。本ガイドラインの内容は、関係省庁や専門家の知見を得て作成したものである。今後も、感染症の動向や専門家の知見、対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、職場における感染防止対策の取り組みが、社会全体の感染症拡大防止に繋がることを認識した上で、対策に係る体制を整備し、個々の職場の特性に応じた感染リスクの評価を行い、それに応じた対策を講ずる。

特に、従業員への感染拡大を防止するよう、通勤形態などへの配慮、個々人の感染予防策の徹底、職場環境の対策の充実などに努めるものとする。

なお、製造事業場にも管理部門があることから、適宜「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を参照する。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

- ・ 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・ 国・地方自治体・業界団体などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 健康確保

- ・ 従業員に対し、出勤前に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員は、必要に応じ直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- ・ 発熱などの症状により自宅で療養することとなった従業員は毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針³などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。

³ 日本渡航医学会・日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」（第4版）など（<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide1215koukai.pdf>）

- ・ 上記については、事業場内の請負労働者や派遣労働者についても請負事業者・派遣事業者を通じて同様の扱いとする。

(3) 通勤

- ・ 管理部門などを中心に、テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差通勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ・ 自家用車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつこれを承認することが考えられる。

(4) 勤務

- ・ 飛沫感染防止のため、従業員が、顔の正面からできる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、作業空間と人員配置について工夫する。一定の距離を確保できない場合には、仕切りを設けるなどする。
- ・ 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備や石けんなどを配置する。また、水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置する。
- ・ 従業員に対し、常時マスク着用に努めるよう促す。特に、複数名による共同作業など近距離、接触が不可避な作業工程では、これを徹底する。ただし、人との距離を十分確保できる場合には、状況に応じてマスクを外すこともできる。
- ・ 建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。窓が開く場合1時間に2回以上、窓を開け換気する（寒冷期はこまめに）。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。換気の効果を確認するうえでCO2モニター等を活用する方法もある。
- ・ 寒冷期は適度な保湿（相対湿度40%以上が目安）が感染拡大防止に有効であると考えられていることに配慮し、製造事業場の用途、設備等に応じて適切な保湿を確保するよう努める。
- ・ シフト勤務者のロッカールームをグループごとに別々の時間帯で使用するなどにより、混雑や接触を可能な限り抑制する。
- ・ 朝礼や点呼などは、小グループにて行うなど、一定以上の人数が一度に集まらないようにする。
- ・ 工程ごとに区域を整理（ゾーニング）し、従業員が必要以上に担当区域と他の区域の間を往来しないようにする。また、一定規模以上の製造事業場などでは、シフトをできる限りグループ単位で管理する。

(5) 休憩・休息スペース

- ・ 共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒する。
- ・ 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り 2 メートルを目安に顔の正面から距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、休憩スペースの追設や休憩時間をずらすなどの工夫を行う。
- ・ 特に屋内休憩スペースについては、スペースの確保や、常時換気を行うなど、3 つの密を防ぐことを徹底する。
- ・ 食堂などで飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、できる限り 2 メートルを目安に顔の正面から距離を確保するよう努める。施設の制約などにより、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。

(6) トイレ

- ・ 便器は通常の清掃で問題ないが、使用頻度の高いときは清掃も 1 日複数回行うなど、清潔に保つ。
- ・ トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ 共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。ハンドドライヤー設備は、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する。

(7) 設備・器具

- ・ 生産設備の制御パネル、レバーなど、作業中に従業員が触る箇所について、作業者が交代するタイミングを含め、定期的に消毒を行う。設備の特性上、消毒できないものは、個人別の専用手袋などを装着して作業にあたる。
- ・ 工具などのうち、個々の従業員が占有することが可能な器具については、共有を避ける。共有する工具については、定期的に消毒を行う。
- ・ ドアノブ、電気のスイッチ、手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・椅子などの共有設備については、頻繁に洗浄・消毒を行う。
- ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

※設備・器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

(8) 事業場への立ち入り

- ・ 一般向けの施設見学や取引先等を含む外部関係者の立ち入りについては、必要な範囲にとどめ、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求め、立ち入り者を記録する。

(9) 従業員に対する感染防止策の啓発等

- ・ 従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、政府・専門家の発表している「『新しい生活様式』の実践例」⁴「職場におけるコロナ感染症対策のお知らせ」⁵（特にトイレや休憩・休息スペース等、“場の切り替わり”での対策等）を周知するなどの取り組みを行う。
- ・ 従業員に対し、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を呼びかける。COCOAを通じて接触の通知を受けた従業員に対しては、検査とともに、検査結果が出るまでの自己隔離を促す。
- ・ 公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用など咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話を控えることなどを徹底する。
- ・ 作業服などを貸与している場合、従業員がこまめに洗濯するよう促す。
- ・ 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業場内で差別されることなどがないよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。
- ・ 発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。
- ・ 過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。
- ・ 取引先企業にも同様の取り組みを促すことが望ましい。

(10) 感染者が確認された場合の対応

- ・ 保健所、医療機関の指示に従う。
- ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の従業員に自宅待機させることを検討する。

⁴ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

⁵ https://corona.go.jp/proposal/pdf/facing_shokuba_20210319.pdf

- ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う⁶。
- ・ 事業場内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。

(11) その他

- ・ 総括安全衛生管理者や安全衛生推進者は、地域の保健所の連絡先を把握し、保健所の聞き取りなどに協力する。

以 上

⁶ 個人情報保護委員会「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて」(https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19/)などを参照。

[ホーム](#)[経団連について](#)[Policy\(提言・報告書\)](#)[Action\(活動\)](#)[会長コメント／スピーチ](#)[トップ](#) > [Policy\(提言・報告書\)](#) > [CSR、消費者、防災、教育、D&I](#) > 主な変更箇所一覧[Policy\(提言・報告書\)](#) [CSR、消費者、防災、教育、D&I](#)

主な変更箇所一覧

[新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインの再訂について](#)

主な変更箇所一覧

2021年4月13日
一般社団法人 日本経済団体連合会

2021年4月13日に行った改訂における主な変更箇所、変更の趣旨、ガイドラインの該当箇所は以下の通り。

(1) トイレにおける接触感染防止の徹底

① 趣旨

トイレにおける接触感染の防止を徹底するため、便器の複数回の清掃や、ハンドドライヤー設備のメンテナンスや清掃等の契約等の確認、定期的な清掃を明記する。

② ガイドラインの該当箇所

(オフィス・製造事業場) 3 (6) トイレ

(2) ハンドドライヤー利用停止の削除

① 趣旨

オフィスや製造事業場といった、基本的に有症者がいない管理された場所のトイレでのハンドドライヤーの利用での感染リスクは限定されること、また、ハンドドライヤーの利用で発生する水滴、マイクロ飛沫による感染リスクが極めて小さいことが、複数の実験と数値流体シミュレーションを組合せて確認できたことから、ハンドドライヤーの利用停止を削除する。

② ガイドラインの該当箇所

(オフィス・製造事業場) 3 (6) トイレ

(3) トイレや休憩・休息スペース等利用時の対策の徹底

① 趣旨

トイレや休憩・休息スペース等、“場の切り替わり”での対策の徹底のため「職場におけるコロナ感染症対策のお知らせ」の周知を記載する。

② ガイドラインの該当箇所

(オフィス・製造事業場) 3 (9) 従業員に対する感染防止策の啓発等

以 上

[「CSR、消費者、防災、教育、D&I」はこちら](#)

Policy(提言・報告書)

[総合政策](#)[経済政策、財政・金融、社会保障](#)[税、会計、経済法制、金融制度](#)[産業政策、行革、運輸流通、農業](#)[都市住宅、地域活性化、観光科学技術、情報通信、知財政策](#)[環境、エネルギー](#)[CSR、消費者、防災、教育、D&I](#)[労働政策、労使関係、人事賃金](#)[経済連携、貿易投資](#)[国際協力](#)[地域別・国別](#)[バックナンバー](#)

▲ ページトップへ

経団連トップ

経団連について

Policy(提言・報告書)

会長コメント／スピーチ

新着情報メールサービス

経団連とは

総合政策

環境、エネルギー

会長コメント

ご意見・ご要望

会長挨拶

経済政策、財政・金融、社会保障

CSR、消費者、防災、教育、D&I

記者会見における会長発言

役員名簿

税、会計、経済法制、金融制度

労働政策、労使関係、人事賃金

会長スピーチ

委員会一覧

産業政策、行革、運輸流通、農業

経済連携、貿易投資

Action(活動)

著作権、リンク等について

会員一覧

都市住宅、地域活性化、観光

国際協力

リンク

電子公告

科学技術、情報通信、知財政策

地域別・国別

月刊経団連

事務局

お知らせ

関連組織

表示：パソコン | [スマートフォン](#)

Copyright © 1995-2021. Keidanren. All Rights Reserved.

[ホーム](#)[経団連について](#)[Policy\(提言・報告書\)](#)[Action\(活動\)](#)[会長コメント／スピーチ](#)[トップ](#) > [Policy\(提言・報告書\)](#) > [CSR、消費者、防災、教育、D&I](#) > 「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」について[Policy\(提言・報告書\)](#) [CSR、消費者、防災、教育、D&I](#)

「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」について

2020年5月14日

各 位

一般社団法人 日本経済団体連合会
会長 中西宏明

「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」について

企業は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に向けた、様々な取り組みを展開し、感染症の抑制に成果を上げてきました。一方、その完全な終息までの期間が長期にわたることを考えると、企業には、感染防止のための取り組みを一層進め、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していく役割に加え、事業を通じた国民生活への貢献拡大という役割が求められます。

そこで経団連では、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の分析・提言などを踏まえ、個々の業界や事業場の実態に応じた新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の参考としてガイドライン（オフィス向け、製造事業場向け）を作成しました。

つきましては、対処方針の趣旨・内容をご理解いただいた上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」や、所属する業界団体などで示される指針等を踏まえ、創意工夫を図りながら、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を引き続き果たして頂きますようお願い申し上げます。

なお、本ガイドラインは、今後も、感染症の動向や専門家の知見、対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行ってまいります。

[改訂版（2020年12月1日）はこちら](#)

【別添】

- [オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン](#)
- [製造事業場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン](#)

【参考資料】

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」
（政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定、2020年5月4日変更）
https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html
- 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」
（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、2020年5月4日）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html

Policy(提言・報告書)

[総合政策](#)[経済政策、財政・金融、社会保障](#)[税、会計、経済法制、金融制度](#)[産業政策、行革、運輸流通、農業](#)[都市住宅、地域活性化、観光
科学技術、情報通信、知財政策](#)[環境、エネルギー](#)[CSR、消費者、防災、教育、D&I](#)[労働政策、労使関係、人事賃金](#)[経済連携、貿易投資](#)[国際協力](#)[地域別・国別](#)[バックナンバー](#)

以 上

[「CSR、消費者、防災、教育、D&I」はこちら](#)

▲ ページトップへ

経団連トップ

経団連について

Policy(提言・報告書)

会長コメント／スピーチ

新着情報メールサービス

経団連とは

総合政策

環境、エネルギー

会長コメント

ご意見・ご要望

会長挨拶

経済政策、財政・金融、社会保障

CSR、消費者、防災、教育、D&I

記者会見における会長発言

個人情報保護

役員名簿

税、会計、経済法制、金融制度

労働政策、労使関係、人事賃金

会長スピーチ

著作権、リンク等について

委員会一覧

産業政策、行革、運輸流通、農業

経済連携、貿易投資

Action(活動)

リンク

会員一覧

都市住宅、地域活性化、観光

国際協力

月刊経団連

電子公告

科学技術、情報通信、知財政策

地域別・国別

お知らせ

事務局

関連組織

表示：パソコン | [スマートフォン](#)

Copyright © 1995-2021. Keidanren. All Rights Reserved.

[ホーム](#)[経団連について](#)[Policy\(提言・報告書\)](#)[Action\(活動\)](#)[会長コメント／スピーチ](#)[トップ](#) > [Policy\(提言・報告書\)](#) > [CSR、消費者、防災、教育、D&I](#) > 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインの改訂について[Policy\(提言・報告書\)](#) [CSR、消費者、防災、教育、D&I](#)

新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインの改訂について

2020年12月1日

一般社団法人 日本経済団体連合会

経団連では、新型コロナウイルス感染症と共存するウィズコロナの期間において、感染症のまん延を防止しつつ、事業を通じた国民生活への貢献を行うために事業者が留意すべき基本的事項として、5月14日に、オフィスと製造事業所それぞれを対象に「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（以下、ガイドライン）を取りまとめました。

その後、感染症に関するエビデンスの蓄積によって、より効果的な対策が明らかになってきたことから、感染防止策を講じつつ、円滑な事業活動が行えるよう、今般、ガイドラインの改訂をすることにいたしました。

つきましては、今般の変更内容や変更の趣旨等をご理解いただいた上で、本ガイドラインや、所属する業界団体などで示される指針等を踏まえ、引き続き、新型コロナウイルスの感染予防と事業活動の両立に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

なお、本ガイドラインは、今後も、感染症の動向や専門家の知見、対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行ってまいります。

[再訂版（2021年4月13日）はこちら](#)

【別添】

- ・ [オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン](#) （2020年12月1日改訂）
- ・ [製造事業場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン](#) （2020年12月1日改訂）
- ・ [主な変更箇所一覧](#)

【参考】

- ・ [「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」について](#) （2020年5月14日）

以 上

[「CSR、消費者、防災、教育、D&I」はこちら](#)

Policy(提言・報告書)

[総合政策](#)[経済政策、財政・金融、社会保障](#)[税、会計、経済法制、金融制度](#)[産業政策、行革、運輸流通、農業](#)[都市住宅、地域活性化、観光](#)[科学技術、情報通信、知財政策](#)[環境、エネルギー](#)[CSR、消費者、防災、教育、D&I](#)[労働政策、労使関係、人事賃金](#)[経済連携、貿易投資](#)[国際協力](#)[地域別・国別](#)[バックナンバー](#)[経団連トップ](#)[経団連について](#) [Policy\(提言・報告書\)](#)[会長コメント／スピーチ](#)[新着情報メールサービス](#)[▲ ページトップへ](#)

経団連とは
会長挨拶
役員名簿
委員会一覧
会員一覧
電子公告
事務局
関連組織

総合政策
経済政策、財政・金融、社会保障
税、会計、経済法制、金融制度
産業政策、行革、運輸流通、農業
都市住宅、地域活性化、観光
科学技術、情報通信、知財政策

環境、エネルギー
CSR、消費者、防災、教育、D&I
労働政策、労使関係、人事賃金
経済連携、貿易投資
国際協力
地域別・国別

会長コメント
記者会見における会長発言
会長スピーチ

Action(活動)

月刊経団連

お知らせ

ご意見・ご要望

個人情報保護

著作権、リンク等について

リンク

表示：パソコン | [スマートフォン](#)

Copyright © 1995-2021. Keidanren. All Rights Reserved.

